

令和6年 第4回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和6年第4回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和6年12月6日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和6年12月6日 午前10時00分

1. 散 会 令和6年12月6日 午後 1時33分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行 君	書記 宇都宮 愛子 君
	書記 穴見 紗里奈 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	
総務課長 佐藤 則和 君	教委事務局長 久野 由美 君
情報政策課長 田邊 国昭 君	産業課長 穴井 徹 君
税務住民課長 中島 高宏 君	建設課長 小野 昌伸 君
福祉課長 宮崎 智幸 君	
建設課審議員 谷口 正浩 君	総務課審議員 松本 徳幸 君
町民課保育園長 室原 由美 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 高村 祝次 君

7番 松本 明雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月6日から12月12日までの7日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 6.12.6)

議長（熊谷博行君） 皆様、おはようございます。

師走に入り大変寒くなりました。くれぐれも体調管理されますようお願いいたします。

10月、11月と怒涛の如く過ぎたように感じられます。10月に衆議院選、文化祭、子ども議会。大変内容があった子ども議会だったのかなと思っておりましたが。それからロードレース大会、明日が人権啓発フェスティバル。二、三日前に私こっそり家族に内緒で西原村の大相撲観戦に行ってみりましたが、テレビに出る新聞に出るやっぱりこっそり行くものではないというのを痛感しました。

早速ではございますが、令和6年第4回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げたところ、各議員におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、おはようございます。

本日は令和6年第4回小国町議会定例会ということで、御多用の中にもかかわりませずお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。議長からの御挨拶にもございましたように師走に入り本当に私用公用たくさん皆様方もあられると思っております。私も12月いっぱいしっかり働いてまた来年に向けて頑張ってみようというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。定例会におきましては本日そして来週の2日間にわたって7人の皆様からまた一般質問をお受けする予定になっております。皆様方から今回の定例会も様々な御意見をいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和6年第4回小国町議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。なお、村上教育長は病気のため本日欠席でございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 高村祝次君

7番 松本明雄君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、去る12月2日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日12月6日から12月12日までの7日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月6日から12月12日までの7日間と決定いたしました。

本会議は、本日と10日、11日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときはそのときに閉会をいたします。

議長(熊谷博行君) 日程第3、「諸般の報告」。

小国郷公立病院組合議会及び阿蘇広域行政事務組合議会に関する事項の報告を行います。小国郷公立病院組合議会議員及び阿蘇広域行政事務組合議会議員より順次御報告をお願いいたします。

6番(松崎俊一君) 6番の松崎でございます。

小国郷の公立病院組合定例会の報告をさせていただきます。去る令和6年9月30日月曜日午後3時からおぐに老人保健施設2階におきまして第2回小国郷公立病院組合議会定例会が行われました。議案といたしまして、令和5年度小国郷公立病院組合病院事業会計決算認定が上程されて全会一致で可決されました。決算では事業収入が19億1千782万692円に対し事業費用が16億8千238万1千733円で当年度純利益が2億3千543万8千959円。古賀代表監査委員のほうから決算審査意見並びに資金不足比率審査意見書の説明が行われました。

ここで意見のほう一部のみ紹介したいと思います。令和5年度の経営はコロナの収束を受け昨年に比べ1億8千415万円増収。外来は単価は増えているものの患者数が1千人ほどの減で641万円ほどの減収。それからおぐに老人保健施設は通所が増になって540万円ほどの増収。昨年7月より開設した診療所は2千202万6千円の収入となったということです。結果、決算は引き続き2億3千543万8千円程度の黒字となり、安定した経営の持続と地域の中核病院としての役割を果たすよう望みますというような御意見をいただいております。

以上、報告いたします。

7番(松本明雄君) 7番です。

阿蘇広域行政事務組合の報告をさせていただきます。日程は令和6年10月18日。場所は未来館のほうで行いました。病院と一緒に決算のほうをやりまして全会一致で可決されております。それで数字のほうはちょっと差し控えますが広域のほうもやっぱりもう施設等が大分古くなっておりますので代表監査のほうから言われたのは「予算の確保に向けて皆さん頑張ってください」とそういうことでした。

その後に全員協議会がありました。それは何かと言いますとごみの処理に関わる問題です。どこでも今赤字になっておりますが特に持込みごみ。これに対して非常に多いところと少ないところ

ろとあります。それでいろんなほかの議員さんからも出ましたが特に1人の方は「阿蘇地域は観光が多いのでそういう業者間の方のごみが多いのではないか」とそういう意見もありましたが、これは持込みごみですので今後これに関わる金銭的な経費が掛かってくると思います。これは今全協ですので今後執行部のほうからまた12月でも3月でも出てくると思いますのでそのとき我々も見ながら判断していきたいと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） 両議員、御報告ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第7号：令和6年度小国町一般会計補正予算（第5号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしく願いいたします。

議案集1ページをお願いいたします。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年12月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集2ページをお願いいたします。

専決第7号 専決処分書

令和6年度小国町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月1日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊の補正予算書（第5号）をお願いいたします。1ページです。

令和6年度小国町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度小国町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千194万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4千27万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月1日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、令和6年度小国町一般会計補正予算（第5号）についての説明をさせていただきます。補正予算の第5号をお願いします。専決処分の補正総額は歳入歳出それぞれ1千194万8千円を追加するものでございます。

予算書の4ページをお願いいたします。

まず歳出から御説明申し上げます。款2総務費、目2衆議院議員選挙費1千194万8千円の補正で、去る10月27日に投開票が行われました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の補正でございます。金額の大きなものは節の3職員手当等の時間外勤務手当296万円。これは投開票事務に当たった町職員の手当でございます。11役務費の手数料104万2千円。この手数料は投開票事務に使用する機器の設置調整、点検等及び投票掲示板設置の手数料等でございます。次に節17備品購入費の518万2千円は、投開票の読み取り集計機を購入したものです。

次に、歳入について説明をいたします。4ページ上段をお願いいたします。款15県支出金、目の1総務費委託金の衆議院議員選挙委託金1千194万8千円で今回の選挙に係る歳入の全てが県支出金となっております。

以上、一般会計補正予算（第5号）の概要説明をさせていただきました。御審議方よろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） これより承認第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） この衆議院議員総選挙の今回の投票率です。大体性別と年代別での投票率を確認させてください。近年の国政選挙における投票率の推移がどうなっているかも併せて教えていただければと思います。

総務課長（佐藤則和君） 今回の投票率でございますけれども66.15%となっております。年代別でございますが今日それ以上の資料をちょっと持ち合わせておりませんのでこの回答ができない状況であります。投票率につきましては前回よりも少し下がっているということで確認しておりますが、前回の投票率もちょっと今日持って来ておりませんので回答は控えさせていただきます。

以上です。

4番（児玉智博君） 何か差し控えるような答弁なのかというのが非常に疑問です。要するにこの

議会に臨むに当たっての準備不足でしょう。恥ずかしいと思うべきだと思います。恥ずかしいと思わないなら要するになかなか人間成長しませんので。

もう1点確認しますけど年代別の投票率というのはそもそも出しているのですか。出しているけれどもここに持って来てないから答えられないだけなのか。それともそもそもそういうのも出していないのか明らかにしてください。

総務課長（佐藤則和君） 年代別集計は今まだ作業は行っておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） 各市町村がそういう年代別集計を行わないでなんで全体の熊本県とかあるいは国全体の年代別の投票率というのが出るのですか。求められるでしょう中央選管から。これいつまでやるのですか。もう分かる人が答えてくれればいいですよ。その上でこれもう3回目だから一遍に聞きますけれども恐らく若い世代の投票率のほうが低いと思うのです。今XなんかのSNSでは「投票に行きましょう」という呼びかけが行われています。例えば大学生とかそういう人たちが若い自分たちの声を政治に反映しようと。そのためにはやっぱり若い人が投票に行かなければならないというので。そういう中で結構何%ぐらいの選管が発行しているか分かりませんが投票済証というのを発行して、それを写真に撮って「私は選挙に行きました。皆さんも行きましょう。」という呼びかけなんかの一つのムーブメントとして起こっているわけですが、御当地そういうマスコットキャラクターをあしらったりとかあるいは紙なんかの特産品のところはそういう地場産業の紙を使った投票済証を発行したりとかいう取組がなされております。小国町ではまだしていないと思うのですが、今後そういう検討もするべきではないかと思いますが御答弁ください。

総務課審議員（松本徳幸君） 選挙の年代別の投票率の報告についてまず御回答いたします。選挙が終わりまして半年から1年後に国の調査物が届きまして、それに合わせて選挙管理委員会のほうで報告させていただいております。その前までには今回の選挙結果のほうを反映させまして各年代ごとの投票率を出すようなかたちになってございます。

また投票済証でございますけれども凝ったものは小国町では作成は現在しておりませんが必要であるという方に対しては普通の紙に「投票しました」ということで記載しましたものを発行するように準備はしておりましたけれども、今回の選挙ではどなたからも発行依頼のほうはありませんでした。おっしゃるように選挙管理委員会のほうで凝ったのも作成されているかと思いますが、こちらのほうは今後協議が必要かなと思っているところです。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて(専決第7号:令和6年度小国町一般会計補正予算(第5号)について)、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

議長(熊谷博行君) 日程第5、「議案第37号 公共工事請負契約の締結について(補第114号 町道下滴水線橋梁(下滴水橋)架替工事)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集3ページをお願いいたします。

議案第37号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 契約の名称 町道下滴水線橋梁(下滴水橋)架替工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 6千798万円
- 4 契約の相手方 阿蘇郡小国町大字黒淵2539番地1
株式会社 伊藤組
代表取締役 伊藤 英志

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは御説明申し上げます。別紙総務課資料(1)を御覧いただきたく存じます。開札調書でございます。開札日は令和6年11月22日となっております。2枚目の公共工事請負仮契約書を御覧いただきたく存じます。工事番号は補第114号。工事名は町道下滴水線橋梁(下滴水橋)架替工事です。工事場所は阿蘇郡小国町大字黒淵下滴水地内でございます。工期は令和7年3月27日までとなっております。1枚目の開札調書にお戻りくださ

い。予定価格が税抜で6千333万1千円でした。9社の指名をさせていただきました。株式会社伊藤組が入札価格6千180万円。消費税込みの6千798万円で落札し令和6年11月27日付けで仮契約を結んでおります。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

建設課長（小野昌伸君） よろしくお願いたします。おはようございます。

私のほうからは工事の概要のほう説明させていただきます。タブレットのほうにも資料がいつていると思いますのでシミュレーション完成予想図等々はタブレットのほうがよく分かるかなと思っております。まず工事概要といたしましては、本丸の今回橋梁の上部工。下部工が昨年まで完成いたしましたので橋を架けるという工事が主体となります。工事概要に書いているとおり角形鋼管単純床版橋というかたちで橋長が10メートルでございます。床版橋といって角形の鋼管を並べていつて橋を造るという構造です。これが約4千300万円程度。その前後のアプローチの道路改良が大体60ぐらいありますので延長的には120、130メートル。盛土をしたり路体を造ったりするお金が2千500万円というかたちになっております。

次のページをお開きください。これが平面図です。左側、平面の平と書いているほうが鍋ヶ滝の方向と書いていただければありがたいです。カーブを曲がって右下のほうに行くのが下滴水の集落のほうに行く道路です。一部バイパスで橋梁を架け替えするという工事でございます。その下に角形鋼管単純床版橋の施工例と書いております。なぜこの工法にしたのかというのが設計段階からお知らせいたしましたとおり坂本善三美術館の前を通過して下滴水の天神橋が非常に幅員が狭まうございます。途中しっかりと改良はしているのですが10メートル一本物の桁をトレーラーに乗せて持って来るのが普通なのですが、今回10メートルトレーラーが旋回できないということで鋼管これが角材と書いていただければありがたいですが、ちょっと携帯を出しますけれどもこういう角型の40センチ40センチで中空です。肉厚が1センチ。これを15本並べて幅員6メートルを構成します。それも一本物が10メートルですとトレーラーに積み込めないので半分の5メートルで大体6トン車で6本から5本1台に乗せて現場に持って来ます。現場に持って来て現場のヤードで5メートル分と5メートル分を接続します。溶接して塗装もして一本一本50トンクレーンで乗せる。今、絵に描いている通り。そして並べてサイドが動かないように横締めをしっかりとコンクリートを打設してその上にまた表面のコンクリートで排水をよくしましてその上にアスファルトをかけるということで、大体肉厚が舗装まで合わせて70センチぐらいです。普通の桁なら大体1メートルぐらいなのですが肉厚も薄くて荷重的にもA活荷重で25トン荷重まで耐えられる。非常にこういう山あいの場所には適しているかなと。経済的にも桁を持って来ていろいろ考えますとやっぱり1千万円から2千万円差が出ます。この工法を選んで今回上部工をかけて施工するというかたちが主な工事になっております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） これより議案第37号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

今建設課長の説明から分かりましたが、年数的にもう3年近くかかっていると思います。これの資料を見るとまだ舗装工事が入っていませんが、この後に舗装工事を入れて完璧に終わるとい
う感じですか。来年の大体いつ頃終わる予定ですか。

建設課長（小野昌伸君） はい、ありがとうございます。

今発注しているのが非常に鉄等々が不足しているというところもありまして、多分上部工と今
この工事が終わるのが繰越しますので早くて来年の7月ぐらいだと思います。舗装工事があ
と2千万円ほど仕上げが要るのでそれは令和7年度で予算要望しています。それが6月には早期
着工ができますので工事としては今のこの発注している工事が7月に終わる。終わり次第舗装を
入札をかけて行うということで工事は切れ目なく終わって、できればお盆前には今のところ仕上
げたいなど。地元からも要望が出ていますので早期に終わりたいとは思っております。金額のほ
うは先ほど言ったとおり議会にかけ出したのが3年前ぐらいですから当初の計画からいくと約7
年かかっております。大体当初計画が2億5千万円。今の実が3億5千万円ということで1億円
ほど当初より上回っている。これに関しては昨年ですかね議会でも言ったように道路の構造令が
変わったものですから「背面の箱型擁壁を造りなさい」という通達が来ましてそこで大体1億円
の増額となっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 今の答弁で確認なんですけど、仮契約書の工期は令和7年3月27日でした
が今の答弁聞いているとそれよりもお盆というから何か月か前倒しして終わりますということで
間違いないですか。

建設課長（小野昌伸君） 前倒しというか。はい、来年の3月27日ですよ。これで1回工期は
設定してこれでは終わらないので途中で変更契約をして延ばします。よろしくお願ひします。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第37号、公共工事請負契約の締結について（補第114号 町道下滴水線橋梁（下滴水橋）架替工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第6、「議案第38号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の4ページをお願いいたします。

議案第38号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和6年12月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「山鹿市、菊池市」を「菊池市」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、御説明をさせていただきます。総務課資料2が新旧対照表と

なっておりますので御覧いただきたいと存じます。

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち交通災害事務から山鹿市が脱退するものでございます。これに伴い新旧表にある規約も変更になるものです。附則としまして、この規約は令和7年4月1日から施行するというものになっております。

以上、簡単であります但し説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第38号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第7、「議案第39号 令和6年度小国町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集5ページをお願いいたします。

議案第39号 令和6年度小国町一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第6号）をお願いいたします。1ページです。

令和6年度小国町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度小国町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5千704万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9千731万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年12月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和6年度小国町一般会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。補正予算（第6号）をお願いいたします。今回補正をお願いいたしますのは歳入歳出それぞれ7億5千704万9千円を追加させていただくものでございます。

8ページをお願いいたします。まず歳出金額、全体の人件費の部分から説明させていただきます。議会費から教育費までの報酬、給料、職員手当と共済費などの人件費につきましては、総額で869万円の増額補正となっております。この主な理由としましては、時間外勤務手当の増額と令和6年10月の児童手当制度改正に伴う対象者の拡大に伴う増額でございます。

それでは歳出の大きな額の補正について説明させていただきます。款の2総務費、目3財産管理費でございます。節24積立金で5億8千308万3千円を計上しております。内訳は財政調整基金積立金4億1千万円を計上させていただいております。これは地方財政法第7条の規定により前年度余剰金8億1千559万4千円の2分の1以上の4億1千万円を積み立てるものでございます。次に減債基積立金3千万円、ネットワーク事業基金積立金に7千225万円と公共施設等整備基金と学校教育施設整備基金それぞれ3千万円ずつ、地熱の恵み基金に1千83万3千円を積み立てるものでございます。

次に目4企画費7千225万円でございます。節7報償費3千150万円。これはふるさと納税に係る寄附金の謝礼でございます。11役務費4千75万円はふるさと納税に係る経費で内訳は通信運搬費に1千575万円、手数料に2千500万円を計上させていただいております。

9ページをお願いいたします。目1戸籍住民登録費でございます。12委託料100万円は戸籍情報システムに外国人配偶者の国籍、地域変更事項を追加する経費でございます。

次に款3民生費でございます。目、障害者福祉費の中で節19扶助費の障害児通所給付金280万円は利用者が増えたことによる増額となっております。節22償還金利子及び割引料、障害者医療費負担金返還金106万2千円は、令和5年度に交付された障害者福祉に係る負担金を精算した分の返還金でございます。

次に10ページ、目4老人福祉費、節18負担金補助及び交付金の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金448万8千円。これはグループホームなごみの合併浄化槽入替えに関する補助金でございます。

次に項2児童福祉費、目1の児童福祉総務費、節22償還金利子及び割引料384万9千円は、子ども子育て関連の令和5年度分の返還金でございます。

11ページをお願いいたします。土木費でございます。項4住宅費、目1の住宅管理費、節10需用費、修繕費850万円は、柏田住宅と関田住宅の入居者退去後の空室の修繕費となっております。

次に12ページをお願いいたします。教育費でございます。項4中学校費、目1の学校管理費、節10需用費の修繕費200万円は、中学校体育館の照明15基をLED化するための修繕費となっております。

項6保健体育費、目3給食センター費、節10需用費の賄材料費220万円は、学校給食の賄材料高騰分を補うものでございます。

13ページをお願いいたします。款10災害復旧費でございます。1農林水産業施設災害復旧費の目1農地災害復旧費832万円は、水田の畦畔2件分の測量委託料工事費等でございます。目2農業用施設災害復旧費552万円は、水路1件分の同じく測量設計委託料と災害復旧の工事費等でございます。項2公共土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費の4千800万円につきましては、河川4件分の測量設計委託料、災害復旧工事費電柱移転費等となっております。

14ページをお願いいたします。款12諸支出金、項1特別会計繰出金、目1繰出金、節27繰出金114万7千円でございます。これは過年度分の低所得者保険軽減負担金の追加交付によるものと地域支援事業に係る町負担分の増額による介護保険特別会計の繰出金となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についての説明になります。

6ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金の補正額85万5千円は、農地農業用施設災害復旧工事費の受益者分担金となっております。

款14国庫支出金、目1の民生費国庫負担金、障害児施設措置費負担金140万円は、障害児通所給付費に充当させていただきます。目4の災害復旧費国庫負担金は2千534万6千円につきましては、公共土木施設災害復旧費事業に充当させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備事業交付金448万8千円は、老人福祉費に充当させていただきます。

款15県支出金、目7災害復旧費県補助金477万5千円は、農地及び農業用施設災害復旧費に充当いたします。

7ページをお願いいたします。款17寄附金、目2総務費寄附金のふるさと寄附金1億4千4

50万円は、2分の1をネットワーク基金積立にあとの2分の1をふるさと納税の謝礼、その他の経費に充当させていただきます。目4商工費寄附金1千83万3千円は、地熱の恵み基金に積立てさせていただきます。

款19繰越金の前年度繰越金5億4千534万9千円は、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、学校教育施設整備基金に5億円を充当し、残額は一般財源として充当させていただきます。

款21の町債の1千800万円は、公共土木及び農地農林施設災害復旧事業に充当させていただきます。

以上、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。よろしく御審議お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第39号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（久野達也君） はい、9番、久野です。

ちょっと確認の意味で質問させていただきます。8ページです。財産管理費の積立金で地財法の第7条で積立てという御説明いただきました。該当項目として基金名をお知らせいただきたいと思えます。それから約2分の1以上なんですけども2分の1程度の積立てなのかそれ以上の積立てを成したのか。そこも含めてお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） 今回の積立てでございますけども財政調整基金の。

9番（久野達也君） 結局地財法第7条で2分の1程度以上を積み立てるということですので2分の1でもいいかとも思いますが、そのときにここに基金がずらっと書いてありますけどもその繰越金を積立てたのはどの基金ですかということと、2分の1以上積み立てるので2分の1を積立てたのかそれ以上を積立っているかということなんです。

総務課長（佐藤則和君） すみません。今回前年度の余剰金8億1千559万4千円ということで決算で認定をいただいた金額がございまして、そのうちその2分の1以上として該当している基金につきましては財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、学校等教育施設整備基金のこの4項目になっておりまして、あとのネットワーク基金と地熱の恵み基金については寄附金が財源となっております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 今の話で2分の1以上を積み立てるということがこの法律で決まっているのでもうそれは2分の1以上を積立てなければならないことにはなると思えます。しかし一方でこの黒字が8億1千559万円出ているわけです。南小国町では先月だったと思えます。新聞などに町民1人1万円の商品券だと思えるんですけどそれが発行されると。恐らくこの年末で町民の人

たちが入り用になる時期に物価高騰も続いていて大変だからそういう措置が隣町ではとられるだろうと思います。また農業関係の資材飼料高騰に対する補助なども検討されているということで聞いております。そこで質問なのがこれは積立てる部分は積立てなければならぬと思います。財政調整基金にも4億1千万円積立て。しかしやはり町民の状況を考えればもう一般財源では支援はしないなんてそんな冷たいことを言わないで積立てた分これ全部取り崩せとは言いません。4億円分取り崩せとは言わないけどもやはりある程度の既にある基金からの取崩しなどでそういうことも考えてよかったのではないかと思いますが、そういうことは微塵も考えなかったのかということと、今回この財政調整基金に4億1千万円積立てた後の取り崩さなければ残高は幾らになるのか御説明願います。

町長（渡邊誠次君） 全体的な方針ですので私のほうからお答えをさせていただきます。町の考え方は基本的には変わっておりません。しかしながら職員からは町長こういったのも考えたほうがよくはないですかという提案は様々にございます。ただ私はこういった部分に関しましてはしっかりと財政調整基金に積立てて将来もっと今の状況より悪くなることもあるかもしれないというところも想定しながら考えさせてもらっております。今の人口がだんだん減ってきてやっぱり1人分の割当て分というか負担分が増えることは少し予想されているというふうに思いますので、今の状況としては国や県からの交付金等々があれば話は別ですけども特定財源というふうな考えがないときには町の一般財源から給付事業を行うという考えは基本的には私はやらないほうがいいのではないかなというふうに思っております。確かに隣の町がやられているので私も考えないことはないですけども、小国町としてはその状況にはないということで御判断を私のほうがさせてもらっております。基金の積立ての額に関しましては資料ありますけれども担当課の課長より答えさせていただきます。

総務課長（佐藤則和君） それでは御質問のこの積立てが終わった場合の残高ということで御説明させていただきます。財政調整基金の残高が15億453万9千円、減債基金が2億4千891万7千円となっております。その他の基金の積立てをトータルしますと24億377万円ほどになるということになっております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第39号、令和6年度小国町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は11時10分から行います。

（午前10時59分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午前11時10分）

議長（熊谷博行君） 日程第8、「議案第40号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の5ページ下段をお願いいたします。

議案第40号 令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2千573万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

福祉課長（宮崎智幸君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容について御説明いたします。特別会計予算書の4ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出の欄を御覧ください。また併せて福祉課資料（1）についても御参考にさせていただきます。

今回の補正の主なものは、国民健康保険システムの改修費用それから令和5年度保険給付費等特別交付金の実績による精算のための返還金を増額補正するものです。

まず歳出についてです。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費81万4千円の増額補正です。これは国民健康保険システムの改修を行う費用となります。

次に款の8諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の3償還金の補正額290万円は令和5年度保険給付費等交付金（特別交付金）の実績による精算のための返還金を補正するものです。

次に款の9予備費、項の1予備費、目の1予備費の294万円の減額補正は、今回の増額補正分の財源に充用するものです。

その他の財源につきましては、歳入の款の4県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金の保険給付費等交付金81万4千円を充当します。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第40号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番（久野達也君） はい、9番、久野です。

歳出についてなんですけれども補正として丁寧な補正がなされているのも思うのですが、1点だけいわゆる償還金です。過年度例えば収入が超過していた。あるいは対象事業費が少なかったから返還するのだろうと思いますけれども、要は返還するということは繰越金で充当するというのが通例ではないかとも思います。そしてそんなときに予備費からの流用ということで確かに予算額と決算額的には差異が余り生じない。予算に見合う決算がこれで迎えられるとも思いますけれども、この予備費を減額して充当したという経緯等があればお知らせいただきたいと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） お答えします。

議員が言われるように通常であれば歳出予算の増額補正をする場合に財源として繰越金を充てるとかというのが一般的なやり方ではありますが、今回歳出予算の中で各項目の今年度見込みとしての精査をしましたところこの国保特別会計の中で療養給付費要は病院にかかったときに掛かる費用ですがその部分が少し全体的な金額としては下がるのではないかというような見込みを持っております。ということでもともとこの予備費についてはそういった急激な医療費関係、療養給付費の伸び盛りに対応するためということで組んでいたものでしたので、その必要が今のところないという判断をさせていただいて歳出内での調整をさせていただいて今回のような補正の提案をさせていただいたところです。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号、令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第9、「議案第41号 令和6年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の6ページをお願いいたします。

議案第41号 令和6年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和6年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千521万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千342万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

福祉課長（宮崎智幸君） 小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容について御説明申し上げます。介護保険特別会計予算書の5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出の欄を御覧ください。また併せて福祉課資料（2）についても御参考にされてください。

今回の補正の主なものとしましては、令和5年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の実績による精算のための返還金を補正するものです。

まず款の3地域支援事業費、項の3包括的支援事業・任意事業費、目の2任意事業費の増額補正39万5千円は、在宅介護者手当支給費と在宅介護用品支給費の利用者増に伴う増額補正をするものです。

次に款の4諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の2還付金の補正額1千481万7千円は、令和5年度介護給付費負担金と地域支援事業交付金の実績による精算のための国及び県への返還金を補正するものです。この介護給付費負担金は施設入所などの介護サービス全般に係る費用に対する補助金となります。それから地域支援事業交付金については介護予防全般に係る事業に対する交付金となります。この返還を行うものです。財源につきましては4ページの歳入主に款の8繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金1千383万6千円を充当します。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第41号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第41号、令和6年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第10、「同意第3号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集7ページをお願いいたします。

同意第3号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

氏 名 穴井 喜一郎

生年月日 昭和38年3月23日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵1704番地27

提案理由といたしましては、令和6年12月20日をもって現委員の北里隆泰氏が任期満了となるため、新たに選任するものでございます。

それでは固定資産評価審査委員について御説明を簡単にさせていただきます。地方税法第423条で固定資産評価審査委員会の設置、選任等がうたわれております。第1項では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するために市町村に固定資産評価審査委員会を設置するとございます。第2項では固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定めるとしており当町の条例では委員の定数を3人としております。第6項では委員の任期は3年とするとなっております。

穴井喜一郎氏でございますけれどもこれまでの経験、人格的にも適任者として判断をさせていただきますして御提案をさせていただきました。職歴といたしましては40年以上小国町森林組合に勤務をされておられます。もう皆様方も御存じの方も多いと思いますけれども小国町内の地勢に精通をされた方でございます。現在は津埜運送様に勤務をされておられます。よろしく願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより同意第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に3番、高村祝次君及び8番、熊谷和昭君を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。よつて、立会人に3番、高村祝次君及び8番、熊谷和昭君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願ひます。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは、1番議員より順次投票をお願いします。

（投票）

議長（熊谷博行君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

3番、高村祝次君及び8番、熊谷和昭君に立会いをお願いします。

（開票）

議長（熊谷博行君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票

有効投票	9 票
無効投票	0 票
有効投票中	
賛成	9 票
反対	0 票

議長（熊谷博行君） 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（熊谷博行君） 日程第 1 1、「諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集 8 ページをお願いいたします。

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

氏 名 時松 洋順

生年月日 昭和 3 7 年 9 月 1 1 日

住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原 1 8 3 0 番地 3

提案理由といたしましては、令和 7 年 3 月 3 1 日に現委員の宇野恵美子氏が任期満了となるためでございます。

まず少し簡単に人権擁護委員について説明をさせていただきたいと思えます。人権擁護委員法第 2 条にあります委員の使命というところから抜粋をさせていただきます。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とするとされております。任期は 3 年で小国町の委員定数は 4 人でございます。

時松洋順さんでございますけれども皆様方御存じのとおり行政職員として小国町役場に長く携わられておられました経験から人権教育、人権啓発の推進においても積極的な活動に努められております。また公私にわたり幅広く社会貢献活動をされており地域住民からの信頼、人望も厚く

人権問題における理解や熱意を有しており、人権擁護委員としても人格的にも適任者として私も判断させていただきまして提案をさせていただくところでございます。是非ともよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより諮問第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条第1項及び第83条の規定により無記名投票をもって行いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は9人であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に4番、児玉智博君及び7番、松本明雄君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。よって、立会人に4番、児玉智博君及び7番、松本明雄君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは、1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

4番、児玉智博君及び7番、松本明雄君に立会いをお願いします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 投票の結果を報告します。

投票総数9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 0票

議長(熊谷博行君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり、適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(熊谷博行君) 日程第12、「発議第1号 小国町ジャージー牛乳消費拡大応援条例の制定について」を議題といたします。

ここで提出者より発議第1号について提案理由の説明を求めます。

2番(杉本いよ君) 発議第1号

令和6年12月2日

小国町議会議長 熊谷博行 様

提出者 小国町議会議員 杉本いよ

賛成者 小国町議会議員 高村祝次

小国町ジャージー牛乳消費拡大応援条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び小国町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

子ども議会を踏まえて、小国特産ジャージー牛乳の消費拡大と継承を希望します。

小国町ジャージー牛乳消費拡大応援条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、1957年(昭和32年)に町に導入されて以来、永年に渡って町民にソウルフードとして親しまれるとともに町ブランド品として広く知られる小国ジャージー牛乳が、土づくり草づくりをモットーに常に日本のトップクラスの品質であることに誇りを持ち、町内外に広くアピールすることで、小国ジャージー牛乳の消費拡大と販路拡大を目指し、小国町の知名度アップによる経済浮揚を図るとともに、乳製品食文化の普及継承と持続可能な中山間地域の農業の実現を目指し、もって地域酪農文化の理解と郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(町の役割)

第2条 町は、ジャージー牛乳生産に関わる関連事業者(以下「関連事業者」という。)と協力し、小国ジャージー牛乳の消費拡大と販路拡大、加工品作り及び乳製品食文化の普及継承の啓発活動に努めるものとする。

2 町の公共調達にあたっては、小国ジャージー牛乳及びその乳製品を最大限採用するよう努めなければならない。

(酪農生産者の役割)

第3条 酪農生産者は、小国ジャージー牛乳の消費拡大を応援するための活動に主体的に取り組むとともに、町、関連事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(町民の協力)

第4条 町民は、小国ジャージー牛乳を使用した食文化を学び、継承することに協力するものとする。

2 町民は、町内で行われる飲食物が提供される会食等において乾杯が行われる場合、可能な範囲において小国ジャージー牛乳で乾杯し、その普及促進に協力するよう努めるものとする。

施行日 この条例は、令和7年4月1日から施行するものとする。

以上です。よろしく申し上げます。

議長(熊谷博行君) ただいま提出者であります2番杉本いよ議員より説明がありました。

これより発議第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番(久野達也君) はい、久野です。

私も以前役場に勤めていた関係でずっと以前若い頃です。北九州市の黒崎駅だったですかね物産フェアがあってジャージー牛乳をふるまったりあるいは商品アピールもさせていただきました。また町もこれまで福岡ドームの大スクリーンに酪農振興会がなされた広告活動、それにも協力していった。いろんな意味でジャージー牛乳等についてはこれまでも町も農家の方々と協力しながら

らPR活動、できるだけ流通形態に乗り広く知れ渡る行為等も行って来たかと思えます。そして今回応援条例ということで提案されたのですが、正直申し上げまして12月2日の日、議案配付がなされました。そのときこの条例が中にありました。そして4日の日に全協があつて学習会があつたのですが、提案された議題は当然執行部からの部分だったので、その中でこの説明があるのかなと思つたらそのときもありませんでした。今日提案者であります杉本議員から説明を受けたのですが、説明というよりも条例案の朗読でしたので質問させていただきたいと思えます。内容等が分かりませんので、分かりませんというか経緯がです。まず1点目です。町の役割と生産者の役割と記載されておりますけれども、この条例作成に当たって町との協議あるいは生産者の役割。ジャージー農家11戸ですかね。総合的な意思統一その部分等がどのようになされその意見はどうなつたのかお知らせいただけたらと思えます。

2番（杉本いよ君） これを作るに当たりましていろいろ私も調べたのですが、今現在この普及、継承は行われております。農協にしてもヨーグルトやアイスクリームがありますし今でも残っておりますけど以前から杖立辺りではプリンを食べながら温泉に入るといふ、そういった加工品づくりの中でいろいろなかたちで行われております。小国町の消費者の皆さんもプリンやアイスクリーム、ソフトクリームそれからパンなどに使っておりますので今さら言うこともないんですけども、続けていただきたいという思いがあつてここに上げてきました。それから酪農生産者のことですが、私たちはそのままにやはりこの物価高騰の中で苦しい中ではあります牛乳の量を守るために一生懸命働いておりますので応援というかたちで書かせていただきました。

9番（久野達也君） 今御答弁いただいたようにその部分は当然理解もしますし皆さん御努力なさっている部分も理解しております。新聞紙上では酪農家の減少問題も取上げられていましたのでその記事も読ませてもらっております。私がお尋ねしたのはまず町の役割ということで要は町、担当課は産業課になるのですかねそこら辺りと条例内容についての吟味とか生産者は小国ジャージー牛乳を応援するとか要は限定的に条文の中にうたわれておりますのでそこら辺りの合意、総意は得られているのかをお尋ねしたかったところです。3回しかありませんのでもう1個併せて言うならば、（町民の協力）のところで「食文化を学び、継承することに協力するものとする」。イメージは分かります。例えば杉本議員の意図するこういうだとか具体的にこうありたいんだというのがあればお聞かせいただきたいと思えます。ちょっと抽象的ですので限定できないといへばできないかもしれませんが、どういうところがイメージなされてこの条例に反映されているのかということをお聞かせいただけたらと思えます。

2番（杉本いよ君） この（町民の協力）とか以前に私がこれを条例案として出したのは子ども議会を通してのことです、子どもたちが牛乳の乾杯条例ということをやつておりましたのでそれに視点を置きましていろんな町の情報を集めたところ、こういう食文化の継承というところで考えさせられて「町民は、小国ジャージー牛乳を使用した食文化を学び、継承することに協力す

るものとする」というところに至ったわけです。それは以前から皆さんが食文化を学んでおられます。女性の方はもういろんな会でのかりんとうやプリン、小国特産の牛乳を使ったクリーム和え等を婦人会等で料理として作っておいまして継承されておりますのでその辺りの。

議長（熊谷博行君） 杉本議員よろしいですか。

2番（杉本いよ君） はい。

議長（熊谷博行君） 執行部とか生産者とのそういう話はできているのかとまず一番目聞いてますので、そこをまず答えてください。思いはあとからでございますので。

2番（杉本いよ君） 執行部との話はできておりません。生産者との話はしました。

9番（久野達也君） 3回目ですので。ちょっと私の取り越し苦労かもしれませんが危惧している部分で。地方自治法の第14条で条例を町が定める要綱が書いてあります。「義務を課し、又は権利を制限する」これは広く言われているのですが、第14条の第1項は「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務」これは自治事務です。自治事務に関して「条例を制定することができる。」となっております。「法令に違反しない限り」というところでちょっと。これを読ませていただいて逐条解説的な部分がないので自分なりの解釈になって甚だ申し訳ないんですけども、第2条第2項「町の公共調達にあたっては、小国ジャージー牛乳及びその乳製品を最大限採用するよう努めなければならない。」となっておりますけども、ここで言う小国ジャージー牛乳というのは恐らく市販に回っております「阿蘇小国ジャージー4.5牛乳」のことを指すのだと思いました。私だけが危惧しているのかもしれませんが分かりませんので。これ例えば町が公共調達にあたっては「最大限採用するよう努めなければならない」と書いてしまったらこれ独禁法にどうなのかな。分かりません私も。通常調達いろんなものをするときには同等品だとか類似品だとかそんな中から、例えば入札会議を開いたり何したりするかと思いますけれども。これが牛乳という表現なら牛乳は食物の分類の牛乳ですので。例えば、みどりだろうと明治だろうとらくのう牛乳だとかいろんな牛乳を指すかと思えますけれども、ここで「小国ジャージー牛乳」と限定してしまって公共調達を行うということを条例の中にうたっているのかな。ここは精査されたのでしょうか。私個人の取り越し苦労なのでしょうけれど。ちょっと確認させていただきたいと思います。

2番（杉本いよ君） 「最大限採用するよう努めなければならない。」ということを経験させてもらったのは消費拡大の意味でやっぱり小国の人には小国のジャージー牛乳をという思いがありましたのでほかの牛乳のことは考えておりませんでした。まず公共調達にあたってということは以前は会合のときに200ミリパックの牛乳がお茶のかわりに出ておりましたので、そういう具合で今度200ミリパックが出てきた場合にはそういうこともあっていいのかなという思いがここに上げてきました。

議長（熊谷博行君） 久野議員、今の答弁でよろしゅうございますか。もう1回いいですよ。

9番（久野達也君） はい、それ十分理解できます。例えばこの町の役割で2項がなければ今の説明も成り立つかと思うのですが、ここで限定してしまうことが条例的にですね。そこ僕も分かりません自信が持てないのですが、いいのかなという疑問を抱いて質問したところです。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

6番（松崎俊一君） 6番です。

条例の中の目的。こういったのも理解できます。それから中学生の子ども議会で発案されたということも承知しております。条例は先ほどありました憲法の第94条それから地方自治法の第14条、第16条に規定されて公共団体が処理する事務などにまた住民の皆様にも義務を課するものというふうに理解しております。したがって条例が守られていなければ4番議員辺りがしきりにおっしゃるように条例違反の疑いがあるというふうなこともなりかねないというふうに思っております。そこで慎重に条文を精査しなければと思いますが、通常条例とか法律を提出する場合は国辺りは内閣の法制局であったり県では総務部それから町村では総務課が場合によっては県に相談したり弁護士に相談したり、上位法やそれから住民の理解、住民の活動状況に照らして提案されると思うのですが、今回の条文につきまして提出者のほうが全て御自分でチェックしたのか。それが1点。それから文言の中で「努めるものとする」が何か所か、それから「努めなければならない」というのが1か所ですかね。かなり強い言葉で応援を強いるような文言になっているのではないかと思います。住民の理解がいただけるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

2番（杉本いよ君） はい。私もなかなか勉強不足ですのでこういうかたちでやらせていただきましたけれども、「協力するものとする」ではなくて「協力をさせて」とかいろんな語尾で決定的な言い方は差し控えるべきだったかなと思っています。ですので本当に思うものとしてはまず、上程に対してはもう少し検討してやるべきだったかなと思っています。とにかく私の思いは子ども議会の提案を受入れて子どもたちに将来の夢を与えるようなことができるならいいかなと思っ一つの案として受入れてほしいという願いのもとにこの条例案を作ったまでですので、後日また考え直して改めて条例ができるように頑張ります。

議長（熊谷博行君） 持ち帰りはできません。もう上がってきたのですから。

ここで暫時休憩をしますか、そのまま続行しますか。暫時休憩でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） はい。ここで暫時休憩いたします。午後1時から次の会議を行います。

（午後0時01分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 午前中、発議第1号の質疑の途中で休憩に入りましたので6番、松崎議員ま

だ質疑ございましたらどうぞ。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

3番（高村祝次君） 私も賛成者ということでいろいろ現状の状況を報告したいと思います。学校給食に使用しなくなって3年ぐらいになりますか。その後農協と担当課長と一緒に学校、病院、小国町内で使う牛乳をペットボトルでやったらどうかという話合いもしましたけれども、オハヨー牛乳との話合いの中で「今更、ペットボトルはどうですか」ということで農協のほうはペットボトルの充填機を入れるのを断念したというような経緯がございます。5年前は小国町内で1千500キロぐらい使われておりましたけども現在は1千100キロ、400キロぐらい町内の量が減っております。そういうことで杉本議員も子ども議会を拝見しながら子どもの思いをというようなことでこの条例に至ったのではないかというふうに思います。それで私も文言についてはこの中で「土づくり草づくりをモットーに」ということは「私が酪農を始めてずっと土づくり草づくり牛づくりをモットーにやってきましたので是非、入れてください」というようなことでここに文言を入れさせてもらったわけですが、やはり今でも品質においては日本一だというふうに思っております。体細胞、細菌数もろもろの検査。全国一厳しい小国ジャージー牛乳であるということで、皆様が安心して飲まれるような牛乳であると私は確信を持っております。この条例の文言についてはいろいろ「努めなければならない」とかいう言葉は入れてありますけども、この理解についてはそれぞれの議員の方々の考えてあると思っておりますけど、これがちゃんと罰則があるとかいうわけでございませんので是非この消費拡大について応援していただきたいと思っております。現に今11戸の酪農家がございますけど非常に赤字経営で経営をしております。全国的にも5割の方が赤字経営で大半もうやめるか存続するかというような非常に厳しい状況にきているのが現実でございますので、是非消費拡大を皆様の力で応援していただきたいという思いでございますのでどうぞよろしく申し上げます。

議長（熊谷博行君） ほかにございませんか。質疑ですよ。

4番（児玉智博君） 午前中の質疑の中でこの条例案文の中の「小国ジャージー牛乳」というのが話題に上がりました。これをうたうことで独占禁止法違反になるのではないかという懸念が言われたわけです。それが当たるかどうかというのは公正取引委員会が決めることですので私はここで当たりますとも当たりませんとも言うことはしませんけども、ただ私の受け止めとしてJA阿蘇が販売しているのは「阿蘇小国ジャージー牛乳」です。ただここには「小国ジャージー牛乳」というふうにしただけでありませんので商品を指定するというよりもむしろ小国産のジャージー牛乳と。ジャージー牛乳と言っても蒜山とかあるいは北海道なんかで産地がありますのでそのジャージー牛乳ではなくて、小国町で生産されたジャージー牛乳という意味合いなのかなというふうにしておりました。ただ蒜山なんかとの競争が阻害されるなんていうことを言い出しましたらそ

もそもが地産地消なんていうのが成り立たなくなりますので、理解としては一つの商品ではなく小国町産のジャージー牛乳という意味で書かれているのではないですかということを確認させていただきたいのですがいかがでしょうか。

2番（杉本いよ君） はい。私としては地元にある品物でございますのでそれが地元のことに長く伝わっていくような心情でこの案を出させていただきましたのでいろんな考えを持ったものではありません。ですので先ほど議員の方が言われましたけれども専門的な法律的なことから言ってしまうと何も答えをすることはできません。しかし私としてはこれに対してしっかり思いがありましたので条例として上げさせていただきました。

議長（熊谷博行君） 児玉議員、今の答弁でよろしいですか。

4番（児玉智博君） そうか、そうではないで答えられる質疑だったと思うのですが。小国産のジャージー牛乳という意味で小国ジャージー牛乳なのかと。

2番（杉本いよ君） それはそのとおりです。阿蘇小国ジャージーとか「阿蘇」を外したのは小国のジャージーという思いがあったからです。

4番（児玉智博君） はい、分かりました。

もう1点です。この提案理由の中にも子ども議会を踏まえてというふうに書かれてます。やはりきっかけは先月15日の子ども議会で質問が出たからだというふうに思います。その時の執行部答弁は「小国町にはジャージー牛乳以外にもたくさん特産品があるから特定の特産品だけの条例を作ることはできない」と言ったか難しいと言ったかとにかく消極的な答弁でした。あれは何もその場で急にそういう「乾杯条例を作ったらどうか」とか言い出したわけではなくて、詳細な質問通告書が傍聴席にも配られましたけどほぼほぼ質問原稿と言っていいぐらい通告がなされていたわけです。にもかかわらず「いろんな特産品があるからできません」というだけで、では何でいろんな特産品があればできないのかというような説明は一切なかったわけです。極めて論理性を欠く不誠実な答弁だったなと思いつつ聞いていたわけです。そこでちょっと確認というか提案者の考えを聞かせていただきたいのですが、極めて論理性を欠く不誠実な答弁であっても一応執行部の答えとしてはできないというふうに言われたわけですが。しかし提案者はできると思ったからこそ出されたと思うのですが、執行部のできないということについてはどのようにお考えになれるか教えてください。

2番（杉本いよ君） 私はたまたま地方自治法をちょっと調べたときに、農産物に関する条例の規定に禁ずる規定のものはないというふうに見ましたものですから、ちょっと執行部の方の答弁とは違うのかなと思いつつそういう思いもしてこの案を出しました。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

8番（熊谷和昭君） 小国町のジャージー牛乳消費拡大これは進めるべきだと私も思います。ただこの条例通った場合一番影響を受けるのは商工会、飲食業界になってくるのです。なぜかという

と飲食物が提供されて会食等で乾杯は牛乳でしてくれということが書いてありますけども、そこら辺を行う場合飲食店というのはメニューの構成上どういう順番でどういうふうに出していくというのは大体料理人さん考えられてしていく。その上で一番初めに牛乳でとなってくると、それはもう最初にこれが通ったときにさあどういう影響が出るかと考えたときはちょっと飲食業をやっている者からすれば最初に話してくれよというかたちになると思います。ですのでその辺で飲食業の方とか商工会、食品衛生協会その辺の方と誰か話されたことがございますでしょうか。

2番（杉本いよ君） 話したことはありません。ですが私が書いてあるのは可能な限りということですので絶対してほしいという文言は入れてはおりません。ですのでその部分は十分に分かるかなと思います。

8番（熊谷和昭君） 思いは分かります。ただ「普及促進に協力するよう努めるもの」と書いてあります。「努めるものと」と書いてありますので努めるというのは大変厳しく行政でなってきますので、そこら辺の表現方法もちょっと考えられたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

2番（杉本いよ君） 「努める」ということの意味がお分かりならいいのですが、これは絶対とか決定的な文言ではないと思いますがちょっと調べてください。

議長（熊谷博行君） 誰がですか。僕ですか。僕が調べるのですか。誰が調べる。俺がですか。議長が調べないといけないの。

申し上げます。役目を受け持つ。役目をする。

分かりません。僕に聞くのが間違いだと思います。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

これは生産者のジャージー牛乳に対する意見は分かります。僕らも200ミリのパックがなくなったときに子どもたちにどうして飲ませようかと教育委員会には相当行きました。パックがなければ大きいのを小分けして分けるのはどうかとかいろんなことを言ったのですが、なかなか「県のほうの指導があるから」「何があるから」といってなかなかやってくれませんでした。親御さんも「子どもたちにあの水のような牛乳は飲ませたくない」という思いがありましたので、今後この乾杯条例も分かります。けれどまず子どもさんに飲ませる工夫を先にするほうがいいと思うのでその辺からお願いします。それともう一つは僕も商工会を預かっている身ですのでやはり生産者の気持ちも分かります。どうしても僕も需要を伸ばしたいと思います。ほかの県では熊本県もそうですけど「焼酎で乾杯しましょう」とか「日本酒で乾杯しましょう」とかそういう条例を作っておりますが、やっぱり皆さんの同意を得てやっていくのが一番普及につながると思いますのでもう少し時間をかけていただいて我々商工会とも相談していただいてどういうふうにやったらいいかということをやっていただくと僕も快く賛成できると思いますのでよろしくお願

いしたいと思います。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

1 番（江藤理一郎君） はい、江藤です。

まず提出者の方に御質問です。今回の条例はどのように町民の皆様に理解してもらえるように若しくは広めていくおつもりでしょうか。

2 番（杉本いよ君） 私としては調べたあげくもう皆さんがこの条例の中の全てのことにやり遂げている状態なのです。町民の方としても町の役割としても全てが。その上で現状維持ができるのかなという考えで出しました。先ほども申しましたように全て乳製品の食文化の普及とか啓発活動には努めておられるのです皆さん全部。公共調達もできているのです。生産者もしっかりと生産に力を注いでいますし町民がジャージー牛乳を生かした食文化を学んでちゃんと継承することもできているのです。ただできていないのがこの間「牛乳で乾杯」という子供の発言を聞いたときにこれはいいなと思って。だから第1条から第4条までの間は調べてみたら全てもう町の中でやっていることなのです。それをただ現状維持でやってほしい。その上で子どもたちが言われた牛乳乾杯条例がいいかなと思ってこの案を出してきました。ですので町民にどういうことではなくてもう皆さんが分かっていると思った上でやっているわけです。

1 番（江藤理一郎君） 町民が分かっているかどうか。議員も町民の一人ですから我々が分かっているかというところとちょっと最近唐突に出されたのでまだ申し訳ありませんがそこまでの理解に至っていないような気がします。ただこの牛乳を消費拡大する普及させるというのはとても良い中身ではあると思いますのでしっかりと精査をしていく必要があるのではないかなと思います。その中で一つ恐らくこの応援条例というのが私が少し調べたところ10年前に北海道の中標津町で同じような条例が出されています。これを参考にされたのではないかなと思ひまして。農水省の中でもこの条例を概要としてホームページというかそちらに掲載されておりました。普及というのがこの中標津町ではこの条例が制定される8年以上前の平成18年に中標津町の牛乳消費拡大推進委員会というものを作って、まずはその委員会が農業団体、要するにJAそれから商工会それから中標津町行政、そして町内会連合会ですので小国でいうと大字協議会のようなものだと思います町内の。それからメグミルク中標津工場ということで業者さんです。こちらで言うなら酪連であったりとからくのうマザーズでしょうか。そういったところといろいろと委員会を作って協力をしながら作り上げていったものになると思います。まずこの条例の中でもありますけれども土づくりとあります。まずはこの普及、乾杯などを広める上で土づくりを町民そして各団体のほうとしっかりとお話し合いをして作り上げていくほうがより牛乳消費のこの意図が汲まれるものになるのではないかなと思いますけれどもその辺りはいかががお考えでしょうか。

2 番（杉本いよ君） 先ほども申しましたように私としてはもう本当に全てのことを理解した上でということではありませんでしたので、この中標津のことは参考にさせていただきましたが思い

もほかのことは何も分かりません。ただ子どもたちの議会をとおして乾杯は是非いいかなというその心情だけでございます。ですのではかに町のほうで今おっしゃったような皆さんと協議しながらということは全然考えておりませんでしたので以後そういうかたちをとり直しましてまた上程させていただきます。

3 番（高村祝次君） 江藤議員が言われた土づくりにつきましては、先ほど私が言ったように小国の酪農家は大半が小国町内で草を育て一生懸命自給率向上に努めて数十年になります。そのおかげで町のほうについても土地の基盤整備、団体営草地改良事業あるいは農地公団を入札、土地基盤整備あるいは緑資源による。いろいろ土づくりについてはまず自給飼料向上というようなことでもうずっとやってきておりますのでこれも自給飼料率で北海道を除いた本州から九州一帯では小国の酪農が日本で一番ではないかなというふうに思っております。ですから先ほどちょっと休憩のときも話したけどもそういう自給飼料を増産するために、今小国町では熊本興畜という豚屋さんに来て糞尿処理をするのに秋頃になりますとその堆肥をほとんどの酪農家が使っているような状況で土づくり草づくりはもう日本一というふうに私は思っております。そこ辺りの連携は十分とれていると思います。

議長（熊谷博行君） 質疑ですので質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4 番（児玉智博君） 私は、発議第 1 号、小国町ジャージー牛乳消費拡大応援条例の制定について賛成の立場から討論を行います。

質疑を通じて文中にある小国ジャージー牛乳は J A 阿蘇の商品であるところの阿蘇小国ジャージー牛乳ではなく、一般的に小国町で生産されたジャージー牛乳全体を指すということもはっきりと確認することができました。また、文中の「努める」という文言についても話題になりましたが、努めるというのは要するに義務ではなく努力義務というものです。最近、努力義務が導入されたのが自転車のヘルメット着用であります。努力義務ができたからといってヘルメットをかぶらずに公道を自転車で走っても検挙されることはありません。努めるという言葉自体はそんなに重いものではないと思います。ちなみに県条例で「くまもと地産地消推進県民条例」というのがあります。ここは「県の責務」というより強い言葉です。ここは本議案では「町の役割」です。すけど「県の責務」というより強い文言も使われていますし、努めるという言葉は県条例のほうは全 10 条からなるものでありますけども努めるという言葉が七つ出てまいります。そういう県条例もあるということをおし添えておきたいと思っております。

2022 年調査の市町村別農業産出額によりますと小国町の合計産出額 22 億円に対し、乳用

牛による産出額は8億8千万円で全体の40%を占めています。ちなみに8億8千万円という額は畜産以外のいわゆる耕種作物の小計8億5千万円も上回るもので小国町の農業経済の屋台骨をなすものであります。また町外に出かけてみましても菓子などの加工品で「小国ジャージー牛乳使用」と打ち出しているものを数多く見かけます。小国ジャージーブランドが町のPRに大きく貢献しておりジャージー酪農がこの条例を制定すべき役割を果たしていることは誰の目にも明らかだと思います。

さて提出者も提案理由の中に触れておられますが、本発議を提出するに至ったきっかけは子ども議会での中学生議員による提案でありました。残念なことに子ども議会で渡邊町長が中学生の投げたこのボールを拾うことはなかったのですが、しかし、そうしたボールを我々が受け取ることこそ二代表制の意義であり議員活動の醍醐味なのではないでしょうか。議員の皆さん、中学生議員の思いの込められたボールをしっかりとキャッチしようではありませんか。ところで子ども議会は小国中学校9年生の公民の授業として取り組まれました。目標は主権者意識を育むことであるということです。6月に開かれたオリエンテーションで子ども議会に取り組むことが決められ、6時間の教科書を使った授業を経て8時間かけて議会質問を練り上げたそうであります。その上で11月15日に2時間分の授業時間を使って子ども議会が開催され、翌週には振り返りの授業も行われたということです。生徒たちや先生方もかなり力を注がれた子ども議会ですが指導された先生にお話を伺いましたところ「しっかりと準備して臨むことができたので役場からの答弁には難しい言葉もあったが、生徒たちも十分理解できて主権者意識につながるものとなった」ということでありました。ほとんどの同僚議員も傍聴されておりましたので感じられたと思いますが、どの質問もとてもレベルの高いものであります。主権者意識を考える場合、個々の生徒や学校だけの責任にしてはいけないと思います。町政、政治の側の姿勢も問われると思います。今回本条例が成立することで中学生たちの成功体験となり声を上げれば政治は動いてくれる、応えてくれるのだという確信とともに、高い主権者意識を持って将来この子どもたちが社会に羽ばたいてくれるのではないのでしょうか。町の総合計画は「全ては次世代のために」というのをスローガンにしています。次世代を代表して質問した中学生議員の姿を見るに、私は非常に頼もしいと思いました。その中学生たちにしっかりと応えたいと思いますので議員各位の御賛同をお願いいたします。賛成討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

6番（松崎俊一君） はい、6番です。

ただいまこの条例に対しましてさしたる問題はない旨の賛成討論がありましたが、第2条の2です。これはよくよく見てみますと公共調達というのを町がいろいろする場合「最大限採用するよう努めなければ」というふうに書いてありまして、お二人ともジャージー牛乳の生産者でありまた議員でもあります。これはちょっと御本人たちへの利益誘導みたいなかたちのものを議会の

ほうで制定するののかというところがかなり引っかかります。2番議員並びに賛成者の子どもたちへの思いであったり生産者への思いは痛いように分かります。ただ本案の内容が賛成者の御本人がおっしゃられたようにまだ取れんされていないというところでしょう。ジャージー牛乳当りに特化せずに小国町の特産品であったり観光施設など消費拡大とか販売促進とか宣伝とか応援、こういうことは当然ながら行われなければならないというふうに思いますことを付け加えまして、本案に賛成いたしかねる旨の討論といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

2番、杉本いよ議員により提出された、発議第1号、小国町ジャージー牛乳消費拡大応援条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（熊谷博行君） 挙手少数でございます。

よって、発議第1号は否決とされました。

議長（熊谷博行君） 日程第13、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。

この件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり派遣することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第14、「議員派遣報告について」を議題とします。

この件につきましては、別紙お手元の配付資料のとおり小国町議会会議規則第129条の規定により、9月議会以降今日まで研修等に各議員を派遣しましたので御報告申し上げます。

議長（熊谷博行君） 日程第15、「行政報告」。

執行部より報告事項等がありましたらお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは小国町人権啓発フェスティバルでございます。明日でございますけれども小国町人権啓発フェスティバルを明日12月7日午前8時半少し早うございますけれども朝8時半からJA阿蘇小国郷情報企画センターで行います。小国町議会議員の皆様には御案内をさせていただいておりますので御参加をどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和7年二十歳のつどいについて。小国町二十歳のつどいを1月3日金曜日午前

1 1時からおぐに町民センターで行います。御来賓として小国町議会の議員の皆様にも御案内をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

続いて、小国町消防団出初め式についてでございます。消防団の出初め式を1月5日日曜日午前9時から阿蘇広域消防北部分署で実施をいたします。同様に皆様方にも御案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、行政報告といたします。

議長（熊谷博行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れ様でした。

(午後1時33分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（7番）

第 2 日

令和6年第4回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和6年12月10日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和6年12月10日 午前10時00分

1. 散 会 令和6年12月10日 午後 3時29分

1. 応招議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行君	書記 宇都宮愛子君
	書記 穴見紗里奈君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教育長 村上悦郎君
総務課長 佐藤則和君	教委事務局長 久野由美君
情報政策課長 田邊国昭君	産業課長 穴井徹君
税務住民課長 中島高宏君	建設課長 小野昌伸君
福祉課長 宮崎智幸君	
建設課審議員 谷口正浩君	総務課審議員 松本徳幸君
町民課保育園長 室原由美君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 6.12.10)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は10名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は登壇順に、1、久野達也議員、2、高村祝次議員、3、児玉智博議員、4、穴見まち子議員、5、熊谷和昭議員となっております。

それでは、9番、久野達也議員、御登壇願います。

9番（久野達也君） はい、9番、久野です。おはようございます。一般質問ということで登壇させていただきました。

まず仮通告に入ります前に、土林区の三玉小学校の修学旅行それから土林区の土林小学校との交流の姉妹校締結ということで本当動きが始まったかなと思っております。三玉小学校につきましては県の事業と聞き及んではおりますけれども、きっかけを聞きますと実は2月の台湾訪問のときの交流会。この中でいろんな方々と私も含めて町長、教育長、交流させていただきました。そんな中で教育長、堺校長お話しの中で三玉小学校の校長先生とお話しも弾んだみたいです。県の事業で熊本に修学旅行に行くと。そういったときには是非小国小学校と交流したいという三玉小学校の校長先生からのお話もあったと聞き及んでおります。ある意味2月に台湾を訪問させていただきましたとやっぱり人と人との交流、そこがスタートの原点かなと改めて感じさせていただきました。そして土林小学校との姉妹校提携協定これにつきましても熊日新聞で大きく取り上げていただきましたけれども、この台湾との友好締結が少しずつ動き始める。そして少しずつかたちが見えてきたのではないかなとうれしく思っております。前置きが長くなりますので本題に入らせていただきたいと思います。

今回私は一般質問の中で地域政策と地方創生という何か大きく自分自身も漠然としたかたちになったのですけれども、と申しますのも過去には小国町財政状況の厳しい時期がございました。一時期平成の前半期ぐらいには財政調整基金が9億円ぐらいあって、平成の後期この頃には6億円、5億円と減少していきました。いろんな事業に取り組む中でそれもその時々々の経済情勢あるいは国の動き。たまたま交付税の大幅減税だとかがございまして町の歳入が不足するというような事態で基金の減少も見られました。ただ今回ここ数年来、財政調整基金は職員の方々の御努力等により伸びております。ちなみに令和5年度末で11億円でしたけれども先々日の補正予算で

は歳計剰余金の処分ということで恐らく財政調整基金で15億円ほどになるかと思います。これは決して歳出を抑制したというよりもどちらかといいますと国の施策の中で例えば交付税で予算以上に2億8千万円ほど増えてきた。あるいは御存じのとおり令和2年の災害復旧を繰り返してきましたけれどもこうなりますと繰越事業あるいは過年度事業とって事業費の予算確保に努めなければなりません。ただ予算確保してその後入札の結果として少しずつ剰余金も出てくる。その積み重ねが令和5年度の決算では歳入で86億4千万円。そして歳出では76億4千万円ということで約10億円ほど差引き残。この中を御存じのとおり地財法の第7条で繰越金の2分の1以上を積み立てるといったようなかたちで財政調整基金のほうへ積み立てるという補正予算もなされております。今回質問させていただきたい部分としましてはまず単刀直入に町長に財政調整基金15億円になりました。ある意味これからいよいよ令和7年度の予算編成あるいは予算ヒアリング等を経過する中で、町長として例えばこういったような基金を活用した単独事業費、これに対するお考えがどうなのかをまずお聞きして次に入りたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

久野議員の一般質問御答弁をさせていただきたいと思います。財政調整基金含めて様々な基金ございますけれども、根本的なお話は今までのとおり私一貫してできるだけしっかりとためて次の時代の人たちのために少しずつこの結果というところで今回の財政調整基金積み立てることができましたけれども、時代によってはできないときもあろうかというふうに思っております。時々私が一般質問とかいろいろなお答えをする中で今の熊本の状況は特にそうでございますが、TSMCの進出によって来年、再来年、5年後なんかとても予測ができない状況に私はあるといつも言わせてもらって、なかなか先行きが見通せていない町長というそれも自覚もあります。しかしながら非常に今難しい時代を迎えている中でも、やはりどうしてもこの財政調整基金含めて私ちょっと後出しじゃんけんみたいな感覚があります。このように予測がなかなか難しい状況の中では財源の確保であったりまた仕組みであったり将来にできるだけさっと何か事案が起きたときに備えるといった部分が非常に大事な部分ではないかなというふうにも思っております。特に県境でもありますいろいろな様々な事業を南小国町と一緒にするような中でも南小国町は用意できて小国町が用意できないというような状況で事業を進めるようなときがあったときには町としてもしっかりとすぐに対応できるような状況も持っていきたいというふうに思っておりますので、できれば財源を確保するような状況の中でこの基金を取崩していくここにもしっかりと考えていけないといけないなというふうには思っております。しかしながらまずはどのような事業をするのかというところをしっかりと定めさせていただいて、その事業をやると決めたときには基金を取崩しをするのか補助金をいただくのか起債を使うのかそれはしっかりと行政のほう執行部のほうでも見極めていけないといけないなというふうに思っておりますので、私は財源のスタート

地点ではなくてその事業をやるかやらないかこれがまず一番大事なのかなというふうに思っているとございます。ちなみにネットワーク事業基金等々はずっと企業版と通常のふるさと納税含めて様々に使わせていただいているような状況もございますので、用途によってといいますか事業の内容によっては基金の取崩しもこれまで同様にさせていただきたいなというふうに思っております。詳細につきましては担当課長が後からまた御質問があったときにお答えをいただければなというふうに思います。

以上です。

9番（久野達也君） 確かに町長おっしゃったように予想が難しい社会に入ってきております。そして備えということで考えれば町も今後将来的に多額な経費を要する部分も出てこようかとも思います。ただ1点申し上げたいのは令和6年度当初予算で財政調整基金の繰入れは6千600万円ほど予算計上されております。財政調整基金を入れるときには先ほど町長おっしゃったように目的基金は基金設置条例でその事業に充てるという目的がありますので目的基金はその事業に充てようかと思えます。ただ財政調整基金は資金不足が生じた場合に財政運営の効率化を図るために基金を繰り入れるということで進んでいこうかと思えます。単純に大きい事業としますと私ここ数年来思っているのですけれども小学校統合してもう10数年になります。そんな中で各小学校旧小学校の校舎本体は災害の避難場所が使われたりはしますけれどもただいずれかの時期には解体も念頭に置かなければならないのではないかな。そんなときにはこれ恐らく補助事業は探してもないでしょうから一般財源での対応にもなるかと思えます。そのように考えると一時期に集中するとは限らないにしても蓄え、これは必要かと思えます。私、率直に言って少しは使っているのではないかなというのが本音です。少しお話を具体的に進めさせていただきたいと思えますけれども先ほど言ったように財政調整基金も少なくなりなかなか行政運営ができないときに町は団体補助金等の1割カットということをしていたしました。住民の方々、各団体に説明をし御協力もいただくというかたちでしてきたのですけれども、ある程度この財政調整基金がその時期よりも多く積立てられてきた中でやはり地域活動の活力というのは行政活力もそうでしょうけれども民間の各種団体の活力。これがあって初めてあそこの町は活気づいているなとかが出てこようかと思えます。そういったような考えでいきますと一律カットしてそのままの現状で活動をしていただいております。活動は活発にさせていただいております。その団体の運営ではなくてその団体が何らかの活動を行うときには支援ができるのではないかな。そういう状況も今生まれてきているのではないかなと思えます。高齢化社会と言いますけれども老人クラブの団体への補助金は250万円それから女性会もういろんな場面で町の行事あるいは自主活動等も行っていただいております。ここが40万円と。やはり額を増やせば済むという話ではありませんけれどもその活動に見合う支援をするということは私は可能ではないかなと思っております。そう考えたときに地域貢献団体への活動助成。それがひいては小国町の活性化にもつながると思っておりますので、

こちら辺り一つ例えば具体的に申し上げましたけれどもこのような地域の活動これに対してお考えがあればお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） その部分は久野議員おっしゃるとおりです。もちろんコロナ禍でもあったし様々に活動が制限される中で今活発化してきている団体。それからなかなか人口減の問題もありますのでその活動がなかなか難しくなった団体もございます。その団体の内情によっては会議とかそういうのをオンラインに切替えている方たちも中にはいらっしゃいます。ですので様々な要因があると思いますけれどもその団体補助金を一律にカットした時代があったのかもしれませんが、私といたしましては毎年毎年見直しをする中でどうしても経費が掛かるといった場合には御相談をいただいて実際にその部分に具体的な話があれば予算を付けるといったことも考えられなくはないというふうに思っておりますのでその部分では御相談いただければなというふうに思っております。また、今小国高校だったりいろんな方たちとお話をする中でも予算が削れる部分、予算を増額する部分、両方とも考えを私のほうもその団体に直接お話をさせていただいてこれからの予算の審議に使わせていただこうかなというふうに思っておりますので、その部分では是非ともその団体の皆さんにもこの場で大丈夫ですけれども様々に活動する内容それをしっかり伝えていただいてその内容いかんによっては町のほうもしっかり対応していくということはお伝えをさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

9番（久野達也君） はい、そうですね。町も財政支援できるところは財政支援していくということ。これは大事な部分でありますしたまに耳にするのが町は財政状況はかなり改善されてきたけれども私たちの生活はあんまり変わってない以前のままと話も聞きます。あまり変わっていないというより物価高騰が多大な部分で影響してきているのでしょうけれども、そういったようなときに一点事業で申し上げます。今、交通弱者対策ということで乗合タクシー、にじバス等々ございます。いわゆる廃止代替バスの対応として進められてきたところですがけれども地方バス運行対策補助金これはバス事業者に対する部分ですがけれども3千350万円程度。それから乗合タクシー運行委託で2千200万円程度。それからコミュニティ交通事業これににじバスだと思えますけれども800万円程度。これらの予算があるのですけれども私宮原に住んでおりますので宮原の方から二三耳にした部分です。当初乗合タクシーはスタートするときには廃止代替バスの代替機関としてバス路線が廃止になってその部分を補うために乗合タクシーということで移行していったのですけれども、もうそれも10数年経っております。宮原の方々から耳にするのはやはり宮原も高齢化というのは変わりません。おばあちゃんが例えば2、30分かけて歩いて買物に行く。歩いて病院に行く。そういう状況が生じております。そのために町はにじバスを運行したところなので、にじバスのお話もさせていただきましたけれどもどうも時間帯が合わない。そういったときにやはり交通弱者という部分にその方は含まれるのではないかと。手に下げるのは重い

からキャリーバックみたいなのを引きながら買物に行っておられました。それを見たときにやはり乗合タクシーは先ほど言いましたように廃止代替という観点から路線系統がある。それと正直言って廃止したバスは宮原の町なかも通っていたのです。ただそのことではなくていわゆる乗合タクシーと例えばタクシー券、乗車券との併用型でそういったような交通弱者への対策ができないかなとも思っております。こういったようなかたちをとるとその人だけが恩恵を受けているように見えるかもしれませんが、決してその人だけではなくして生活空間を確保する。いわゆる住宅地が既存の部分であって商店街が集中しております。212号線沿いに。その商店街は商店街として繁栄していただきたいし、そこを結ぶかたちをとれるのではないかな。それを思っております。

それから2点目。基金を活用できるのではないかなと思う2点目として今衆議院でも予算会議、ちょうど家を出るとき予算委員会の審議が始まっておりますが103万円の壁ということでこれはずっと議論が深まっていきそれらも変わっていかうかと思えます。そんな中で例えば仕事に出るときに子どもたちをどうしよう。この問題は必ず出てこようかと思えます。今現在3歳以上の方は国費で賄っておりますので3歳未満児に対する保育料で1千万円ほど予算が計上されております。あるいは小学校の給食費。賄材料で歳出で2千800万円ほど。それから歳入です。保護者が負担する給食費として2千600万円ほどが計上されております。さっき申し上げました103万円の壁が変わったときに仕事に就くと。その活動時間を延長するあるいは積極的に仕事に就くといったときにその家庭環境において未満児を預けたいとか子どもたちを育てたいというその気持ちの中で、この保育料だとか賄材料だとかを例えば「保育料1千万円のうち、町が500万円支援しますよ」、「徴収するのは500万円です」だとか「給食費についても半分は町が負担しましょう」。本当は完全無料化がいいんでしょうけれども段階的な部分もあるかと思えますので「半分は御負担ください」といったようなそういうことも可能ではないかなと思うのです。そういったような意味合いからもこの基金の活用というのは何かできそうで、そして多額な金額を要せずに可能ではないかなと個人的には思っておりますけれどもいかがでしょうか。こうやって私、地域政策と地方創生ということで質問させていただきましたので具体的個別の部分についてまだ検討段階だとか検討に入っていないだとかあろうかと思えますけれども、今の段階でのお気持ち等をお聞かせいただけたらと思います。

町長（渡邊誠次君） お答えをさせていただきます。

まず1点目。地域公共交通に関しましては財源の問題もありますけれども、一番の充実は今のにじバスだったり乗合タクシーだったりというところをつなぎ合わせてどう利便性の高いダイヤに組替えていくのか。これを担当課といつも考えさせてもらっております。交通網の充実。もちろん交通網の充実を図りながら効率よく財源を回していくということも必要ですので。また公共交通に関してましては交付税の措置もございますのでその部分に関しましては私はどちらかとい

うと全体を考えていながら交通網の充実をしっかりと考えていくというところを一番重点的に置いていきたいなというふうに思っております。にじバスもありますけれどもにじバスが距離が長いと。出発して南小国町まで行きますのでその部分では行き帰りの長さだったりというところをまた今から考えていかなければいけないなど。チャレンジはさせていただきたいと思っておりますし昨年度は3か月ぐらい無料の期間を置いて試しに無料だったらどのぐらい人が乗るのかといったようなところも少し調査をさせていただきました。そのような考えをする中で今乗合タクシーがない場所また町内含めたところで交通網の充実はしっかりと図っていきたいと検討の土台に挙がっておりますので、その部分は基金を使うのかどうか財源はちょっと抜きにしても交通網の充実これは地方自治体としてもしっかりと考えていかなければならないだろうというふうに私も考えております。

それからその次の部分の子育て支援といいますか保育料と給食費。この部分に関しましてはこちらも交付税措置がある部分とない部分とございます。賄材料費以外の部分はもちろん人件費だったり設備がだったり光熱費だったり町のほうがその部分を受け持って賄材料費をいただいているというような状況でございます。保育料にしても0歳から3歳までは無償化できていないというような状況もありますが、その段階でどの部分をどのぐらいという検討をするところには町はまだできていないといったところがあります。実は少し調べていく中で先日地方分権に向けた国への提言を求める全国知事会の委員会が12月9日に開催されたそうです。秋田県の佐竹知事が「給食費の無償化などの少子化対策は国が一括で行うべき」というふうに提案をしてまさにそのとおりだなというふうに思っておりますし、「少子化問題、様々な格差、こうした基本的な問題は国がどういうふうに統一していくか。教育の関係では、教育費の無償化などは国が一括してどう扱うか。時代とともにこういうふうな観点が必要ではないか」というふうにおっしゃられたということでございます。よく隣町と比較されますのでよく分かりますけれどもこのような格差がない状況をしっかりと考えていくのはやっぱり国の仕事かなというふうに私は正直思っているところでございます。町のほうでは先ほど言われた今の財調を含めて基金いろいろな使い方を今後も考えていきたいと思いますが、仮に100万円を使うとしたときにその100万円10年したら1千万円ということでございますし、1千万円のお金を毎年使って10年使うと1億円といったところでございます。ざっくり1億円の財源があったときには様々な事業がありますけれども、するときには補助金、起債を組合せていくと相当何倍かの事業が行われることもできます。今の現世代の人たちの負担をどのぐらい減らしていくかといったところも検討はしっかりと重ねていきたいと思っておりますけれども、今のところできれば町のほうでしっかりと特定財源を作れるような状況を先にできるだけ早く作って行って町で稼げるお金がどのぐらいあるかによってまたそのお金を財源にしていろいろな事業をしていくとそういうような考え方も私は必要ではないかなというふうに思っておりますのでその事業をしっかりとまた見つけていきたいと思っております。今年が一番

最初にありました来年の予算の会議の中で一番最初の挨拶のときに町の収入をどのぐらい増やしていけるのか各課で検討を重ねてもらいたい、可能性が全部多分ゼロではないと思いますけど議会を含めて難しいところもあるかもしれませんが各課で考えていただきたいという旨も通達しておりますので、その部分ではしっかり考えていきながらいずれその機会があったら国と県とも協議しながら給食費の無償化それから保育園私もしたいとずっと思っておりますので。ただその特定財源若しくは国県しっかり考えをまとめた中で踏み切りたいというふうに思っています。

以上です。

9番（久野達也君） 今町長からの御答弁の中にもありましたように事業を行うときに特定財源これ一番大事な部分かとも思います。事業を考えて特定財源を考えるのか。特定財源があるからこの事業に取り組むのか。スタート点は違ったとしてもそれは大事な部分であるし、それが財政の安定化につながるということは重々承知しております。ただなぜ地域政策と書かせていただいたのか。極論で話しますと国の事業に乗らない事業はやらなくていい。町長決してそんなことは言いませんけれども。そういう論理ではなくして地域政策というのは町が単独事業費でも取組みたい。あるいは町の将来を考えたときに今やっておくべきではないか。将来的には補助の対象になったりするかもしれません。町もそうですけれども結構国の事業というのは前例主義である自治体でこういう事業していたので、そのことを支援する事業を国でも取り組もうかといったような動きが多分に見受けられます。町でもそうです。自主活動でいろんな活動をしている。では支援しようか。だから地域政策はやはり小国町自らが考えて小国町自らがここに手を加えるべきではないかと。そういうのを見い出す部分も必要かとも思います。現行事例で質問させていただきましたけれども例えば財政調整基金はこんなふうになると思うのです。予算を積算したら予算総額が例えば65億円になったと。収入は64億3千万円しかない。7千万円の財源不足が生じる。では事業削減をするのか。そこに財政調整基金を充ててその事業を実施するのか。そこが問われているのかとも思いますので決して多くをつぎ込めだとか事業をすればいいという取組ではなくして今必要とされているのに取り組む。あるいは今後必要とされるであろう部分に目を向ける。そういう地域政策であってほしいと思います。冒頭挨拶の中でも申し上げましたけれども土林区との関係がございます。今後将来的には例えば小学校はどうかは分かりませんが、中学校の修学旅行が台湾になったりする可能性もあろうかとも思います。やっぱりいろんなことをそのときにどう支援していくのか。それも少しずつ考えていただけたらとも思います。もう考えているでしょうけれども。それとこの地域政策と地方創生。今回の国の補正予算の中でも地方創生というのは石破総理の目玉的な部分で捉えられておりました。閣議決定の中では地方創生交付金の倍増方針ということで人口減少対策、地域産業活性化など地方創生では自治体に配る交付金を当初予算ベースの1千億円から倍増する方針だと。ただこの地方創生は石破さんが一番最初になった

ときに地方創生を打ち出したのですけれどもそのときから言っていました「地方で考えろ」と。地方創生計画を中央のシンクタンクに頼むのではなくして職員の中で地方の現実を見ながら地方に沿った計画を立てるべきということでしたので、恐らくこれが倍増になってもその方針は変わらないのではないかな。そうするとやはり今ここで求められているのが何なのかを掌握する必要があるかと思います。そして先に申しあげました基金を充当したらいかがでしょうかといったような事業も将来的にこの地方創生に取り組むことも可能ではないかなと思います。そういったような意味合いからもこの地域の施策それと地方創生、これをどうリンクしていき、あるいは先取りを若干してもいいのではないかなと私は思います。そういう先取りの行動をどう起こしていくのか。これはやはり行政施策の中の大きな部分ではないかなと思っております。地方創生、まだかたちが明確には出ておりません。閣議決定や予算編成のときにも石破総理は所信表明の中で「すぐれた事例を挙げながらそれに取り組むべき魅力ある働き方、職場づくりも重要だ。短時間正規社員の制度の活用や男性の育児休暇取得。社会構造意識の変化にもつなげていきたい。」と述べておられるようです。この地方創生を活用した施策の展開が問われてくるのではないかなと思います。情報的に今政策課長、地方創生については情報入っているのでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 地方創生についてなのですが、もともと平成27年に始まりました。

その当時5か年計画の総合戦略を策定して第1期、第2期としてまいりまして10年が経過しまして、新しい方針として石破総理による新しい地方経済・生活環境創生本部が設立して新地方創生本部というかたちでこれから新しい方針が示されるというふうにはなっております。今そのために国のほうで有識者の会議などが行われておりますが今年中にはある程度の方針は出るのではないかなということになっております。今のところでこちらのほうに入ってきている情報として大まかなポイントということでしかまだ話はあっていないのですが、大きいポイントで五つとして示されておりましたまず第1に安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生。第2に東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散。第3に付加価値創出型の新しい地方経済の創生。4番目がデジタル・新技術の徹底活用。そして5番目に「産官学金労言」のステークホルダーの連携など、国民的な機運の向上というふうにはまだしか示されておられませんのでまだ具体的などころまではなっていないかなと思います。しかし町も新しい第3期の総合戦略を策定していく必要がありますのでいろんな項目上がってきたときに対応できるよう新しい総合戦略の策定を現在進めているところです。

9番（久野達也君） 今後総合戦略の策定等進められていくということでしたけれども、やっぱりその中にもありましたように生活環境、要は小国町の環境の中でどう取り組むのか。そこもあろうかと思いますが。そこをやっぱりきっちり吸い上げるかたち、そういったような地方創生の戦略を期待しております。閣議決定の中で先ほど申しましたように人口減少や地域産業の活性化。それらが生活環境に大きく影響してこようかと思っております。それらの計画と先ほど申しあげました地

域の政策。これをどうリンクさせ地方創生に乗せられる部分は乗せていけば町の財政負担は軽くなるでしょうし、そういったようなところには大いに期待をさせていただきます。また町長が言われています「全ては次世代のために」ここ私も大好きです。次世代のために今私たちが頑張ろう。あるいは私たちが励もうという部分でしょうけれども。そんなときにやはり一つだけ私考えておきたいなという部分は次世代のために現役世代今ここで生活している私たちこの環境も整える。自分たちの環境を整えることは次世代のためにつながるということを思っております。是非小国町の独自施策の大いなる展開と地方創生とのリンクを期待いたしまして質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時から行います。

（午前10時43分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

議長（熊谷博行君）　3番、高村祝次議員、御登壇願います。

3番（高村祝次君）　こんにちは。2か月の間にいろいろ町内も変化がございましたので、まず一番目に下城イチョウの駐車場についてお伺いいたします。9月議会のときにもイチョウの木周辺の民有地の購入という話をしましたけれども、この11月紅葉が始まるともうスマホを開けて天気を見ればイチョウの木の紅葉は何%ですよ、夕方の6時頃の熊本ニュースの中でもイチョウの木の紅葉とか阿蘇郡、菊池溪谷の紅葉とかいろいろテレビで放映されております。今年は気温も下がらなかったせいか下城のイチョウの木の紅葉の時期が1か月間ぐらありましたけれども、その間に駐車場が満杯になって道路をはみ出して反対側車線に車が並んでいるというのは土日だけでなく毎日のように続きました。ですからこれは町であの駐車場を拡張活用していかないと事故が起きたら大変だということを私はつくづく感じました。あそこを弓田のほうに上っていくとカーブになっておりますので上からはすいすいと下って来ます。下から上るときは橋があって直線で車が駐車場へUターンしているのがよく見えますけれども、上から下ったときは非常に分かりにくい。町長はもう恐らく買わないということを言っておりますけれども、これはお金がないから買わないとか財源がないから買わないということではなく、もし事故起きたらということを考えると是非あそこを買わなくてもどうにかして駐車場を拡張してもらいたいと思います。以前はそういうことがなかったからということで滝のほうをのぞいてみますとロープが張って立入禁止になっており滝のほうの駐車場も1、2台止めたらもう止められないような状況になっておりますので、是非財源の確保ができれば駐車場を確保してもらいたいと思いますけれども町長の御意見を聞きたいと思います。答弁をする方は小さい声ではなくて自信を持って大きな声で答弁してください。よろしく願います。

町長（渡邊誠次君）　答弁させていただきます。イチョウの木の周辺の方たちと話を12月の3日火曜日の夜に集まっていたいただいて楽夢下城の方だったり银杏の会の方それから代表の方たち五、

六人に集まっていたいてお話をさせていただきました。主な内容は今までの経過のお話をさせていただきましたのと今後どうしていきたいかという町の方針もお伝えをさせていただきました。高村議員おっしゃられるように今年の11月前半の土日を含めて非常にたくさんの方たちが来られています。10月の時点でももう既に私が見かける中でも車が数台とまって写真を撮っている。ただし立入禁止の規制をしておりましたのでその外側からしか撮れないといったところでもあります。たまにロープをくぐって立ち入るといような部分もありましたけれども、町といたしましては一番大事なところは折れて枝が落下してこの前の東京のようなことになる大変ですので、その部分だけは避けたいといったところもあって今年ではできるだけ立入りを規制したと。今後はイチョウの木の人たちとの話合いの中では町道から奥のほうに行く三差路の部分ですけれどもそこら辺りでちょっと止めさせていただいて、車が行ったときに上から落下しないようなかたちをとらせていただきたい旨は地域の人たちに話させていただいて、もちろん車が必要なときには地元の人たちは外して入ることができるというような措置ができればいいというお話をまずはさせていただいております。それから樹木医さんの見解がありますので一応に切るとか切らないとかいうところではありませんけれども添え木をできるところは添え木をする。今古くなっている添え木の部分に関しては切替えて新しいものに取り替える。それから木が重さで裂けるのだけは地域の人たちもできれば避けたいというところではございますので、いよいよ木のために必要なのであれば少しの剪定とかそういうことも含めてもちろん国の指定の天然記念物でもございますのでそこをしっかり話をしながら多少時間がかかりますけれども来年度の予算の中で考えさせていただきたい。できるだけ早急にと思ったのですけれども教育委員会の担当の考え方とか申請をしてから一、二か月はどうしてもいろいろとかかるということなので、葉っぱがない時期のほうが軽いだらうとかいろいろ考え方あると思うのです。ただその時期にできるのであればもちろんそういうふうにさせていただきますのでそのときにはまた議員の皆様方にも補正予算をこっちらから提案をするときが来るかもしれませんけれども、なかなか時間がかかるみたいでその間に地域の方たちと合意形成を図って地域の人たちにとってまた町にとってもいい状態をまず安全面を中心に考えていく。駐車場の整備等々はその後にまた考えさせていただきたいと思いますが、まずは大前提として安全面を考えさせていただきたいというのを地域の方たちと話させていただきました。

以上です。

3番（高村祝次君） ありがとうございます。前向きな話でございましたけれども是非なるべく来年の紅葉時には駐車場も確保し、現在立入禁止のロープが張ってありますけれどもトイレに行くときはどうしてもイチョウの木の下を通っていかないとというようなことで、トイレを考えたときはこちらの町道のほうから石垣の擁壁のほうに遊歩道を造っていったらトイレに行くのにもイチョウの木の下を通らなくて行けるといような状況になりますので、いろいろ良い知恵を出し

ながら安全を第一に考えていただきたいと思います。

それでは、2番目に今までの質問の経緯についてでございますけれども、私が出した後に情報政策課から地域公共交通座談会の開催について配ってまいりました。先ほど久野議員からも出ましたけれども今高齢者の方が非常に免許証を戻そうかどうしようかと迷っている方がたくさんございます。ですからそういうことを考えるとこの地域交通というのをしっかり考えていかないと高齢者の方が事故を起こして「早くやっておけばよかった」と後悔することになりますので、にじバスの件も言いましたし私がちょうど議員のときに大津小国間のライナーのことも提案してできました。ですから国の事業に乗らないところもあると思いますけれども小国は小国独自の高齢者の方の足を考えたときに普通バス路線は走らないということでこれも議員のときに万成寺岳湯線とかいろいろ廃止をしましたけれども、そのとき一番利用している人からいろいろ問題提起もございました。それを解消して今杖立方面だけが走っているのではなかろうかと思っております。先般のときも杖立のほうに乗合タクシーが行かないなら川の向こうの高齢者の方たちのことも考えたらというようなことでもございましたけれども、杖立のその辺もありますけれども帯田住宅辺り的高齢者の方もあそこから町の病院に来るといって小国町隅々まで高齢者の方々が自分の足で行かなくてもタクシーに乗って来られるというようなことでタクシーGOというようなアプリをとってやることも考えたらどうかということも提案しました。そこら辺の話合いは先ほどの町長の話によりますと話を逐次しているのではないかと思いますけれども担当課長として私が質問を投げ掛けた後部署内で乗合タクシーや地域交通について勉強会とかいろいろ意見交換やられたのですか。やったかやらないかを聞かせください。

情報政策課長（田邊国昭君） 担当部署としての対応についてお話しさせていただきたいと思えます。以前の議会でも議員から提案がありましたが乗合タクシーの今後についてはまずタクシー会社との話を進めております。新しく今杖立線の話がありましたがあの路線での乗合タクシーになっていくときはどうしてもタクシー会社の運行エリアの話になっていきますのでそちらの話をもまずさせていただいて、そこから発展したかたちになったのですが先ほど久野議員からの質問の中にもありましたが宮原町内の方々も乗合タクシーをなかなか利用することが難しいという点。その代わりというわけではありませんけど南小国町と共同で行っております中心市街地の循環バスにじバスについても、なかなか経路が時間がかかって思ったところまですぐ行かないという問題もあるというのがあります。前々からタクシーチケットという話も出たりすることは多かったですのでそういうのをどうしていく方向がいいかということで議論はしてはしておりますが、そこも含めて高村議員に先ほどお話しいただきました今後の公共交通の在り方を検討する場ということで1回座談会を設けさせていただいたほうがいいのかということになりました。来月令和7年の1月になりますが公共交通の座談会の開催を予定しております。町民の意見を非常に多く聞いてらっしゃる議員の皆さんにお集まりいただきましてタクシー事業者の方にもお越しいた

だいたというかたちで公共交通座談会を開きたいと思っております。その場でできるできませんという話ではないんですけど多くの意見をいただきたいと思います。町の財政負担も年々増加する公共交通ですけれども地域の足としてなくてはならないものです。そして高齢化率を見ましても利用者は増加していくものと思われまますので今後も持続可能な交通形態を目指していきたいと考えております。

3番（高村祝次君） 私が思うところは情報政策課長だけでなく福祉課長も総務課長も課長全体で考えていかないと。その地区に高齢者の方は何人いるかということは福祉課長になれば分かりますけれども情報政策課長はそこまでいって福祉課長に何人ですかという人数把握をして会議に臨まないと全くいないところの話をして意味がありませんので、会議を開く前に経費の面とか人数の面とかいうことをある程度執行部がしっかりした提案をしていかないと、意見を述べても「それは財源の問題でできません」、「それは無理です」というような答弁の仕方ではもう会議になりません。こちらが質問したらちゃんとそれに対応できるような調査というのをやらないと会議にならないと思います。ただ開いただけと。高村議員が言ったから開いただけの話になりますので、そういうことにならないように会議を開く上で高齢者の人やら便利の悪い地域の方やら多数の人の参加を求めるなら。私も言いましたけれども「土日は乗合タクシーが走らないからそこは走らせてください」というともう財源の問題になってきますので国の財源はそこは出ませんとかいろいろあるならどうしても一般財源から出していかないといけないということで、しっかり財源とかいろいろなことを考えて会議に臨んでいただきたいと思っております。

次に私はほとんどが小国町の活性化は第一次産業にあるということで産業課には再三いろんな提案をしてまいりました。今でも国会で新規就農者とか親元就農については今までは親と異なる事業をしたら駄目ですよということでしたけれども来年か再来年からできるかしれませんけれども、総額600万円ぐらいを国が出していくというような話が農林大臣のほうから出ておりますけれども。小国町は国に先駆けて親元就農には月10万円。最初は5年でしたけど3年間ということを出してきました。現在は該当者がいないということですが。議員提案することによってそういうことを取上げていただいたと非常にありがたいことです。先ほどの乗合タクシーの件についてもいろいろ小国郷ライナーとかいうことも議員提案でできたということで。今の農業の厳しさそして現在全国の農家の推移を見ますと大体農家戸数が今2023年度は90万9千戸、平均年齢が68.4歳、86%が65歳以上ということで2050年には今から25年後農家戸数が17万7千戸に減少する。80%以上の方がもうやめるということで。これについて私は国の政策が間違っていたというふうに思っております。価格安定しないから農家をやらない。給料取りの初任給20万円も農家の後継ぎしたらもらえない。だからさっき言った小国町でどうにかして農業後継者を増やすために出そうではないかと言ったのが月10万円の提案でございます。今渡邊町長の話の聞くと財政をためてある程度余裕ができて次のステップというようなことを考えて

いるようですけれども、私は今やらなければいけないと。米が高騰したから国も今そういう農家の大切さを今言っていますけど。少子化対策でもそうですけど今子どもが生まれても仕事を始めるのはあと20年後です。20歳でいよいよそこであらわれてくるということですからその次に回すことではなく財源はなくてもある財源を有効に利用していくということは私は大事ではないかなというふうに思っております。ですからもうこれは待たなしでやらないといけない。先ほど町長は学校給食も言いましたけど「これは国がやるべき」と。国が全部やってしまえばこれは今地方議会というのは私はなくてもいいというふうに思っております。地方議会がある以上はよその町村がしないことをやっていくのが地方議会。お金のないところを出して頭を使って知恵を出していくのが地方議会だというふうに思っております。ですから全国的にもいろいろ地方議会では知恵を絞ってクラウドファンディング型ふるさと納税ということでやっている町村もございます。愛知県愛南町はドローン購入などで6千579万円柑橘農家にクラウドファンディングをやってそのお金でドローンを買ったと。私もドローンを買うのに提案をしました。森林組合が伐採したところの中切りの人手がないということでドローンを買ったらどうですかという提案をしましたけれども森林組合に聞いたら駄目でしたということで。本年度予算にも役場職員がドローンの免許を取りに行くということで予算に上がっておりましたけれども取ったか取らないかは分かりませんがそういうところもございます。宮崎県の都城市では牛、鶏、豚、馬は全生産農家、法人の全戸に対して飼料価格高騰対策の助成金7億円全額やったそうです。ふるさと納税による寄附金を積立てた基金で補いましたけれどもこれまでは国のコロナ対策地方創生臨時交付金を頼りにやっていたけれどもそれも限界ではないかということでこういうクラウドファンディング型ふるさと納税でやる自治体も出ております。滋賀県東近江市では飼料高騰に苦しむ畜産農家を支援するために2千991万円をクラウドファンディングで集めたということで知恵を絞って困っている人を助けるということでそれぞれの町村はやっております。そこ辺りで議員が言ったのを一方的に議論もしないで検討もしない何も話もしないで次の議会に持って行って次の一般質問は誰がどういうことを言うだろうかということ繰り返しても町は全く発展しないと思います。その議員を選ぶのも町民ですから町民もしっかりこういう一般質問を聞いてどういう人がどんなことを言っているのかということも町民もわきまえてですね。町民の方からは「南小国町は、畜産農家にもいろいろ燃料対策とか6項目に分けて何百万円か出たというような話を聞きますけれども、小国町はどうですか」と。畜産農家の数名の方が陳情に来たという話も聞いておりますけれども今の町長の姿勢・考えでは私は町は発展しないというふうに思っております。ですからそういう町長の考えと担当課長が課長なりにしっかりした町の在り方、姿を描いていくなら20年先とかいうことではなく今年、来年、新年をどうして乗り越えていくのかを考えねばならない。近年米が安い話が飛び回ってございましたけれども米が今年になって値上がりし米不足になってきた。国のほうではもう新米が出回ったから価格が下がりますと言いますがけれども以前の議会でも

言いましたけれども私は絶対下がらないと思う。生産者農家はもう高齢者ですけれどもその高齢者が作らなくなったらどんどん先ほど言ったように農家戸数が減ってきます。耕作放棄地の問題もありましたけれども耕作放棄地をどうするかと言ってもまず作る人がいないということです、これは町独自でどうやってということを考えていかなければ小国町は絶対減びるということですが、これは絶対そうならないためには今のうちからどうやっていくかという考えが必要ではないかと思っております。そこで担当課長にお尋ねしますけれども今まで私が再三いろんなことを言ってまいりましたが、それについて結果報告をしてもらいたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） まず以前に言われました林業のほうになります。今ちょっと直接お話はありませんでしたが、林業のほうは間伐材補助事業について今まで森林組合と林業事業体が受託していたものを自伐林家が申請できるようにということでお話ありましたが、こちらのほうは自伐林家の方がチェーンソーの講習会を受講後、自伐林家の方も補助金の申請ができるように森林組合を経由して行うようにしております。

それから獣害対策ですが、防除、駆除の両面ですと行ってまいりました。その方向性は変わりませんが議員が言われましたように国の交付金事業を使ったワイヤーメッシュ事業ということで今年農業委員等々で県と相談しながらモデル地区を選定させていただきました。令和7年度に1地区モデル地区としてワイヤーメッシュ事業に取り組たいと思っております。

それから先ほどの新規就農者のお話になります。現在先ほど言われましたとおり国の事業を活用しました新規就農者への就農準備中とそれから就農後の経営安定までの期間の交付金があります。そして町単独事業として親元就農補助金。言われましたとおり現在該当者はおりません。あと熊本県と各市町村とJA阿蘇等が中心となって農業師匠制度ということで研修制度へも参加していただくようになっております。この研修制度へ参加していただいた方は離農者が少ないということで実績等も上がっております。

あとドローンの関係ですが、令和6年度予算としまして小国町の職員が3名来月1月ドローンの講習会のほうを受けるようにしております。講習会で免許取得ができましたら翌年度は免許の種別がありますのでいきなり大きいものはできませんけど一旦カメラとかそういったかたちがとれるドローンを購入して後は1級資材等も運べるようなかたちのドローン購入の検討もしていきたいと思っております。森林組合のドローンの免許については森林組合等とお話ししましたが森林組合もいきなり1級の資材を運べるドローンはなかなか難しいということで順番を経て検討したいということでまた継続でお話をさせていただいております。

あと物価高騰に対する補助ですが、令和4年、令和5年とコロナ対策給付金と物価高騰対策給付金を国の交付金、給付金を活用させて交付を行ってまいりました。現在のところはまだ今国会で多分審議中であると思っておりますがそういった財源がどのような方向になるかを検討させていただいて、また目の前の課題、中期的な課題、長期的な課題があるかと思っておりますがそういった点は整

理させていただきながら検討を続けさせていただきたいと思います。

以上です。

3番（高村祝次君） いろいろ提案しまして実現したところもありますけれども、間伐材については人手不足というようなことで山林地主が自分でやって補助金で切れるようにということを提案したところ、県のほうも認めていただいて町のほうも認められたというようなことでみんな自分でやっていた人たちが今まで補助金ももらわないでやっていてどうにかならないかというような提案でございましたので私も森林組合あるいは産業課長にも話してできるようになって非常に山林地主の方は喜んでおられます。そういう取れるお金が取れないでまた未納額になって返済するというようなことでは意味がないと思います。しっかり町民の方の意見を真摯に受け止めて議員だけが言ったことを取り上げるのではなくて、町民の方々の意見を各課長ともそうですけれどもしっかり受け止めて今後の小国町をつくってもらいたいと思います。

それから建設課については再三私は212号線の道路改良について経緯をお尋ねしておりますので、その後の経過報告をお願いしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。よろしく申し上げます。

今おっしゃられた212号というかたちで従来の212号線に関しましては一応日田市が期成会の会長というかたちで特に脆弱な場所として杖立から日田までの間に関して大分の国土交通省のほうもしっかりと計画を立ててくれているということで、ひびきトンネルを始めしっかり今からの改良計画は立ててくれています。熊本県内に入って杖立から大観峰下りまして阿蘇市まで、熊本県の土木部の見解といたしましては改良済みということで一応2車線の道路があって交通に負荷は無いということです。大観峰等々で防災関係ですねロックシェッドと言って上から落石が落ちてきたときのとめとかそういう防災工事には今からも強化していきますが、もう県としては212号線の熊本県内は改良済みというかたちになっています。何度も私も言ったように何年から前から町長とも国会議員等々に要望もしまして今国土交通省のほうで新しい広域ネットワークという計画を立てています。その中で小国が絡んでいる部分が日田阿蘇道路というところでもう何度も議員さん等々の質問があつてスクリーンでも説明したとおり、簡単に言えば日田市から阿蘇の中九州高規格のほうにつなぐということで縦のラインです。もうこれは高速道路です。高規格道路というかたちで時速60キロ以上の道路を造ろうではないかというところで。それに関して大観峰が雪道、カーブを下っていかないといけないというところもありまして今は滝室坂を掘っていますし地震後には大津から阿蘇の区間もできましたし、皆さんの念願どおり一応トンネルという壮大な計画です。まだどうなるか分かりませんが日田から阿蘇まで本当に短時間で安心安全につながるよというかたちで計画を立ててもらっています。これは例を出すと滝室坂が掘れたのも滝室坂の阿蘇豪雨によりまして何日間も通行規制があつたということで非常に物流関係が滞ったということで、今本当に一番力を入れているのはこれだけ頻繁に災害が発生すれば孤立し

てしまう。小国町が孤立する。南小国町が孤立する。そういう地区をなくそうではないかということで何が起きてもしっかりと一つの道路は生かそうではないかということで国交省もその脆弱な地域に対してしっかりと支援をしていただいております。それに関しては他町村にまたいで阿蘇市、南小国町、小国町、もううちだけでは判断できないのでしっかりとそこは首長さんのほうも動いてくれていますのでその辺からまずは期成会の立ち上げ、国への要望、熊本県挙げての要望等々を行ってもう二、三十年は当たり前にかかります。それを何とか1日でも早く私も前から言っているとおり道なくして町の発展はないと私は思っていますので、しっかりとその辺は時間がある限り頑張っていきたいと思っています。

以上でございます。

3番（高村祝次君） 建設課長はいつも自信たっぷりで話されますので必ずそういう働きかけを自信を持って町長と一緒にではなくて課長自身が県国に行くくらい自信を持ってやってもらいたいというふうに思っております。それから、まだ今年災害復旧工事も治山事業がまだ続いているところもあると思います。まだまだ災害の後片づけが終わっていない農道、町道もございますのでしっかりとそこ辺りもやってもらいたいと思います。

最後になりましたけれどもついででちょっと報告しますけれども、今全国の酪農家が1万戸を割れて9千960戸。そして15年前に比べて半数になり5年間で24%、3千戸減った。これは輸入飼料に依存していますので北海道は別にしましてこの本州から九州にかけては大型畜産農家はほとんどが外国の粗飼料に頼っているということで飼料が高くなったということで減っております。現在6割の方が赤字で経営を存続しようかどうしようかというようなことで5割近くの人が離農を検討しているというようなことです。農業新聞を見ますと畜産の子牛暴落もありますので国も畜産対策ということでいろいろ練っておりますけれども、しっかりとそこ辺りも状況把握に課長は努めていただきたい。今臨時国会が行われておりますけれども民主党がかなり票を取ったというようなことで玉木代表が103万円の問題でいろいろ提案をしております。この玉木代表のおじいさんは香川県の大川町と寒川町の二つの町が合併して大川農協ができておりませんが、この組合長をされました。以前小国のジャージー導入をアメリカからするとき、玉木代表のおじいさんが組合長をしている頃であそこもジャージーを導入しました。そして導入先がアメリカでございましたので乳量も多くて牛もよいということで小国も当時アメリカから何十頭か導入していただいた経緯がございます。ですから土を知っている政治家はちゃんと国民のことを考えているというのが政治家ではないかな。都会で育ったアメリカの大学などに行った人たちは非常に土の匂いを知らない。やはり政治家というのは土の匂いを知った人が大事であるということは私の考えでございます。30分を過ぎましたのでこれで一般質問を終わります。どうもお疲れさまです。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は午後1時から行います。

（午前11時39分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

議長（熊谷博行君） 4 番、児玉智博議員、御登壇願います。

4 番（児玉智博君） まず第 1 問目。先月発売の雑誌に掲載された渡邊町長のインタビュー記事に関して質問します。事実と異なることが書かれているのではないかとということであります。熊本市の出版社株式会社地域経済センターが発行する月刊誌くまもと経済の 1 1 月号に自然資源を守り再エネ活用のまちづくり開発と抑制のバランスが重要と題する渡邊町長のインタビュー記事が掲載されました。3 ページにわたり町内の地熱開発に関する取組や北里柴三郎記念館、鍋ヶ滝公園、西里サテライトオフィスのことなどを話された内容が掲載をされておりました。配付資料 1 枚目御覧ください。インタビュー記事の 2 ページ目なのですが赤い線を引いた部分、渡邊町長の話を読み上げます。「再生可能エネルギーによる町の電力自給率は 3 8 4 % となっています。地熱やバイオマス、松原ダムと下笠ダムを活用した水力発電など、自然を生かした取り組みが行われています。」ということです。まず事実関係を各担当課にお伺いします。まず町内に本当にバイオマス発電所があるのかを情報政策課長。それから松原ダムと下笠ダムのダム本体及び発電所の所在地を建設課長。それぞれお答えください。

情報政策課長（田邊国昭君） 町内にはバイオマス発電所というものはございません。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） お答えします。よろしく願います。

九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所によりますと庁舎の位置が住所ということで、まず松原ダムは日田市大山町、下笠ダムは小国町黒淵でございます。

以上です。

4 番（児玉智博君） 下笠ダムは右岸側が小国町黒淵で左岸側が大分県日田市ということになりますのでダムの位置としてはそうなのかもしれませんが、九州電力のホームページを見てみますと九電の管内の水力発電所が県ごとに並べられているところでは大分県のところに松原ダムも下笠ダムも並んで出ておりますので発電した電力の場所というところが大分県になるのかなというふうに思います。バイオマス利用という点では公立病院などでバイオマスボイラーとしての熱利用はされております。ところがこの文章の流れとして見てみますと「電力自給率が 3 8 4 % ということを紹介した上で地熱やバイオマス、松原ダムと下笠ダムを活用した水力発電など、自然を生かした取り組みが行われています」というふうに続けばこれはもうバイオマス発電のことを言っているように聞こえます。また小国町下城には九州電力の水力発電所で筑後川本流や北里川の堰堤から取水して山の上に迂回させた水を谷底にある川に戻すときの落差を利用した下城の築瀬の小国発電所と杖立発電所があります。しかしこれらが稼働したのは 1 9 2 7 年とダム竣工の 1 9 7 2 年よりも 4 5 年も前で全く関係はありません。私はこの記事を読んだとき渡邊町長が小国町にバイ

オマス発電所がないことを知らないはずはないし、杖立にお住まいの方ですからひぜんやの途中からは大分県ですと先にある松原ダムが小国町だなんて思っているはずはないからどういう経緯でこのような記事が出てしまったのか不思議に思いました。そこで出版社に問合せ取材を行い記事を書いた方に直接確認をしました。「本当に渡邊町長がこういうことを言ったのですか」とお聞きしますと「御本人がおっしゃったことを書いています」というわけなのです。ちなみにこの記者が言うには町長は資料を用意してそれに目を通しながら話していたからまさか事実にないことは言っていないだろうと思って裏取りも特にしていないということなのです。裏取りをしていてくれたらと思わないでもないですが、そもそも渡邊町長が取材で誤った発言さえしなければよかったです。そこで渡邊町長はもともとこうした事実について誤認をされていたのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 誤認をしていたわけではございません。

4番（児玉智博君） では事実と違うこと分かった上でそういうお話をされたということですか。

町長（渡邊誠次君） 私としては前後の文章がありませんけれども自然と開発のバランスだったり地域のポテンシャルについてお話をした部分であって、実はバイオマスというのは木魂館でやられている木の駅プロジェクトのことを途中でお話をしたというところでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 話したことと相手に伝わっていたことが違ったということで、問題は伝える側の能力の問題なのか、受け取る側の能力の問題なのか、それとも両方の問題なのかというのは分からないんですけれども、しかしいわゆるそういったコミュニケーション能力の問題だけではないと思うのです。担当の記者さんは10月3日に取材をされたわけですが数日で原稿を書き上げられてそれを「この文章でいいですか」ということで渡邊町長側に町側にチェックをしてもらっているということなのです。それはメールで送信したそうです。取材の依頼からメールのやりとりでしていたのでそのアドレスに「確認してください」ということで送ったそうなのですが、その上で「これでいいですよ」という返事を受けた上で雑誌に記事が掲載されたということなんです。なぜチェックした段階で訂正を求めなかったのですか。

町長（渡邊誠次君） ひとえに言えば私の校正力も足りなかったかもしれないんですけど。実は今児玉議員が見せた文章がこれです。私が校正のとき見た文章はこれなんです。これ横書きに書いて中見出しも付いていないこの文章を見ると地域のポテンシャルを言ったみたいな感じになっておりますので、私としては特段うそをついたとか間違っような発言をした覚えはございませんしこの部分からいくと地域のポテンシャルもそうですけれども水源涵養能力。この部分とかもしきりにTSMCの話とかも後のほうで出てくるのですけれどもこの地域が持つ水を保水する能力これを伝えたかったという部分で松原ダム下釜ダムの部分だったり、もちろんそれだけではないんですけど太陽光を含めて様々な話をしたのですけれどもこの記者さんからするとこの部分を

書いているというような表現になったというふうに思います。

以上です。

4番（児玉智博君） いやいや横書きが縦書きになったからと言ってから書いてある内容が変わることなんていうのはないわけです。「これでいいですよ」と言ったにもかかわらず先ほど読み上げました「再生可能エネルギーによる町の電力自給率は38.4%」という部分から先が違うことが掲載された。「これでいいですよ」といった記事ではないものが掲載されたということですか。

町長（渡邊誠次君） 今もニュアンスの取り違え方でそういった発言があったかもしれませんがけれども「自給率38.4%」の前に「小国町では約5万2千キロワットの発電がなされているのですよ。それが38.4%ですよ。」というお話はしました確かに。その後で下釜ダムとか松原ダムのお話をしているのですけれどもそれ自体で多分6万5千キロの発電があるのでその38.4%には含まれてないんです。ですのでいろんなお話をする中でこういった記事になっておりますので私としては38.4%までが電力の話。「様々な小国町にはポテンシャルがあってバイオマスのボイラーもあるし木の駅プロジェクトというプロジェクトもあるし地域の持つポテンシャルとしてだけではなくて松原ダムと下釜ダムの部分もあります。総合的にいくと12万キロワットぐらいの発電能力がこの地域にはあるのですよ。」というお話はしたというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） そうではなくて質問に答えていただきたいんです。だから今町長が見せた横書きの原稿とここに書かれている私が示した配付してあります資料では記事の内容、書かれている文章が変わっているのですかということを知っています。

町長（渡邊誠次君） 変わったところと言えば再エネ電力自給率38.4%と書いてある中見出しはこちらには書いてないのです。ただお伝えしたいところはこの文章を直接読むと「再生可能エネルギーによる町の電力自給率は38.4%となっています。地熱やバイオマス、松原ダムと下釜ダムを活用した水力発電など」これ水力発電とバイオマスは違うと思うのです。ですので私としては全然違う意味合いの中でバイオマスが発電されていると言ったことはないですし、ただ熱源としては使っています。「松原、下釜ダムはこの地域のポテンシャルとして持っているのですよ」というのが後の文章につながってくるというふうに私は思っています。

以上です。

4番（児玉智博君） 町長はそう思って読むからそう思うのかもしれないけど、何も分からなく読めばこれどう見たってバイオマスは発電だし松原ダムと下釜ダムを活用した水力発電って。これ要は小国にはカウントされていないものを言われているので事実と違うことを言っているというふうにしかとれないわけです。言葉というのは政治家の命だと思います。そもそもの問題としてふだんからどの程度責任を持って発言発信を町長自身がされているか。渡邊町長の姿勢の問題で

はないかと思います。渡邊町長が信用に足る町長かどうかに係る重大な問題だと思うのです。先月15日の子ども議会。6人の中学生がそれぞれ質問して最後に渡邊町長が締めくくりに答弁をされました。その中で校舎へのエレベーター設置を求める質問に対して設置しない理由として「中学校も小学校も間もなく築40年になる。今1億円掛けてエレベーターをつけても10年後に建てかえることになれば1億円が無駄になる」旨答弁をされました。今定例会に提出された補正予算に学校教育施設基金への積立金3千万円がありましたので4日の全員協議会で私は渡邊町長に「10年後の建て替えも見据えた積立か」とたどしました。渡邊町長はそうですとは言わなかったわけです。「老朽化している小学校体育館への対応やそのほか学校施設の修繕などに充てるためだ」ということを答弁されたと思います。つまりは庁舎建て替えというのは検討すら始まっていないわけです。子ども議会とはいえたくさんの授業時間をかけて準備して行われる質問に対して建て替えの可能性を持ち出すのであれば教育委員会事務局内でそれなりにきちんとしたシミュレーションや検討を行って答えるべきです。その場の思いつきで答えるなど余りに不誠実だし無責任ではありませんか。もう一つ昨年の6月議会で私は鍋ヶ滝バイパスについて質問しました。質問の趣旨は県が代行工事をするようになって費用負担が少なくなったとはいえ工事費10億円の15%およそ1億5千万円と測量設計や用地補償費の2億円の半分1億円の合計2億5千万円は町が借金して負担するわけだから全ての町民に説明するべきだと求めたわけです。それに対する渡邊町長の答弁議事録にはこうあります。「先月の県議会のほうで多分想定では11億円ほど県議会で上程されて町分ですみません今資料がないのであれですが町の負担は1億円以下に減っていると思います。」ということでした。しかし県議会の議案を見てみますと令和5年5月の臨時議会では一般会計の第1号補正の専決処分が出ているわけですけど、補正額は2億6千422万3千円で歳出で補正されているのは民生費だけなんです。調べてみますと小国町道鍋ヶ滝線の市町村代行工事の工事費が県の一般会計に計上されたのは令和5年2月定例県議会に上程された当初予算で金額は1億500万円にすぎません。その後9月定例県議会に令和5年度市町村道過疎代行事業の経費に対する町負担金についてという議案が上程され小国町の負担する金額が工事費の10分の1.5に相当する金額すなわち15%と正式に決まったということです。これを受けて去年の小国町の9月議会に1千500万円の町負担金が上程されたというのが事実です。大体当初予算成立からわずか2か月後に10倍以上の補正をするなんてこれあり得ない話です。これはデマと言っていいレベルだと思います。このように渡邊町長が意図してなのかどうかは私はよく分かりませんが平気で事実をねじ曲げたことをその場の思いつきで発言してしまっただけでそのままにしてしまう。自分の発言に余りに無責任だと思うのです。これを改めていただかなければならないと思います。今回の雑誌の件に戻りますと熊本県中に向けて事実と異なる情報が発信されてしまったわけですが、事後的な対応は何か考えておいででしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今様々におっしゃいましたけれども子どもたちの議会の中で私が10年後に

エレベーターを付けたそのものが10年と言わずに11年、12年でも多少は前後あるかもしれませんが、そういった中で考えられないこともないなというところもあって答弁をさせていただきました。それからこの地域のエネルギーのことにしましてはこれに書いてあるとおりで確かに表現能力が足りないかもしれませんが、バイオマスについても熱源はエネルギーですし松原ダムと下釜ダムに関しても地域のポテンシャルのつもりでお答えをしているので訂正するつもりもありません。それから鍋ヶ滝のことにしましてはいつも言うんですけど財源の部分で最終的に実質的な持ち出しは全体の費用の大体9%ぐらいになるのではないのでしょうか。違いますかね。

4番（児玉智博君） わかりません。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員がおっしゃるのは一般財源の持ち出しだったり過疎債を使う前の話だったりそういったところのお話をされているかもしれませんが、私がお話をする上で実質的な持ち出しという話をいつもしていると思いますがその部分でいくと国の資金、県の資金それから町の資金合わせて過疎債まで入れると実質的に9%ぐらいになるのではないのでしょうかという話はいつも建設課長とさせてもらっています。

以上です。

4番（児玉智博君） 何か開き直った態度というのはどうなのですかね。私は議事録を読み上げたのですよ。6月の先月でいくと言えば5月でしょう。5月に11億円の県議会で上程をされた。11億円なんて上程されていないではないですか。この点についてはどう説明するのですか。11億円ほど上程されたと言うけれども5月の県議会に提出されたのはさっきも言いましたけど2億6千422万3千円の専決処分。しかもそれは補正の内容は民生費ですよ。事実と違うことを言っているままにしているではないですか。それで「私の意図は違います」と言って逃げ切ろうとしているわけですが、それ誰がどう見たっておかしいですよ。

町長（渡邊誠次君） すいません。11億円に関しては誤りです。ただ総額で鍋ヶ滝バイパスは11億円ぐらい掛かるでしょうという当初の話の部分で上程されるというふうに思っておりましたのでその部分で勘違いをしておりました。しかしながら先ほどの町の一般的な持ち出し。この部分では私は間違っていないというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） これはもうこの質問と答弁を見た人がそれぞれ判断していただければいいと思いますが、到底私は納得できないし訂正をしないその姿勢というのは私はなかなかこれは信用できないなど。ですからこうやって質問でやりとりをするのだけれども町長の答弁自体が信用できないというふうになってしまいます。やはり改めるべきところはしっかりと改めるというのが望ましい発展性のある方向ではないかということ述べて次の質問に移りたいと思います。

自然エネルギーの話の続きですので次は、地熱の恵み基金条例について聞いていきたいと思い

ます。この条例は第1条で「地域振興と地域の資源や環境を保全するために要する経費の財源に充てるため、小国町地熱の恵み基金を設置する」となっております。この条例が成立したのは2020年の3月議会でしたがそれまでのいきさつを振り返ってみますと地熱発電特に大規模な井戸の掘削を伴うフラッシュ式発電の開発計画が相次ぎ事業が着手される中で、開発地周辺では温泉が濁ったり湧き水が途絶えるなどの現象が発生し住民からは開発の影響を疑う声が相次ぎました。またヒ素などの重金属による大気や土壌汚染を心配する声も上がり2019年11月に小国郷の自然を守る会から約400数十筆の署名とともに地熱発電開発に関する請願が提出されました。この請願で求められていた事柄の一つは開発による損害が生じた住民の保護でした。そのために町内の地熱事業者が資金を拠出して基金を設立することも求められておりました。2022年の3月議会で渡邊町長は「もし事故等々が起きた場合、一時的に資金が必要な場合はこちらからお出しするということができるような形を取らせていただきたいというふうに思っています。」と明言されていますので地熱の恵み基金条例は守る会の請願とも一定かみ合うものだと思います。まず現在の状況を確認しておきたいのですが、稼働中の発電所が二つあります。2千キロワットと5千キロワットです。それから2千キロから5千キロワットの発電所が五つ計画中であると思います。これを踏まえた上でこれまでに町内で掘削された井戸、生産井と還元井合わせて何本になりますか。またそのうち稼働した井戸の本数をお示してください。

情報政策課長（田邊国昭君） 現在までに掘削を行った井戸の本数を申し上げます。生産井が15本、還元井が9本となっています。各事業者ごとに数本の井戸を掘削していますが稼働している発電所は2か所ですので実際に利用されている稼働している井戸の本数としましては生産井が3本、還元井6本です。

以上です。

4番（児玉智博君） なかなかこの生産井のほう掘っても稼働する率としては低いのかなと思いました。ですから生産井のほう掘られる本数というのは絶対的に多くなるということだと思っております。地熱の恵み基金条例が2020年3月18日公布で施行日も一緒です。それから4年9か月になりますがこれまでに幾ら積立てられまた取崩しはありますか。基金額の推移をお示しいただきたいと思っております。

情報政策課長（田邊国昭君） 地熱の恵み基金についてです。令和2年の3月に地熱の恵み基金条例を施行してから現在までに基金への積立てを行っておりますので令和5年度末で基金の積立額は1千500万円。現在までに取崩しを行ったことはありません。

以上です。

4番（児玉智博君） 推移ですので年度末ごとの金額を2年3月だから2、3、4、5ということでお示してください。

総務課長（佐藤則和君） 地熱の恵み基金の年度末残高について御報告申し上げます。令和2年度

末で300万円、令和3年度末で700万円、令和4年度末で1千100万円、令和5年度末で1千500万円で今年度末の予想としまして1千900万円ということになっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 地熱の恵み基金条例施行後の2020年すなわち令和2年5月稼働中の発電所近くの温泉が途絶する事象が発生しました。それを伝える西日本新聞の記事にはこう書かれています。「熊本県小国町のわいた温泉郷にある旅館で5月中旬、温泉の湧出が突然途絶えた。原因は不明だが、付近では昨春から湧水源の水量が激減する異変も。」この温泉が途絶する「異変が起きたのは5月14日。午前11時ごろから噴出圧力が低下、正午前に温泉も噴気も止まった。それまでは毎時約6トンの熱水と蒸気を噴出していたという。」となっています。記事にもあるのですがこの旅館はその2年前の2018年にも噴出が止まったということで、先ほど述べました自然を守る会の取組にもつながったものだと思います。2020年に途絶した際は渡邊町長や当時の政策課長も現場に足を運んでいると思いますが、地熱の恵み基金の対象にはならなかったのでしょうか。私もその当時の政策課長と「地熱の恵み基金ができたではないですか」という話をしたのですが「それはまだ基金が積立てられておりませんので」という話だったのですけれども今の総務課長の答弁聞きましたら令和2年度末だから令和3年3月31日だと思えますけど300万円積立てがあるわけです。ですから基金にお金がないから救済できないという話にはならないと思うのですが、これ対象にならなかったのでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 令和2年度のことであつたかと思いますが温泉旅館の泉源の影響については聞いておりますが、地熱の恵み基金への活用の申出というのが行われたようにはその当時の担当からは聞いておりません。

以上です。

4番（児玉智博君） 分かりました。過ぎたことのもしの話をしては仕方ないのですが、その当時申出があればこの300万円の中から何か活用された可能性はあったということですね。

情報政策課長（田邊国昭君） その当時といいますか地熱の恵み基金が設置されたときからであります。この活用については活用方法の検討が今までも続いております。基本的にはその調査を行うために充てられるということになっております。影響が出たことで温泉旅館、各事業者への補償などについては原因となった事業者が行うべきものと考えておりますので、その原因が特定できないときにこの基金を一時的に活用して一時金というかたちで調査を行い原因が特定された場合原因となった事業者が一時金として使った分のお金を基金のほうに戻すというふうな活用の仕方ということで考えております。

4番（児玉智博君） それでは先ほど私が紹介しました2020年3月議会での渡邊町長の答弁とちょっと齟齬があるのではないかと思うのです。「もし事故等々が起きた場合、一時的に資金が必要な場合はこちらからお出しするということができるような形を取らせていただきたいという

ふうに思っています。」一時的に資金が必要。要するに温泉旅館とかでお湯が出なくなったら営業できないではないですか。そしたら一時的な運転資金なんかも必要となると思うのですけれども、そういうものにはもう活用させない。申出があっても出さないということになるのですか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうが覚えておりますので。地熱の恵み基金を上程をされたときに改正案といいますかそれが出てきたときにさんざんあのときに地熱の恵み基金は、地熱発電業務に対する賠償責任というところの部分を町は資格というか免許というか賠償責任を持ちませんのでそういう部分には取扱いができませんと。一時的に調査をして原因が特定したときには返していただく。その部分にしかお使いすることはできませんというお話をその段階ではなくその以前の段階で地熱の恵み基金を町のほうが提案した段階、その時点でかなりの議論があっていたというふうに思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） では先に進めていきます。今年2月北里の山川温泉の六つの温泉施設経営者から成る山川温泉組合から町と地熱審議会そして地熱事業者2社に「わいた地熱発電所6号還元井掘削計画に対する意見書」という文書が提出されました。意見書の趣旨を申し上げますと還元井の掘削計画地は山川温泉の各旅館に分湯計画がある温泉元から650メートルしか離れておらず泉源への影響が懸念される掘削計画に反対を表明するものであります。特に地熱審議会に対しては十分な調査が求められているのですが、この意見書は承知されていますね。どのような対応を町それから地熱審議会ではされているのでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 山川温泉組合からの意見書についてですが、今年の2月1日に提出されています。内容はわいた地熱発電所6号還元井掘削計画に対する意見書として提出されています。その内容と対応についてなのですが、意見書の内容としましては先ほど議員おっしゃられたとおり山川温泉は還元井掘削に対し小国町地熱資源活用審議会において慎重な審議そしてわいた会においても計画の見直しを求める。そして小国町から許可、本来同意というかたちになりますがそういうのを出してそれ以降に異常が起きた場合はわいた会や町に対しても責任があるということを意見書というかたちでいただいております。その後にかかれた審議会これ2月9日に行われた令和5年度第2回地熱活用資源審議会ですがそちらのほうでこの意見書に対する取扱いを行っております。この意見書を地域住民からの一意見として取り扱うこととしております。内容について意見書の精査ができておらず審議会としても当意見書の審議対象とすることは難しいのではないかとということで事務局のほうから発言しまして当該意見書に当たり山川温泉組合においては当該事業者の当事業の実施に伴い不安を感じていると受け止められており、仮に事業に対して同意を出す場合においても山川温泉との意思疎通、協議を続けるようにというふうに審議会でも答申書の中に申し添えております。審議会からの答申を受けまして同意に値するというにはなりましたが、町が同意を出したときに同意書の中に引き続き山川温泉との協議を続けるよう

という条件を付けております。そしてこの事業を推進してまいりましたわいた会に対しても町と同時に山川温泉組合から意見書が出されており、これに対してわいた会に2月6日付けで文書にて回答を出しております。回答の中には「是非、対話の場を設けさせていただきたく存じます」というふうにわいた会から山川温泉組合に文書で回答が行われております。

4番（児玉智博君） 同意の条件として対話を続けてくれということで入れているとはいえ、要するにこれはお互いで話してくださいというふうにしたにすぎない。もう結果としてですね。いろいろ審議会の中では事務局から審議の内容としてふさわしくないとか言ったりはしたけれども、町に出す答申書の中にはそういうのも出ていますという指摘をしたけれども、結果としては同意がなされて同意の条件で対話を続けろと言ったとはいえ結局のところ事実上お互いで話し合っ解決してくださいということで、見方によっては町も審議会もこれを投げたというふうに見えるわけです。山川温泉組合に対する事業者2社今言われたわいた会とその受託業者の回答書も入手をしましていろいろ言われましたけど要旨はこういうことだと思うのです。「現在有している調査結果などの」有しているというのはわいた会さんとかです。「科学的資料からは山川温泉に影響を与えることはないシケージング」と言って井戸にセメンチングをするものですけど「それは300メートルセメンチングしますよ」と事業者は言っているわけですけど地元の人たちは標高の高低差があるから「それは300メートルでは不十分ではないんですか」というようなのも意見書の中には書かれているわけです。でも「いや、でも300メートルで大丈夫ですよ」と事業者はおっしゃるわけです。「山川温泉組合の御指摘の御懸念点を払拭するために、科学的な手法により解明して御心配をなくしていくのが最善の手法だと考えております。そのためには山川温泉組合様が御指摘している懸念のもととなる考え方及び資料根拠となる井戸のデータや位置図等の情報を開示いただければ、内容を吟味し真摯に回答させていただきたい。」とこういうふうに書かれてるわけです。なかなかこういうデータなんて普通の温泉旅館経営者の人たちとか言わば一般の住民ですよ。これをそろえることが果たして簡単なことなのだろうかというふうに思うわけです。しかし一方で私は事業者の思いというか考え方というのも分かるわけです。地熱事業者に限らず会社というのはきちんとした売上げと利益を出していくというのが第一義的目的ですから、事業計画書どおりにスムーズに進めていきたいというのは当然だし尊重されなければならないと思います。ですから事業者にしてみれば人様に迷惑をかけることはないだろうと調査なんかもしているわけだからある程度の自信を持っている事業計画書ならば「ただただ心配だと言われても困りますよ」というのはそうなのかもしれないと一定理解できます。しかし同時にこれでは事業者と住民間の溝が埋まらないと思うわけです。付け加えて言えば自然科学のことなんて人間が完璧に知り尽くしているわけではありません。だから学者さんたちが一生懸命今もいろんな分野で研究を続けているわけですから。地下のことなんて誰も潜って見たわけではないし地表の地形が変わると同じで地下もキャップロックがあってとかここに水がたまって地熱で温めら

れてお湯になってというようなことが言われているわけですけど永久に同じ状態が続くものでもないというふうに思うわけです。だからこそ地熱審議会が町民が安心できるように懸念を払拭していく。そのために自ら調査もしていく。説明もする。これをしなければいずれ地熱審議会の存在意義そのものが問われると思います。温泉組合の意見書を今の扱いにしたまま文章を確かに預かりましたというだけでは私はこれ不十分なのではないかなと思うわけですけども、いかがでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 議員が心配されるとおりの部分確かにあるかと思ひまして、地元の方々温泉事業者の方が心配になる点をどのように証明するかというところちょっと難しい点かなと思います。先ほどわいた会から出された文書の内容を説明していただきましたが、そのときに出てきた自分の経営する旅館などの泉源への影響を心配する場合、今の状況というのがどれぐらい把握できているか。温泉井戸の位置なんですけれどもそれと温度や量などの把握というのがなかなか十分なデータとしてとれてないときにこれが地熱事業による影響がどれだけ出たというのを出すのが難しいかと思ひます。そういったときのためにモニタリングが重要になってくるかと思ひます。地熱事業者はそれぞれ自分の計画地の周りで井戸水のモニタリングを行っております。さらに地熱事業者5社ありますのでそれと町が一緒になって地熱協議会がありますがそちらのほうでも共同のモニタリングを行っております。こちらは付近の温泉事業者の方などに協力していただいております温泉のデータであったり井戸水の状況であったりとかをモニタリングさせていただいております。なんらか影響が出たときにそういったふうなデータを活用できるようにということがこのモニタリングを徹底していただけるようにということがまず町そして協力していただいている事業者の方々とともにやっていくことかと思ひしております。

4番（児玉智博君） 調査をしているというふうにおっしゃるけれども、町と事業者5社の人たちと協力してというふうにおっしゃいますけれども地熱審議会はそこにどのように関わっているのですか。学者の先生方もいらっしゃいますけれども例えば心配している温泉旅館の方の泉源を見に行ったりしてみてもかそういう活動もきちんと行われているのですか。

情報政策課長（田邊国昭君） 審議会のメンバーの方々に対してですが開発地の状況を事細かく詳しく調べに行くというところまでは行っておりません。計画の場所を現地の確認に行くまでは行っておりますが審議会のメンバー特に中心となりますのは有識者の方々ですがそういった方々に1件1件の計画地の詳細までを見ていただくというのはあくまで書類上になります。

4番（児玉智博君） それではいけない。もうちょっとこの審議会が主体的にしっかりと動いて町民の人たちに「あの審議会の人たちがお墨つきを与えたのであれば大丈夫だ」とそう思っていたけるように信頼していただくような審議会にならなければ小国町の地熱開発というのはいかぬのではないかなというふうに思うわけです。実際、山川温泉組合の皆さんの不安は置き去りにされて開発が進んでいくというのが現状ではないかと思うのです。そこで確認いたします。

万が一山川温泉地域に異変が発生した場合、地熱の恵み基金の救済というのは先ほどの答弁であれば何らかの調査をするために使うということになるわけです。その調査をするのは主体的には誰がやらなければならないのですか。

情報政策課長（田邊国昭君） 調査事業を実施することになった場合は、町が専門業者に委託して行うことになるかと思います。

4番（児玉智博君） 次にもう進みます。先ほどのは2月の審議会ですけれども、その後年度がまたいで6月に開かれた地熱審議会では審議対象になった開発事業者に対して、審議会の委員の1人の方から地熱事業をめぐる訴訟が提起されていることが指摘されたということでもあります。そういう問題を解決してから次の開発に取りかかるべきではないかという疑問が行われたということなのです。事業者からはその問題は解決済みだとの答えがあったということですが、このようなケースについて地熱の恵み基金の対象とはなるのでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 審議会を行っております。今年度に入ってからも行われております。この審議会の内容については非公開とされておまして、お答えすることは難しいかと思います。

4番（児玉智博君） 私も質問する前に事前に担当係長に確認しました。委員さんというのは秘密保持契約です。「秘密保持契約にサインなんかしているのですか」と聞いたら「そういうことはしてない」ということだったので秘密保持の義務がないから私に情報が入ってきたわけです。その上でこの地熱開発に関する情報公開について指摘をしておきたいと思います。先ほど私が言いました6月の地熱審議会の会議録というのを情報公開請求しました。全部で10ページあるのですけれども黒塗りされてないページはないわけです。こうして全面黒塗りというところもあります。これ全体の4分の3が黒塗りされて非公開なのです。これ見てみるけれどもどの事業者の案件が審議されているかも判然としないし、先ほどの訴訟に関するやりとりも一切黒塗りにされているので詳しい中身がどういうやりとりがあったのかも分かりません。審議会が非公開で議事録の部分公開の理由を町は「開発業者がお金をかけて調査した情報を保護するためだ」と。要は知的財産の保護といいます。しかし訴訟が起きていることなんて知的財産の保護とは無関係です。大体民事裁判は公開で行われるものです。裁判公開の原則といいますが裁判が公正に行われていることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするものであります。きわめつけは会議録と一緒に出てきたものなのですが審議会の委員名簿です。参加者の氏名は全員黒塗りです。町議会議員のお二人もいます。総務常任委員長だからこれ松崎俊一さん、産業常任委員長の高村祝次さん、これ分かりますよ。しかもこれ情報政策課長田邊課長あなたですね。これも黒塗りにされているわけです。これは何でこういうふうに黒塗りに名前をするのだという担当の係長は「氏名は個人情報だから」というふうにおっしゃるわけです。情報公開窓口、総務係です。総務係に「ならその行政委員の名簿は全部黒塗りになって出てくるのですか」と聞きましたら「いえ、そういうわけではありません。今回はあくまで情報政策課の判断で総合的に

考えて黒塗りにになりました。」というわけです。これは伏魔殿としか言いようがないと思います。悪いことを集まって話し合っているわけではないでしょう。町のために集まって話をしているわけではないですか。この学識経験者で大学教授なんかも入っていますけど本来であれば名前もちゃんと出してこれを見た人が「この方はどういう論文を書いているのだ」と。「研究成果もあるのだ」ということを調べることができて、「こういう研究をされている人なら信用できるな」と「大丈夫だな」と。町民が安心するためにも名前を出すべきではないですか。大体皆さんこれボランティアでやっているわけではなくて町の税金から報酬も出ているはずですよ。そうであればこれを隠すことはあり得ないというふうに思うのです。こういうことをやっても地熱審議会が町民の信頼を確保することはできないと思います。この情報公開きちんと出せないものは出せないけれども出せるものであれば最大限公開をしていく。審議会を透明化していくことが大事だと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどからお答えしているとおり審議会は非公開でございますので非公開の内容についてはお答えはしないほうがいいと思います。現状の部分では弁護士さんに相談をさせていただいてしっかりと答弁がまとまってからお答えをさせていただきたいなという気持ちでいっぱいです。非公開の情報が表に出るといのはどのぐらい話されたのか分かりませんが、内容がどんどん漏れる状況であればそのほうが本当に大変な状況かもしれませんので、しっかり町のほうでは管理を含めて担当課は考えないといけないかなというふうに今思っている状況です。以上です。

4番（児玉智博君） 隠さなくていいことまで隠すから、だから町民も不安になるし。この情報が全面公開というふうにするからいけないと思うのです。だからここから先は傍聴も入れるけどここから先は退出していただくとか。議事録に関しても本当に出せない部分はそれは出してはいけないと思います。だけど出せるものであれば隠さない。出していく。変に隠すからやっぱり疑心暗鬼になるのではないですか。不安になるのではないですか。違いますか。

町長（渡邊誠次君） 何回も言いますが今の状況を児玉議員から質疑を受けていますけれども、私としてはその状況よりも審議会が秘密というかそれに守られた状況の中で、確かにこの会議の中であったことはしゃべらないですよという署名はやらないかもしれませんが守秘義務というのはあると思います。その守秘義務の中で守られてきた情報が今児玉議員の質疑の題材にされているわけですから、そこはしっかり考えないといけないなというふうに思います。信用があるかないか先ほど私のことをおっしゃいましたけれども、その部分に関しましては私はもうはっきりお答えすることはできませんけれども児玉議員も考えていただければなというふうにも思っております。また先ほど言った情報の公開の部分確かにおっしゃるとおりそうかもしれません。ただ審議会は非公開でございますので非公開の情報の部分ではできるだけその情報が表に出ることがないように努めたいと思います。

以上です。

4 番（児玉智博君） 情報公開の部分については今すぐここで非公開を取りやめるということはできないかもしれないけれども、公開すべき部分の在り方それは審議会の委員さんたちと話し合っただけでもいいと思いますし役場事務局内で検討いただくこともいいかと思いますが、できる限り情報は公開していく方向にできないかの検討をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） これまで審議会を開く前にどのぐらいまで公開するか公開しないかというの判断させていただいて非公開というふうに決定しているのです。ですのでその部分では公開する予定はありません。ただ今の現状の中でこの議会の中でその非公開の情報が児玉議員の中から公開されて表に出てきているというこの状況をしっかり町としても捉えさせていただいて考えさせていただきたいと思います。

以上です。

4 番（児玉智博君） ですから議論を混ぜこぜにしてもらっても困るわけです。それは非公開の情報を私が得てこれ質問しましたよ。質問しました。でもそれはそれとして本来私はこれは隠すような情報ではないと思うから取上げたわけです。だから私は非公開の部分と公開の部分が余りに判断がされていないと思うわけです。全面非公開とすれば全面非公開にしたほうが楽だし。この情報は非公開、これも非公開。そういうふうに判断したほうが頭を働かせなくていいから楽かもしれない。だけどそれでは町民がどうしても「何で隠すんだろう」と不安になる部分もあると思うし審議会そのものに対する信頼というのも得られないのではないかという問題提起をしているわけです。この部分についてはなかなかこの質問の時間で折り合うことはできないと思いますので、引き続き議論をさせていただければということをお願いしてもう時間があと二、三分ですので終わりたいと思います。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は14時10分から行います。

（午後1時57分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

議長（熊谷博行君） 5番、穴見まち子議員、御登壇願います。

5 番（穴見まち子君） 5番、穴見です。よろしくお願いいたします。

まずは先日、二、三日前の人権啓発フェスティバルのときに最初にキャラクターのコッコロさんですかね、私は初めてだったのですがその癒し効果が結構あって保育園と幼稚園の子どもたちの発表を見るときに笑顔が出ている子が結構多かったのがとても印象的だったとっております。それから小国支援学校の発表会が11月の18日にあったのですが私も議長の代わりに行ってきました。そのときにも支援学校の職員の人の中で発表があったのですが二、三日前の発

表を受けてしっかりと皆さんに支えられて少しずつですが成長しているというふうに思っています。「職員の力ってすごいな」と思いながら。周りのサポートの方の力があって今度も安心して見ているし、この前も発表会のときは自分たちで司会をしていたので「すごいな」と思っていました。それから高校生の発表だったりですけど自分の思い出がしっかりと心に残っていること。それが発表された。最後に6年生の「かたりつぐ」の中で戦後の子どもたちにかたりつぐ。今日ですか被団協の方が平和賞をもらいに行っておられますけど昨日たまたま夜私は12時ぐらまで起きていたのですが、その時にテレビで真珠湾攻撃の話でそれがどこから発射されたかという話があったのですが場所を言わないけど今まで知らなかったけど昨日のテレビで見てあれがあってそれからもう戦後今度で80年ですか。それを次の世代に伝えていくとかは重要なことだなあとしっかり思いながら被爆国日本の思いというのが世界につながっていくといいかなあと思っていますところす。

この題に上げております今年の稲作や野菜の出荷状況についてというところですがけれども、今年の稲作特に稲は春の好天気から秋まで10月の初めですか天気によって普通的には稲もできていいかなあというところだったのですが、中間的には雨が少なくて最初に引いたヒエ対策をしますけど水がよく二、三日ぐらい置いてないとヒエができる。それを何回も繰り返して水がないところは大変だったし毎日自分の田んぼを見守っていく。そこで最後に結果が出るというのが普通なのです。今年は温暖化の影響で稲だけではなく野菜にも大変な被害があったし農家の方も大変だったし種を植えてもできないというのが実情だったと思っています。それから私も苗の準備したところにハウスの中に野菜を植えてみました。勉強しながら。そういうところで夏的时候にはコナガですかね。全体的にどこの地域もテレビでの報道があっただけで虫の被害というのが大きかったり温暖化で種を高い値段で買って投資するけどできないというのが現状。その中でも土づくりと水管理。最初の土づくりでしっかりできているところがあったところすごいなと思うのが感じているところす。それでは、今年の稲作や野菜の出荷状況を産業課長どのようなところをお伝えしてもらえますでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 最初に今年の天気についてちょっとお伝えしたいと思います。気象庁の観測データによりますと南小国町の観測地点で今年7月から9月の最高気温は35度を超えるなど比較しやすいように5年前になります5年前に比べ、二度高くなっております。特に今年は日照時間が5年前の7月から9月の3か月間に比べその3か月間は390時間だったのに対し今年670時間となっております。

稲作の状況ですが、今年の作況指数は熊本県で102のやや良ということでした。昨年が104ということで2ポイント下がりましたがほぼ前年並みということで聞いております。あとJA阿蘇小国郷によります今年の水稲の出荷実績はまだ見込みですが1万3千500俵を見込んでおります。昨年の約8割となりますが昨年はちょっと特に多かったということがありますので集荷

量としては例年並みということで聞いております。

あと野菜については、高温の影響がありましてキュウリの生産量は対前年比100%。販売高も125%とキュウリについては好調でしたがあとダイコン、ホウレンソウは夏場の高温の影響によって生産量も落ち特にホウレンソウについては販売高も前年比86%となっておりかなり影響があったものと思われます。

以上です。

5番（穴見まち子君） 天気がいいから管理とかでできるのではなく日頃私たちは野菜を作ったり米を作ったり周りのところにも気を使わなくてはいけない。同僚議員もずっと言われていましたイノシシ、シカの対策なんですけれども私のうちもしっかりガードとしては金網も全部してあります。しかしながら河川がそばにあるため河川のところから上がって来たりちょっと勾配があって高いところから入られたりというところで、見た目はできているけど最終的にシカが田んぼの中の上のほうをしっかりと食べているというところがあったりと大変なところがありました。そういうところで今は金網とネットが町に申請すれば補助がもらえるというところなんですけど、今年の金網とネットもいいけどその前の電気がメインだったらその電気の向こうにトタンをしてしっかりとガードをすると大きいイノシシは別として小さいイノシシもいるわけです。そんなときにネットの中を通って行ったりするわけです。トタンだったら電気があって向こうに行けないというところがあってそこら辺の管理もかなり私たち農家にしてみれば大変です。それで今年も刈取りができなかったという人もいました。全然できなくて大変だったというのでそのトタンも言ってくれないかというところでここで言っているわけなんですけど、補助対象の商品として認めてもらうことはできないかなというところですがどうでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） トタンについてですが基本補助事業を行う場合は汎用性のある資材というものは補助事業の対象にならないというのが原則で。汎用性とは、ほかに持ち回って別の利用ができるものというのはなかなか難しい状況にあります。ワイヤーメッシュ等に比べて金額等も安価で設置、利用しやすいという点は分かっておりますので、効果をもうちょっと検証させていただいて検討させていただきたいと思います。

以上です。

5番（穴見まち子君） 今効果と言われましたけど絶大な効果があると思っています。私が刈っているところで1町以上あるところの方は必ず周りに電気と一緒にそのトタンがして上に上がらないようにちゃんとしてあるわけです。そしたら全然入っていない。そういうところを刈り取る時期とかに産業課の職員の人たちも見回ってもらうといいかなと思っているところですのでよろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 皆さん全部のところというのはなかなか難しいので、議員のところを声かけていただいたら日程等が合うようであれば伺ってみたいと思います。

以上です。

5 番（穴見まち子君） それと一緒に今年の秋の刈取りで課題があるのが私たちは刈る業者なんですけれども刈る業者の方も今年は南小国町の方が「自分たちは高齢なので台車に乗って持って行って刈ることはできない」というところで断られて早くに申し込んでいる人はできて南小国町の方のところも多いところでは100軒以上増えたところがあるそうです。それで最終的にいろんなところを探して小国町の方も言われたけれど南小国町の方が来て刈られた。刈るのは私たちが刈ってあげたりしたのですが自分で持って行ってするというような感じで刈り取る業者と精米業者の方も減っているわけです。皆さん高齢化と機械を長年使っていると故障が多くなったりするのと一緒です。それと同じように私たちが使っているトラクターなり田植機、コンバインと最低でも5年で買い替えをするときに資金が要ります。簡単にはいかないというところで私たちもそれに乗って常備コンバイン、トラクターと田植機とかを持っていると1千万円近くのお金の中で回転をしているわけです。農家の方の野菜とかの収穫でそれでやっていけるところはいいけれども人材不足だったり刈るのは刈るけれど集荷に行くときの人間がいない。1人ではなかなかできないわけです。そんなときに私のところもお手伝いをいただいていますけどそのときにもお金がいる。そう思ったときに今年の米は1万9千900円だったです。アキゲシキとヒノヒカリ。そういうところでお米の値段は上がったけれど経費、人材、機械代なんか燃料も上がりました。といって刈り取る金額というのは今まで大体が1万6千円代だったのですが「もう上げてもいいのではないかな」と周りから言われて消費税は別として少しだけ上げました。かといって最終的に計算したら自分の作っているところもあって残るものというのはいないです。それ以上に別なものを作らなくてはいけないというときに今年は特にシイタケが夏から秋にお店に出ているものがほとんどなくて、9月10月11月その時期に応じて作っているものが少しずつ出てきて店の販売というのはほとんどなかったのです。シイタケ生産者を守るためにもコマ代とか何かお手伝いできるものがあつたら町としても農家の肥料とか餌とかも応援していただきいただきましたけれど、今は原木生産者の方も高齢になっている。生シイタケと乾燥とあります。その中で今とても生シイタケも高いしシイタケの乾燥もキロ高い値段がしていますので、それを支援していただける町の施策は一応どのようにしていただけるのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） シイタケのコマ代に対する補助ですが具体的にまだこれからの話ですが、令和4年、5年はコロナと物価高騰対策で助成させていただきました。令和6年度は財源を森林環境譲与税に移しまして同程度の単価になると思いますが、特用林産振興事業補助金として当初予算で予算組みさせていただいております。シイタケ栽培農家の方にはこれからコマの購入時期になりますのでこれから御案内させていただいて、年明けに申請を受け付けを行いたいと思います。

以上です。

5番（穴見まち子君） そうしていただけると助かると思いますけれども、シイタケ農家も田んぼと一緒に高齢化になっている。木は重いから簡単にはいかない。原木を倒すことから集めて駒を打つというのが大変な作業だし、今やっている方はとても気持ち的に若いとまでは言わないけど年を取られている方も多。そのシイタケというのは昔から伝統ある野菜でそれでお出汁を取っておいしいお出汁ができるというのが基本です。今課長がちょっと言われましたけど絶対必要なのです。そういうところで補助というのは本当にしていただけると助かると思っています。

それから小国町も今年も好天に恵まれてWCSですかね。その出来高は分かりますでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） すいません。WCSについては手持ち資料はありませんが、米のほうが作況指数102ということでほぼ例年並みで育てておりますので、WCSについても例年並みの収量を確保できたと思っています。

以上です。

5番（穴見まち子君） 何でもそうですけど物価高騰で野菜も値段が上がって私たち主婦としては少しでも高くないように自分で使う分は今作っているのです。こんなに作ったのは初めてですけど少しずつですけど作っています。だけど高いから買わないのではなくてどうしたらできるかと作る側も一生懸命されています。田原地区は上のほうで高原野菜を作っておられる方もいますけど、今年のような温暖化のときに野菜を作ったときに虫だったり天気とか同じようにシカ対策とかも自分たちでそれなりに一生懸命しているし、その店に行くといつも出している。今年は特に野菜類は温暖化の影響で被害を受けている方もかなりいます。それで生活している人は何でも困っているわけです。何でも困っているときにいろんな野菜もですけど普通の生活とは違って農家の方の相談窓口というのを町も少しは作っていただくといいと思っておりますが、町長いかがでしょうか。窓口とかいろんなところで相談的なもの。

町長（渡邊誠次君） 相談窓口いろいろあられると思いますけれども根本的なところのお話をするとか職業選択の自由といったところがあります。その中で需要と供給のバランスがあるからこそ農家の方もいらっしゃるし商工業の方もいらっしゃるしだからこそサラリーマンの方もいらっしゃると思っております。その中で先ほどシイタケの値段が現状高い。農家の野菜を作った方たちは農家の野菜の値段が上がったほうが私は正直いいのではないかなと思っています。ただ買われる方たちは「安いほうがいいよね」と思うのが人情というか摂理といいますかそういったところでございますので、町が補助金を出すときには基本的には給付事業に近いところからいくとゼロからマイナスに向かっている部分に給付をする補助をするといった考え方はコロナのときから私も丁寧に御説明をさせていただきましたのでその部分ではやっていければなあというふうに思っておりますし、どちらにせよ今年是这样だけれども来年はどうあるか分からない。しかしながら農家の方たちは来年も作り続けなければならないというのものもあるかもしれないんですけど

もやっぱり基本作ることによって生業になられているわけですので、その部分と一緒に町も協議をする中でどういった方法がいいのかというのはまた別で、補助金の要る要らないとは別にそういったところの御相談だったり J A さんもありますので専門的な方たちもいらっしゃいます。そのような中で町のほうはどちらかという行政の部分でもございますので、どの考え方がいいかというのははっきり現場に近いところから少しずつ話をしていってもやい合わせていくというのが非常に大事な考え方なのではなかろうかなというふうに思っております。町は単体に向けてするのではなくて少し間口を広げたようなかたちで、この団体にとかこのグループはどうか今年はどうであるとかいうような考え方も多少大事というふうに思いますのでいろいろ考え方は議員も持たれていると思いますけれども、町の方針といった部分も是非御理解いただいて窓口で相談だったりその現場の部分は産業課の中でまた検討させていただいて作る作らないの判断をさせていただければなというふうに思います。

以上です。

5 番（穴見まち子君） わかりました。今一番課題と思っているのはライスセンターです。今普通の農家の方も我が家で作った米が食べたいところで個人の精米所に委託します。そして出荷される分は農協のほうに出しますけどその精米所の方も高齢だったり機械が古くなって「これがもう使えなくなったらどうしますか」というのを聞いたりもししてみました。そういうときには「もうやめたい」というところですね。ライスセンターの機械もこれで大丈夫かなという話もちょっと聞いたのでこれから先のことも考えていただきたいなというところが一番ある。精米所の方も皆さん若くないです。そういうところで大きい機械を持っているところと小さいところで。それで今までちゃんとしていただいたけどこれから先は早めに手を打たないとしてくれる業者もいなくなるのではないかと。今相談窓口というのはそういうところもしたところだったです。

それでは次にいきたいと思えます。小学校、中学校で小国町のどのような学びができていますかですけども、ずっと前から小国学の学びというのは小学校 1 年生頃から中学生であっていると思えます。近年はおぐチャンができたおかげでいろんな学びをテレビの中でしていました。先ほど言ったシイタケも 3 年生のときに駒打ち体験をして 1 年置いて今年の 9 月。それでも今年は異常気象であんまりできてなかったというところがあったし、私たちのところももうすぐするのですけど 3 年生のときに味噌つき体験を 1 2 月、来年の 8 月頃今度はできた味噌を使っての味噌玉作りで味噌汁を味わう。そういうところもあります。と同じように子どもたちはこの前小学校 2 年ですか森林組合の銘木市ですかね。ちょうどそのときに町長とちょっとお会いしたのですけど私も何十年ぶりかです。ちょっと用があってそこに行きました。そういったところに孫たちがいて職員の方の説明を受けていました。250 年と木の大きさ。三代ぐらいに渡ってした方の木だったのでですけど知っている方の名前もたくさんありました。後に森林組合長の方にも聞いた「あの銘木に出した大きなあの木は一本でどのくらいしますか」と聞いたら金額は言わなくても「かなり

の値段はする」と。それを守ってきたのが昔の人ですよ。それを売るときになって切る人、出す人、いろんな手が要るからなかなかこういけるのですが、おぐチャンにも出ていると先ほども言いましたけれども子どもたちは中学校1年生では伐採現場を広域農道の近くで森林組合の職員の方の説明とともに。多分木の伐採現場は皆さん初めてだったと思うのです。そんなときのすごい感動したこともあるだろうし子どもたちの反応というのは小国小学校、中学校とどのような感じになっているかなあと思いつながらちょっと聞いてみたいと思って質問したところですがいかがでしょうか。

教育長（村上悦郎君） 御質問ありがとうございます。いつも穴見議員今日も人権啓発フェスティバルの様子でありますとかいろいろ学校等参観されたときの感想等も公の場で述べていただいております。

今、小国学のことありました共同学習ということで。統合したときのメインで英会話科、小国学、小中一貫というところの一つで共同学習だと思います。今日 iPad で小学校の学習一覧また中学校の交流の一覧というのを上げていますのでちょっと見ていただけると。どうすれば見えますか。はい。探している間に説明をしますが、この郷土学習は小学校1年生2年生は「生活科」、三、四年生から総合的な学習「小国を学ぶ」、五、六、七年生は「小国に学ぶ」、八、九年生は「小国とともに学ぶ」と題して総合的な学習の時間を中心に計画的に学んでいます。その狙いは小国の自然や文化、歴史や人物など探求的に学ぶことにより小国を愛する心を育み、次世代へつなげる子どもを育てる。またキャリア教育の視点から人間関係形成能力、課題解決能力を育成するとなっています。資料を御覧になられているでしょうか。A4の横の黄色いところが色付けしてあるものですが今ありました2年生は上から2番目です。黄色と白のところ。生活科でしますパラソルセンター、給食センター、かりんとう工房、先ほどありました森林組合というのがあります。それとその下3年生です。ここも小国学。小国の名物・名所・名人を知る。ありました。椎茸のコマ打ち（JAの椎茸部会の協力）、みそ造り（手づくりの館の協力）、牧場（牛の飼育）、小国杉の名人も知る。5年生辺りになりますと小国町のSDGsの取組ということで役場の方、太陽光発電の方、木魂館の方、森林組合、地熱。先ほどありましたように3年生のときにコマ打ちした椎茸の収穫を5年生で行うというのが計画的にやられています。6年生のところは赤で入れておりますが台湾との交流。今まで英会話科として11時間取っていた部分を総合的な学習の中で来年から実際に交流の時間そして生きた英語を学ぼうというところで台湾との交流というのを入れております。中学校のがありますでしょうか。次のページにあります。黄色が全学年でやること。青が7年生、グレーが8年生、緑が9年生。今森林伐採といいますかありました上から四つ目のところ。青色ですので7年生でしょうか。森林伐採見学、共販所見学、森林学習。ここも計画的に入れられてこの前の子ども議会のところも緑ですが小国町財政に係る講話。その前に渡邊町長講話というのもございます。子ども議会というのも幾つか。こういうふう

画的に時数を決められて行います。でないと前ありましたが例えば台湾の交流。「交流ばかりやっていてほかの勉強はやっているのか」というところになりますのできちんとした裏づけを取るところで、学校のコーディネート地域学校活動推進員というのがいらっしゃいます。その方と地域の方々に協力をいただいて地域とともにある学校づくりが推進されているということで、子どもたちが中身の濃い体験活動ができているということです。小国学について説明の機会をいただきました。ありがとうございました。

以上です。

5番（穴見まち子君）　せっかく iPad ができているししっかり書いてあるのでこれを見れば分かるということで。この iPad が生かされてよかったと思っております。いい質問をしたかなと思ひながら、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は14時50分から行います。

（午後2時41分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時50分）

議長（熊谷博行君）　8番、熊谷和昭議員、御登壇願います。

8番（熊谷和昭君）　はい。8番、熊谷です。本日最後となりますけれどもお疲れのところお付き合いをお願いします。

先日9月議会の決算で監査のほうから会計監査の意見書というかたちで毎年出ておりますけれどもその中でちょっとびっくりしたというかちょっとこれはという金額。収入の未済額になります。前年度から約491万4千円増加ということで一般会計だけで4千684万863円になっていますけれども特別会計と合わせると年間6千600万円ぐらいの未済額になっております。余りにも多過ぎるのではないかと思うのですけれども。各課でそれぞれが苦勞して徴収はしているものだとは思っておりますけれどもこの辺どういうふうになっているのか。各課ごと聞くように打合せをしておりますけれども、まず税務住民課から町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を所管されていると思ひますけれども、それぞれどのぐらいの金額が残っているかよろしくお願ひいたします。

税務住民課長（中島高宏君）　お答えします。

税務住民課におきまして町税を管理しております。まず一般会計につきまして町民税それから固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の5税目がありまして、国保特別会計のほうで国保税を徴収させていただいております。そのうち滞納のある税目については町民税、固定資産税、軽自動車税と国保税ということになっております。令和5年度末の滞納額につきましては、町民税につきましてこれは現年分と過年度分合計で630万円です。固定資産税につきましても同じく現年、過年分を含めて1千110万円。それから軽自動車税につきましても現年、過年分合わ

せて40万円。最後に国保税につきましては現年、過年分合わせて2千180万円という5年度の実績になっております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 滞納金額、国保税2千100万円と大変大きな金額になっておりますけれども滞納される方にはされる方なりの事情があるのだと思うんですけれども、トータルして見てみまして年寄りの方の世帯とか家族が多い世帯とかいろいろあると思います。その辺の傾向って何か突出したものとかあるのでしょうか。

税務住民課長（中島高宏君） 未納者、滞納者のことで年齢とか家族構成、収入の状況なのですが滞納者が滞納に至るまでにはいろいろな経緯がそれぞれございまして、例えば単純に納税を忘れていたとか病気や離職それから休業や廃業など極端に前年に比べて収入が減ったとか。また病気やけがをされたとか生活環境の変化を理由に複合的に滞納に至る場合がございますけれども、このような出来事は誰にでも起こりうることだというふうに思っております。誰もが滞納に陥る恐れがあるというふうに感じているところです。このため税務住民課税務所管におきましては御質問のような年齢とか家族構成とか収入等で一概に集計を行っていないのが現状でありまして、議員がおっしゃる数値的なものはございませんがもちろん滞納者個別にどんな状況であるかとかその世帯の年齢、家族構成それから収入がどの程度あるかというのは個別に管理させていただいているところです。年齢等で管理はしてないというのが事実でございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） それではいろいろな事情があつて滞納が発生するということですが、徴収方法です。それぞれ皆さん理由はあると思います。かといってこれをこのままなきものにするわけにはいきませんので徴収は何らかのかたちでしているとは思いますが、どういうかたちで徴収をしておられますか。

税務住民課長（中島高宏君） 徴収業務につきましてうちが税金を取り扱っておりますので税金について御説明いたします。税金につきましてはほかの料も同じですけど多くの方が納期限までにお支払いをいただいております。納期限を過ぎてもお支払いいただけない方も中にはいらっしゃいます。放置しておくとな付意識の更なる希薄化も招きますしきちんと納めている方との公平も保たれませんので、最終的には滞納処分というかたちをとっていくかたちになります。まず滞納者につきましては払えるけど払いたくない方。また払いたいけど払えない方ということで大きく二つに分かれると言われております。払えるけど払いたくない方に対しては差押えそれから滞納処分を行っていきます。払いたいけど払えない方については分納のお約束や執行停止などの処分をしていくこととなります。

まず納付書につきまして。普通徴収分、納付書で送る分につきましては毎月10日に納付書を発行しております。その後納期限が月末になっておりますので月末までに納付されない方につい

ては督促状を発送します。督促というのが20日以内に発送するように法的に決まっていますので20日以内に発送しております。小国町ではほかの税、料も含めておおよそ16日頃に発送しております。それでも納付に及ばない場合は催告をします。督促状を送付されても納付しないときは電話それから文書催告又は臨戸訪問ということで自主納付をしていただくように催告を行っております。また催告状ということで一斉に税金の滞納者に対しまして年に2回ほど催告状というのを発送させていただいております。又それでも応じないという場合は財産調査それから搜索ということになりまして最終的には財産の差押え。そして滞納税に充当するかたちになります。

それから納付交渉についてなのですが納付交渉では滞納に至った原因究明とそれから現在の資力を確認しまして今後の納税計画を交渉します。それから家族や親族からの金銭的支援をできないか促しも多くの場合しております。一括納付が困難な場合は分割納付の誓約を出してもらって履行していただくかたちになります。再三催告を繰り返してそれでも納税がない場合、納税交渉に応じない場合、納税の意思が見られない方については財産調査、預金調査を行った後に差押えを行うという進め方になります。諸事情によって納税が難しくなった方については納税交渉や財産調査、預金調査を行いまして滞納処分をすることができる財産がないということを確認すれば執行停止という処分をする場合もございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい、熊谷です。

一番滞納が多かったのが税務住民課になります。

次、建設課になります。使用料及び手数料、特別会計の二つです。公営住宅の使用料、水道料等、農業集落排水の分になります。それぞれ金額等をよろしく願いたします。

建設課長（小野昌伸君） はい、お世話になります。

うちのほうは今議員さんおっしゃられたとおり料のほうです。まず住宅の使用料滞納が2千270万円程度。続きまして、水道使用料これは簡水の分です。議員さんちょっとお調べになられたのは8千円程度、農業集落が5万7千円程度、上水が25万7千円程度になっております。先ほど税務住民課長もおっしゃられたとおりいろいろ案件、事情そういうのはもうほとんど一緒でございます。税金の滞納がある方が同時に住宅に入居していたりとかそういうところがありまして、まずは順序からいきますと税のほうから国民の義務なのでそちらのほうから差押え等々をしながらやっていく。うちのほうは差押え等々はちょっとできませんものですから、しっかりと一緒になって搜索そういうところで一緒に頑張っていこうというかたちでやっております。単体で今のところ数から言えば関田、倉原、柏田、代表的な住宅その他桜ヶ丘等々ありまして大体入居者が265世帯です。この中で55世帯、約20%の方たちが滞納をされております。年齢別に行くとこの前も住宅の高齢化が上がっているということで高齢者が多いです。あと1人住居の方ということで非常にそういう方が多いです。金額にしてみても多い方で100万円前後。少な

い方で10何万円ということ。うちのほうも徴収のほうをしっかりと職員が頑張っているんですが、まずはもちろん一括で入れていただければありがたいのですが、なかなか昨今の事情等々で離職された方いろいろな条件、お年を召された方、けがをされた方で職を失った方もいます。基本的には町営住宅というのは低所得者向けで福祉関係です。無理やりいろんなパターンはできません。水道を止めたりとか鍵を変えたりとかいろんな強制的なこともできますけど、弁護士ともこの前ある案件について相談しましたがもう今の時代しっかりと取っていくべきかなど。民間的な作業も必要かなというところで。そこには行政ですからしっかりとした段階を踏んでいかないといけないのは分かっていますけれども、まずは何とか話合いの中でやっていけたらと思ってうちはしっかりと分納をどうですかというかたちで進めております。この55世帯のうちの分納が約27%その中でも3割近く分納なら応えてくれるところもありますので、相手を見ながらしっかりと膝と膝を突き合わせながら。もうあまり高齢の独り身の方に対して鍵を変えたりとか水道を止めたりとか、良心的に私だけの気持ちではいけないのですけれどもなかなかそういう厳しいこともできませんものですから。どういったかたちなら家賃の支払いができるかというのをしっかりとまずは話合いながら職員とともに協議をしているところでございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） このぐらい高齢化が進めば単独で高齢で住んでいる方も増えるしこれは当たり前のことなんでしょうけれども、ただ町に対して建設課だけで2千300万円ぐらいの残りの未収額がありますけれどもこれ町に直接その損害を与えることになりますので、その辺は町長以下皆さんで話し合われてどうするのか。今からどんどん増えてくると思うのです。こういうかたちで数字で残すのもいいんでしょうけれども。ただこれは貴重な町民の財産を使うことにもなっておりますのでその辺は。温情でいけば年寄りだからかわいそうだとかいう話になることだとは思いますが、その方にも子供さんとかいろいろおられると思うのです。支払い能力がある方がもしかしたら子どもさんにもいて。そもそも昔は親の面倒は子どもが見るというのが当たり前の時期がありましたので、町の苦しい財政状況もございましてその辺は分かっていたら御協力いただいて少しでも徴収していただきたいと思っております。

次が、福祉課になります。分担金と負担金と特別会計が二つです。保育料負担金と介護保険料と後期高齢者医療のほうをよろしく願いいたします。

福祉課長（宮崎智幸君） それでは、福祉課所管の収入未済額の報告をさせていただきます。

まず保育料負担金についてです。保育料負担金については1名で金額にして37万4千300円が未収入というふうになっております。それから次に特別会計の介護保険料については滞納繰越分と令和5年度分合わせまして合計57名で237万607円となっております。それから特別会計の後期高齢者医療保険料ですが、こちらは滞納繰越分と令和5年度分合わせまして合計17名の62万3千690円となっております。

徴収方法につきましては、税務住民課長が申しあげましたとおりとなります。特にうちのほうではまずこの対象者というのが介護保険料でいきますと65歳以上の方それから後期高齢者医療の方は75歳以上の方ということで、ほとんどの方が年金だけの生活という方が多ございます。そういった中でこの保険料の算定につきましては、それぞれ介護保険料につきましても年金所得のみの低所得の方々については軽減措置を行って公費で負担している部分もあります。それから後期高齢者医療につきましても7割軽減、5割軽減、2割軽減というかたちで適用されておりますので、年金収入の方であってもそういった軽減の措置等も行われていますのでできる限りしっかり払っていただきたいなというふうには思っているところです。ちなみに後期高齢者保険料につきましてはこの7割、5割、2割の軽減を受けられている方が全体のうちの70%以上の方がこの軽減を受けておられるということで、軽減後の保険料については何とか払っていただきたいというふうなふうに思っております。うちのほうでは特に督促をかけた後にそれでも払っていただけない方については電話での催告を必ず行うようにということで取組を行っているような状況です。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 特に福祉課の場合、未就学児とか高齢者を扱う事案になってきますので大変デリケートになってくると思いますので、その辺は大変慎重な対応が課長のほうにもかかってくると思いますけれども、さっきから申しあげているとおりこれ町民負担になりますのでできるだけ交渉のほうをよろしく願いいたしたいと思います。

次に、情報政策課です。使用料及び手数料ということでよろしくお願ひします。

情報政策課長（田邊国昭君） それでは、情報政策課からは光ファイバー使用料の滞納と徴収業務について報告します。毎月約2千300件の方に1か月当たり1千300円の光ファイバー使用料金を徴収しております。最新の額としまして11月末での滞納金額57万3千円となっております。その内訳34人の方に334件の滞納があります。

対策としましては、督促状の発送のほかに電話連絡と戸別訪問を随時行っています。そのほか2か月に1度は利用停止予告と利用停止の執行を行います。しかし物理的に光ファイバーの遮断という作業になりますので個人宅、大体の家の建物の屋外に設置しておりますV-ONUという機械への専門の器具を設置するかパワーユニットを取り外すという作業になりますので、個人宅の敷地に入るということになりますのでそういった作業の難しい点もありますがそういう作業を随時行っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 光ファイバーを外すことは個人の敷地内に入るから難しいということですがけれども、これってなければなくて特別に困るわけでもないのここはもう多分ある程度強めに交渉してもいいのではないかと私は思います。テレビですのおぐちゃんとかが見れなくなるとか

いろいろな支障は出てくるかもしれませんが、その辺はよろしくお願いたしたいと思
います。

では次に、教育委員会所管になります。給食費、寄宿舎宿泊負担金ですかね。お願いします。

教育委員会事務局長（久野由美君） 教育委員会関係の令和6年度収入未済があったものは、学校
給食費が2名、2万4千円です。納付が遅れたもので現時点で完納しています。

滞納者につきましては、担当者が地道に電話それから訪問し納付を促しております。また給食
費につきましては事情を伺って就学援助の手続の案内をすることもあります。そのほかの寄宿舎
負担金、奨学金、教職員住宅、保健体育使用料、町民センター使用料については未納はありませ
ん。

以上です。

8番（熊谷和昭君） はい、熊谷です。

今、各担当課からお話をいただきましたけれども全部で6千600万円。決して5年間ではあ
りますけれども小さい金額ではございません。税に関しては広域連携で他町と連携しまして違う
町の方たちが徴収していると思うのですけれども、法律上問題があるということはちょっとお聞
きしたのですけれども住宅料とかいろいろある部分この辺をそういうかたちで連携はできないも
のなのでしょうか。よろしくお願いします。

建設課長（小野昌伸君） 住宅、水道関係いろんなハード面での連携というかたちでは今特に広域
連携、いろんな会合があります。その中でこういう案件が出たことは今のところありません
ので今度はよろしければ議題等々にも出したいのですが、多分後ほど答えてくれるでしょうけど
いろんな案件も法律的なものもあるでしょうから自前は自前でやっていくというところで今のと
ころ考えております。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 債権管理ということで総務課のほうで債権管理の条例を所管しておりま
すのでその担当の会議等をした際のこと、滞納される方にとっては例えばAさんにとっては結
局住宅料もあれば水道料もある税金もある。そういったことで3口とか4口の交渉が交替に来る
ということでそれだけでも払うことを考えるのも嫌になるとかそういったこともあります。です
から私のほうが担当と話したときには例えば全員で何百名とおられますから全員の方々一人一人
にスポットを当てるのは難しゅうございますけれども、ある程度大口の方そういった人に各担当
が寄ってその方がどうやって払えるように導いていくのかという会議をこれからしていったらど
うかということで今話をしておりますので、そういった面でも一人一人に払える気持ちを持って
いただくようにこれから指導してそのように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） 熊谷議員、数をカウントすればものすごい質問になっていますので。

8番（熊谷和昭君） はい。分かりました。これはこれで最後にしたいと思います。

議長（熊谷博行君） はい。

8番（熊谷和昭君） はい、熊谷です。

では悪質な滞納者以外、生活弱者という方たちには大変優しい対応をなさっていると理解いたしました。いろいろな事情があつて払えない方も結構いると思います。やっぱり自分たちもいろいろ会社経営していますといいときばかりではありませんのできついときは確かにございますので、その辺は住民に寄り添ったかたちで徴収のほうはやっていただきたいと思います。しかしながら税金というのは町民全部で補うことになっていきますので、その辺を片隅には置いていただきたいと思います。

では次に、財源です。自主財源と依存財源、この割合について出ておりますけれども。政府が出している理想の比率というのが一対一になっているそうですけれども、現状小国町を見てみると自主財源額というのが27億円ぐらいです。依存財源というのが58億円ぐらい。自主財源31.9%、依存財源68.1%です。財政力指数0.239ということでございますけれども、これをこれ以上よくするということが私いろいろ考えて多少の変動はあると思うのですけれどもこれを1対1に持っていくことはまず難しいと思うし、これをよくしていく努力ではあると思いますけれどもこのままで少子高齢化が進む中でこれを少しでも上げるというのが可能なのか。これは町長の政策、執行部の施策によって変わってくると思いますけれども、これを上げる努力というか何か執行部でやっているということがございますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほど私のほうで答弁ちょっとしたかとも思いますけれども、今年の予算編成会議のときにでも歳入をどうやって各課増やしていくかといったところの提案はさせてもらっております。確かにいろいろ皆さん方から一般質問を受ける中で町内の皆さんから小国町は給付事業が少ないというところをお伝えいただいているのはもう重々分かっております。ただ町のほうではコロナ禍の中でも実は10億円以上国のほうから数年間でございますけれども10億円以上ありましたけど、大体配分としては3分の1が振興事業、3分の1が給付事業、3分の1がどちらかという学校関係の対策の費用に使っていったという部分は私もざっくり前の答弁でお答えしたかというふうに思っております。町の中で大切なところは依存財源をもちろんいただくことも大事かもしれませんが町の歳入を増やす。この部分はしっかりと考えていかないといけないというふうに思っております。ふるさと納税は着実に少しずつ伸びている状況でありますのでこれがまた一遍に伸びるとなると無理をするところもあるというふうに私は実は思っておりますので、できれば今の状況をちょっとずつでもいい方向に持っていけるように情報政策課ではお願いをしたい。またそれぞれの指定管理の場所があると思いますけれども小国町は非常に指定管理の方たち優秀な方たちが多くて、赤字経営のところやっぱりものすごく少ないというふうに思っております。黒字経営をされている方が非常に多いところでもありますのでその部分では

指定管理者の管理の方たちに町の施設を使っていただいて、地域の振興また産業の振興を含めて御尽力をいただいているというところであれば歳入を増やして歳出を減らす。この考え方を町のほうもしっかりとっていききたいなというふうに思っております。また一番考えられるところは今県のほうにお願いしてあります鍋ヶ滝のバイパスでございますけれどもこのバイパスが開通して大型バスが直接入ってきたときには今の数の倍以上の数は私は来ていただけるというふうに思っておりますし、もちろん観光協会含めて観光関係者とお話をさせていただかないといけないと思っておりますけれどもそれまでにはしっかりとライトアップを夜の時間までできるようなかたちで実現をさせていただきたい。また駐車場の料金を取っておりません。取っていないという非常に失礼になりますけれども管理の部分で駐車料金をいただいておりますのでその部分ではDXをしっかりと活用させていただいて行っていききたいなと。今の鍋ヶ滝の事業では県のバイパス工事による事業と町が国にお願いしてカントリーパーク構想この二つの事業がございますのでその部分ではしっかりとその中で財源を確保できるような一つの小国町の貴重な財源というふうな考え方をしていきたいというふうに思っております。それからもう一つ地熱発電所が今あと予測では2基稼働するといったところもありますし再生可能エネルギー、地理的条件からいうとこの小国町の中では太陽光は難しいかなとは思いますが先ほど言いましたように科学的な技術がものすごい今進行している中で決定ではないですよ。私の話として選択肢の中でも地熱発電所もありますし風力もありますし太陽光も水力も。こういった話をするからごちゃ混ぜになるのかもしれませんが、そういった流れの中で水素をどう扱っていくのかいろいろ考え方はあると思います。ただその選択肢の中に今小国町が選択できる状況にはないと思うのです。ですので事業所さんだったりとか地域の方たちそれから町の中でいろいろと専門的な知見があられる方がいらっしゃいますのでその方たちに御相談をさせていただいて、またそれぞれの各担当課が入って行って小国町の歳入をどういったかたちで伸ばしていったらいいのか。課長だけではなく少し若手のほうにも意見をおろさせていただいてしっかりと協議の上に乗せていききたいなというふうに思っております。私も残りあと2年ぐらいでございますのでその2年間の中での方針切りはずっと課長さんたちには伝えてあるというふうに思いますが、実現できないところとできるところとあると思っておりますけれどもこういった方針でずっと企業さんそれから専門的な知見の方と話していただきたいという思いはしっかりと伝わっているというふうに思っておりますので、是非とも今までも歳入を増やして歳出を減らす。この工面をしっかりと頑張っていきたいなというふうに思っているところです。ほかには担当課長がお話になると思います。

総務課長（佐藤則和君） 私が話そうかと思っていた内容の8割方、今町長が話されましたので特段方策としては町長が説明されましたとおりまずそういった使用料とかの伸びに期待する。あとあるいは税収が上がることしかないと思っています。自主財源を増やす方法はですね。そうしますと先ほど町長が申されましたとおり地熱等の発電所等のこれからの伸び。それと先ほど話題に

なりました地熱の恵み基金も基金残高が1億円を超えますと地域振興に使えるということになっておりますので、その辺の増額の見込みもあるのではないかと考えております。自主財源比率が議員申し上げましたとおり昨年度が31.9%ということでこれ結構近年では高い数値となっております。例年で過去5年であれば23.9%とか26%とかそういった数字がずっと並んでおりました。これからもこの推移としては今がちょっと財政上で話題になりましたとおり昨年度の繰越金が非常に増えていることがこの自主財源を伸ばしている一番の要因に今年の場合なっております。この繰越金については令和2年の7月豪雨関係の補助金関係の具合がいろいろ操作してきた関係がありまして、これからは平準化されまして徐々に減ってまいりますのでこれからも自主財源率は27%から30%の間を推移していくのではないかと考えております。その中で町長が申されましたような地域振興を図りながら税収が上がることを行政としても支援していくということが肝要ではないかと考えております。

以上でございます。

8番（熊谷和昭君） 今、町長と総務課長のほうから話がございましたけれども鍋ヶ滝に関しましては道、カントリーパーク等でここに関して入ってくる人数は間違いなく増えてくると思います。ここを民間にどう持っていくかということも大事なことだと思いますのでそこはもう担当課の方真剣に考えられてですね。今観光協会とか商工会とかで話をしてみますとそこに店が入るとかいうことはあんまり知らない方のほうが多いです。どういうふうにするのかというのはよく聞かれますけれどもその辺は十分町のほうも考えていただきたいと思います。地熱発電に関しては自分も関係の1人ではございますので余りどうこうということはないんですけれども、ただわいた会に関しましてはできるだけ地域貢献策にお金を割こうということで今動いております。どうかたちで達成できるかはちょっと今担当課とか町長にも話していると思いますけれども、少しでも10年20年後の小国町がいい方向に持っていけるように自分も議員なりに頑張っていきたいと思っておりますのでその辺は協力してやっていきたいと思っております。

ちょっと早いですけれども、これで私の一般質問を終わりたいと思っております。

議長（熊谷博行君） 予定していた5名の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日11日水曜日は、2名、杉本いよ議員、江藤理一郎議員の一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後3時29分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（7番）

第 3 日

令和6年第4回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和6年12月11日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和6年12月11日 午前10時00分

1. 閉 会 令和6年12月11日 午前11時35分

1. 応招議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤理一郎君	2番 杉本いよ君
3番 高村祝次君	4番 児玉智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎俊一君
7番 松本明雄君	8番 熊谷和昭君
9番 久野達也君	10番 熊谷博行君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行君	書記 宇都宮愛子君
	書記 穴見紗里奈君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教育長 村上悦郎君
総務課長 佐藤則和君	教委事務局長 久野由美君
情報政策課長 田邊国昭君	産業課長 穴井徹君
税務住民課長 中島高宏君	建設課長 小野昌伸君
福祉課長 宮崎智幸君	
建設課審議員 谷口正浩君	総務課審議員 松本徳幸君
町民課保育園長 室原由美君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 6.12.11)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は12月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は10名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は昨日の10日火曜日に引き続き一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。

なお、本日の一般質問は、登壇順に1、杉本いよ議員、2、江藤理一郎議員となっております。

それでは、2番、杉本いよ議員、御登壇願います。

2番（杉本いよ君） おはようございます。

12月も半ばを過ぎようとしております。特に私たち女性は主婦でもあり師走の年末年始ということで本当に慌ただしい思いをしておりますけれども、とにかく風邪など引かぬように気を付けようと思っております。お互いに体調管理には気を付けてほしいと思っております。

今日私は、二つの質問をさせていただきます。

ところで先月に行われた子ども議会を傍聴したことでちょっと質問に入らせていただきます。子どもたちの質問や提言の内容に非常に感銘を受けました。本当に忙しい受験勉強の合間を縫って社会科の授業の一環とは言いますものの真剣に取り組んだ子どもの努力には頭が下がる思いがしました。しかしながら過疎化が進んでいる町であるということを踏まえると執行部側の回答には改善の余地もあるのかなと感じました。子ども議会は子どもたちが町政に関心を持ち主体的に参加する貴重な場であります。子どもたちが提案しやすいように導くためにはやはり具体的なテーマ設定や課題、問題の解決へつないでいくように、また子どもたちが参加しやすい環境づくりをして活動を充実させること。町の政治、町政に反映させることが大事なことではないかと思っております。私としては小国で過疎化が進んでいるということも考えまして働ける場所の確保が必要ということも考えてみました。例えばですが現在福祉の事業所がたくさんありますけれども事業所に勤めておられる方はほとんどが高齢でございます。いつ辞めても仕方がない状態にあると思っております。では後継、後に続くものはどんなかなと思っていましてやはり子どもに頼ること。子どもたちがもし福祉に関わる仕事がしたいという思いがあるのであれば教育課程の中で本当に助成であったりとか奨学金の制度とかで育てあげることもいいのかなと思いました。それからやはり帰って見たら小国は住みよいところで住宅の提供もできる家賃の一部なんかも負担ができるというようなことがあればいいかなと思っております。また今いろんなところでうわさされていますけれども老人との同居などで安心して住めるところ。そういうところを提供することで小

国町に就職を希望される方もいると思います。過疎化を踏まえてそういうお考えはお持ちではないでしょうか。お答えをお願いします。

町長（渡邊誠次君） 総括的な御質問ですので私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、子ども議会につきましては私も答弁のときにお話したように非常に頼もしく感じたところでございます。ただ子ども議会でございますので中学生の中で授業の中で皆さんで考えられた案をもとに子ども議会をなされた。執行部の答弁の中身については子どもたちがどう捉えたか。それはまたそれぞれの考え方であるというふうに思います。また子どもたちのすばらしい考えがたくさんありましたのでもちろん町政に反映できるところはさせていただきますけれども、今すぐにはできること、後にできること、できないこと様々にあると思いますのでその選択は町のほうでしっかりさせていただきたいなというふうに思います。また子どもたちも議会の場でああいうようなかたちで執行部への提言という今の議員の皆様方の立場と同じようなかたちで御提案をされたわけでございますので、議員の皆様方にも子どもたちのお手本になれるようなそんな質問をしていただければなというふうに私も思っているようなところがあります。しっかり執行部も子どもたちに応えられるような執行部を目指したいというふうに思っているところです。今、杉本議員がおっしゃられた部分に関しましても町で主導しなければいけないところという御意見は分かりますけれども、やはり家庭の中でまずはしっかりお話をさせていただくことも大事なのかなというふうに思います。町外にお住みになられて町外でお仕事をされている方、町内におられて町内でお仕事をされている方、町内に住まわれている方、町外に住まわれている方、その選択は皆さん御自由でございますのでその選択肢の中で小国町としては選択に選ばれるようなかたちをしっかりと保っていききたいなというふうに思っておりますが、御家庭の中でもしっかりと考えられて町外に出られたほうがいいのか、町内に残られたほうがいいのか。また住まいの提供に関しましても小国町は3千何百世帯か確実な数字は私は持っておりませんが3千何百世帯あると思います。昔2千世帯ぐらいしかなかったということを考えれば町内に住んでいて核家族化が進んでいるというところもありますので、同居をされるかされないかといったところは私は家族の中でお話をされるのが一番だなというふうに思っておりますのでその部分では町の補助とかそういったところよりも、まずは御家庭でお話をさせていただくというのが大事ではないかなというふうに思います。繰り返しになりますけれども町でやっていったほうがいいのか御家庭でやられたほうがいいのか、それを重ね合わせることでまたいい町が出来上がっていくというふうに思っておりますのでこのような答弁とさせていただきます。

以上です。

教育長（村上悦郎君） 子ども議会の意義というようところで御質問いただいたと思います。教育委員会としてというところでお話をさせていただきたいと思います。御質問をいただきありがたいと思っております。今議員がおっしゃったように子どもたちが参加しやすい、意見が言いや

すいというような議会をとということでしたが。この子ども議会。議会というよりも子ども会議というほうがいいのかなどというふうには思っていたのですが、今回は中学校のほうから社会科の授業でやりたいと。一昨年までは総合的な学習の時間の研究したことを発表する場というのがこの議会の場でありました。今年は「社会科の」というところで。ですから学校の行事とかいろいろなものをするときにはたくさんの方が狙えます。視点を変えればですね。運動会をします。低学年の目標はとにかく皆んなと仲よく競技しましょう。高学年になったら全体を運営する。低学年にも声かけましょう、全体のことを運営しましょうと。同じことをするでも狙いが違うというところで僕は今回の子ども議会、中学生が参加するというところで、事前に開会式するとき挨拶をさせてさせていただいたのですけれどもその中で確認したのですが、事前に3点のことを主催者としては考えているというところでそこが学びの場ではないでしょうかということを確認しました。1点目が自分の住む小国町や町の政治、そして議会や議員に対して関心を持ってもらう。2点目が町の政治や議会の改善、改革につなげるための広聴機能を充実させる。広聴機能。いろいろな様々な方々からの意見に耳を傾ける。実際そういう場面だったと思うのですが。3点目が選挙。選挙権が平成27年から一部改正になりまして18歳以上に引下げられた。ですから議会を身近に感じてもらい将来的な投票参加意欲向上や選挙の関心を高め自分には関係のない他人事から自分事に少しでも変化してもらうことが目的です。ということでこの後校長先生、担当ともお話をしたのですが十分達成できたのではないかなと。この目的からすればですね。この発表のために中学生一生懸命努力して考えました。緊張して発表してもらいました。そのこと自体がもうすばらしい。そして発表を執行部がしっかりと受け止めて丁寧に返す。一つ一つ丁寧に返したけれどそこで執行部とのつながりといいますか学校で言うところ「人と人をつなぎ、だれ一人取り残さない教育に向けての推進」というところが図られたのではないだろうか。子どもたちの学び、理解にはつながっているのではないかな。そして今議員からもお話があったと思うのですがそのほかにもいろいろなことが狙える。一つこれで反省をしました。学校長とお話をしまして今回の途中と終わってから。「次年度に向けてどうしましょうか」、「今後の子どもたちに対してはどうでしょうか」というところでお話を。まず次年度に向けて。今年は発表前に生徒たちと関係部局との話し合いを全然持つことができませんでした。子ども議会を開催する時期に合わせて社会科の授業の時期をずらしてというようなことでした。なかなかうまく時間がとれないということうちの担当の者も中学校のほうに「発表原稿できましたでしょうか」と催促するような場面もあったのですが、なかなか。ですからもう一歩、事前にこういうお話ができていると「これ先に聞いていたら、こんなアドバイスができたのにな」というようなところも課長からもありました。そこはまた時間的なところの反省点なのかなと。練り上げができなかったと。中学校のほうからは「今回、社会科で取り組んだというのがあったのだが総合的な学習の時間で担任が持つこと。時期的なものというのが社会科辺りでは順序よく並べていくのですが、総合的な学習ではそれを

入替えてというのが比較的自由にできるのでやはり総合的な学習の時間で取り組むと もっと内容の濃いものになったのではないのかな」という反省も出ておりました。子どもたちも十分に子どもたち同士で練り上げてというようなところがありました。今後というところはまた後でお話したいと思います。

以上です。

2番（杉本いよ君） 今町長のお話と教育長のお話で私の少し認識の足りなさもあったかと思えますけれども捉え方としても私もその場のことだけを一生懸命考えておりましたのでこのようなたちにさせていただきましたけれども、それぞれの思いとかお答えも本当に重要なことのできることから少しずつ前向きに考えていっていただきたいと思っております。私は子どもの気持ちだけを捉えておりましたので実現できるような政策案の中身はちょっと自分なりに考えまして議会形式よりもワークショップ辺りでやったほうがいいかなとか。それだったら意見を話し合える場がもっと広がっていいのかなとも思いました。そういう観点からさせていただきましたし終了後に提案の内容を再度課長さん方とか皆さんで話し合う場があるとお互いに共通できるものとかやってよかったなという子どもの認識があると思いました。子どもたちにとって達成感が得られる子ども議会であればいいかなと思いました。これで終わります。

2点目は避難所対策についてでございますが、今年の正月早々石川県の能登で大地震がありました。それを皮切りに自然災害が本当にどこそこでありまして被害のすごさを皆さんも御承知かと思えますけれども、他人事ですから見て大変だなとか支援まではなかなかほんの一部しかできませんでしたが、自分のところにきたときには大変な思いをするのではなかろうかと思いました。それで避難所に対する対策についてお尋ねをします。現在指定されている避難所の数とか場所とか収容される人数とかがお分かりでしたらお願いします。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは御質問の指定避難所の数ということと内容について説明を申し上げます。町のほうでは現在22か所の避難所を指定させていただいております。ちょっと全部申し上げるとかなり時間がかかりますのである程度まとめたところでよございませうでしょうか。

2番（杉本いよ君） はい。

総務課長（佐藤則和君） その中で常時避難所として開設させていただいているところが8か所ありまして、その内容をちょっと説明させていただきたいと思えます。まず小国ドームでございます。町最大の収容人数1千500人となっておりますけれどもこれは最大級入っていただいたところでございます。ここには避難所としての機能はかなりそろっておりますが今話題の冷暖房設備等は配備されておられません。それと次が万成小学校になりますけれどもここは体育館を含めまして300名となっております。常時は校舎の図書室のほうをそこは10数名しか入れませんけどそちらのほうを開けさせていただきましてそこがいっぱいになれば体育館を今度活用するとい

で対応している状況でございます。資機材としてはそういった間仕切りとか簡易テントとかそういったものを備蓄しておりますので避難所に職員を配置しておりますのでその辺で必要性があればそういったものを配備して対応したいと考えております。

以上でございます。

2番（杉本いよ君） 以前災害があったときに皆さん避難所に行かれたのですが、「間仕切りがなかった」とか「隣にいる方がいびきかいて」とかいろんな話を聞きましたので、その辺りのところも考えられて専用のスペース等の設置も必要かなと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひします。それから避難に対する研修や訓練です。そんなことが職員とかボランティアの方でなされていると思ひますけれども、その協力体制ということが詳しく分かれば教えてください。

総務課長（佐藤則和君） 訓練でございますけれども以前から話題になっておりました大字ごとの自主防災組織を中心としました避難訓練を平成の初めのほうから30年以上継続してまいっております。ただ大字1か所でやれば6年に1回しか大字に回ってこないということで「訓練頻度が低いのではないか」という御指摘を受けまして一昨年度からだったと思ひますけれども今2大字単位で訓練を実施しております。今年が本来であれば大字上田、下城を対象に避難訓練を開催するはずで11月の10日に開催する予定で事務を進めておりましたけれども、ちょうど衆議院選挙がその頃解散があつて選挙がどこに動くか分からないということで説明会もできないという状況がありましたので今年は避難訓練のほうはちょっと中止させていただきました。

どういった協力体制かということですが、一応災害を想定しまして町のほうに対策本部を設置しましてそこに警察、消防署、消防団あと役場職員が配備されましてあとは自主防災組織に放送等で呼びかけまして避難訓練を実施しております。一応今の避難訓練は集落の集合場所に避難していただいてそこで一応終わっていただいております。前は大字1か所でしたので最後に体育館に集まって講話とかいろいろやっていたのですが、そこまではちょっと2大字単位で行われていないのが現状であります。

あとボランティアさんの参加についてはボランティアということで訓練に参加ということはやっとやっておりますけれども、数年に1度は社会福祉協議会のほうに来ていただいて炊き出し訓練等をやっていただいたことはありますのでこれからもこのようなことが必要であれば検討していきたいと考えております。

以上でございます。

2番（杉本いよ君） 協力体制分かりましたけれども、緊急に「道路が通れない」「そこに行けない」とか「家の中に閉じ込められている」という場合もあるわけですので、その辺りのところも協力体制の中で近所の方との自分たちで守る。前防災で言っていました自助、共助、公助ですね。そんなのがちゃんとなされているような部落単位の在り方も説明したりとかおぐチャンで流したりとかしていただくと自然に皆さんが見ておりますのですぐ避難できる体制がとれるかと思ひま

すのでその点はよろしくお願ひします。それから近頃よく聞く言葉なんですけれども福祉の避難所ということをよく耳にしますが、小国町に福祉の避難所という場所がありますでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） おはようございます。

福祉避難所について御説明申し上げます。まず福祉避難所とはという部分からですが、福祉避難所とは災害が発生し先ほど議員が言われたように高齢者の方それから障害をお持ちの方それから妊産婦の方、乳幼児の方であったりあと病弱者の方とかそういった方が、先ほど一次避難所の説明がありましたけどそこでは過ごすことが難しいといった場合に避難していただく二次的な避難所として設置することとしております。町内では現在3か所。まず、おぐに老人保健施設。こちらのほうが定員20名です。それから次にサポートセンター悠愛。こちらが定員20名となっております。次に養護老人ホーム悠和の里。こちらが定員10名ということで合計50名で予定しております。各施設とも町のほうと毎年協定を結ばせていただいてそういった災害時に協力をいただくというような協定を結んでおります。最初に述べましたようにまずは一次避難所のほうに避難していただいてその中でどうしても一次避難所では生活が難しいといった場合に二次的な避難ということでこちらの福祉避難所を利用していただくようなかたちが基本的な考え方となります。ただし昨年も質問いただいたときにも説明しましたように直接避難されたりとかそういった方もおられますので、そういう方々は直接役場のほうに連絡をいただければうちの福祉課の職員が直接対応することで現在対応を考えております。それからそういう配慮が必要な方というのはいろいろと手帳をお持ちであったり介護認定を受けておられたりとかいうことでもともと介護であれば介護サービスを受けたりということで、そうしますと介護支援専門員がそれぞれの方についておりますのでそういう方々にもこういった情報を提供してスムーズに避難が行われるようにということで今取組をしているような状況です。実際今年も1名の方は直接うちの福祉課のほうに連絡をいただいて福祉避難所のほうに避難をしていただいたというような事例もっております。それから前から言いますようにこういった避難についてはもう今現在気象情報関係がかなり早い段階から情報として入手できますので、そういうことでできるだけ皆さん早い段階で情報を入手して早めの避難をしていただくということが一番必要な部分ではないかなというふうに思っております。

以上です。

2番（杉本いよ君） またお聞きしますけどけれども障害者とか要するに手を取られる方とか病気の方とか福祉関係で手帳を持っておられる方とかはまず持っていないで逃げるではないですか。一次避難所に行った場合は大体福祉の方がいれば分かるわけですよ。ですのでそれから二次の避難所に行くという場合手帳を持っているか持っていないかで判断するということはないわけですよ。

福祉課長（宮崎智幸君） まず基本的な部分でお話し申し上げますと毎年町のほうでは避難行動要

支援者計画というのを立ててそれぞれの地区の部長さんですとか組長さん民生委員さんの方たちに御協力いただいて、そういった支援が必要な方の名簿というものを作成しております。町のほうはまずそういったことでそういう管理の部分を行います。登録をしていなくても一次避難所に避難されてそのときに手帳を持ってなくてもこの方は支援が本当に必要だということで申出ていただければ、そこで福祉のほうの職員が調査というか行いましてそういう福祉避難所のほうに行ったほうがいいとかいうそういった部分の判断をしていくというような体制をとっております。

以上です。

2番（杉本いよ君） 本当に必要な状況について知ることができました。でしたらまた次に移りますけれども避難所における食料です。水とか毛布とか簡易トイレとかの備蓄状況はどういうふうになっていますか。

総務課長（佐藤則和君） 備蓄ということでお尋ねでございますけれども飲料水等であればペットボトル2リッターで1千本、500ミリリッターで200本の備蓄があります。それと先ほどお尋ねがありましたパーテーション辺りが50セット、先ほどベッドの話も出ておりましたけれども段ボールベッドのほうは50セット。これにつきましては各避難所に最低でも3セット以上今配置済みでございます。あともろもろ備蓄品ありますけれども梅雨を前にした時期とか年に数回避難所を回りまして「水が何本あるか」とか「毛布が何枚避難所に置いてあるか」とかそういったことを確認しながらいざというときに不足しないように対応をさせていただいております。その他もろもろたくさんありますけれども毛布であれば約3千枚ほどまだ備蓄がある状況でございます。項目としては全部で40、50ありますので全ては申し上げませんがそういった備蓄状況でございます。

以上でございます。

2番（杉本いよ君） 備蓄状況は分かるのですが、足りなくなった場合とかがあるわけですよね。その場合は例えばスーパーとの契約とかのことも考えておられますか。

総務課長（佐藤則和君） 一応スーパーといいますか小国であればナフコさん、コメリさん辺りとそういう災害協定を結んでおりまして災害が発生してそういったものの物資が不足した場合は一般の流通よりも優先的に町のほうに分けていただけるような協定は結んでおります。

以上でございます。

2番（杉本いよ君） 今までの避難訓練の住民の参加率というのは何%ぐらいあるのですか。

総務課長（佐藤則和君） すみません。住民の避難訓練の参加率はちょっと今日持ち合わせておりません。そこはまた後でお知らせします。

2番（杉本いよ君） いろいろお聞きしまして避難所の利用状況とか備蓄状況とか責任体制についてのことは説明をいただきましたので今後のことについてもう一つだけお聞きいたします。高齢者はもとより外国人の方もおられると思いますが、その辺のところの情報提供とかもほとんど日

本語がしゃべれるかなと思いますけれどもそんなところの訓練もなさってらっしゃいますか。

総務課長（佐藤則和君） 外国人の方を対象にしたそういった訓練は今のところ行っておりません。

以上でございます。

2番（杉本いよ君） いろいろな状況を今お聞きしましたけれども、住民の安心安全を考えた防災の対策が少しは改善の余地もあるかと思いましたがけれどもなされているようですので本当にありがたいことと思っています。また住民にこのようなことがちゃんと伝わっていくようにですね。なかなか伝わらないで「行き先が分からなかった」とか「食べ物不足だった」とか「買いに行きたかった」とかというような話も以前聞いたこともありますので、周知していただくことが一番大事なことかなと思いました。これで私の一般質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） 杉本議員せっかく避難所の質問をしていただきましたので私のほうからも先ほどの避難所の部分を含めて防災について少しだけ補足をさせていただければなというふうに思います。外国人の方の対応ということでなかなか現在まではできておりませんでしたけれども、県のほうで先日私も資料をいただいて来まして今防災の部分については外国人の方もこれから今後もっとも増えていくであろうという予測がされておりますので、多言語化された文章で小さい冊子なのですけれども県庁のほうから「今から市町村に向けて必要なところは配りますよ」というようなお話も「取りに来てください」というか「配布をします」というようなお話をさせていただきましたので、その部分では町のほうも総務課を中心になると思いますけれども少し対応していければなというふうに考えているところでございます。また杉本議員も皆さん方も御存じのとおり近年で特に風水害が激甚化集中化。本当に全国いろんなところでもう毎年のように起きております。以前のことを考えていただくと毎年災害がどこかで起きるような状況ではなかったのではないかなと。もうそれは最近ここ10年20年ぐらいになってきたのではないかなというふうに思います。私が11月に上京を合わせて2週間ぐらいしていたのですけれどもそのときに様々にセミナーや講習会ございまして、そのときに非常に多くの防災関係のセミナーもございましたのでその部分で少し国からのお示しの部分がありましたのでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども。1950年代の産業革命から現在まで気候変動によって約1.1度から1.2度気温が実際に上昇しているということでございます。今後1.5度は気温が上昇することは予測ではなく現実味を帯びている。様々な取組や対策が行われているけれどもやはり1950年からですけれども1.5度上がることにしましてはこれは避けられないのではないかなというふうに言われております。これまでも1980年から降水量が約16%増えている。線状降水帯の総数は約1.5倍増えている。今後雨が増えていくという試算でも降雨量が1.1倍、川の水量が1.2倍、洪水の発生頻度は約2倍になるというふうに国のほうはお話をされております。先ほど言いましたように激甚化災害が非常に発生しやすくなっております。特に小国町は急峻な地形が多ございますのでやはり災害対策として先ほど避難所全部合わせて22か所で5千800名と言われ

ておりましたけれども、6千人程度の自治体においては避難所はあるほうだとは思いますが、水害というのは小国町全体がというのはなかなか考えられない。地震のときはそういったことはありますけれども水害の対策をまず町のほうでもしっかりと考えていかなければならないというふうには国のお示しもありますので防災対策としては優先順位としてはそうかなとは思いますが、その中においても町としても今後また避難訓練であったり先ほど言った今こういう状態ですよというふうな周知活動も含めて取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますし、暮らしていくというところでは住民の方たちの安心安全の部分が非常に大事であるというのは私もしっかり考えておりますのでその部分では議員の皆様にも今後御協力いただいてこの防災意識この向上を高めていくことというのも非常に大事であろうと思っておりますし、また消防団、民生委員の方々、関係者の方々がたくさんおられますのでその方たちとも連携を今後とも進めていきたいというふうに思っております。防災の部分ではもう本当に杉本議員言われたようにまずは自分で自分の身を守ること。そして互いに守ること。そして公という順番。まず自分の命を守ることが最優先でございますのでその部分では事前に分かる情報であれば少し収集していただいて、小国の町内だけでなく構わないと思っております。私は親戚のお家でも構わないですし友達のお家でも構わないと思っておりますけれども、まずは避難をしていただくというような方法をそれぞれの皆さんのほうでまずは考えていただきながら先ほどの皆んなで考えるといった部分。重ね合わせていくことが大事だというふうに思っておりますのでどうぞ杉本議員におかれましてはそういった意識の部分をもたえていただいて一緒に広めていただければなというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時から行います。

（午前10時49分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

議長（熊谷博行君） 1番、江藤理一郎議員、登壇願います。

1番（江藤理一郎君） 皆さん、こんにちは。今回の12月議会定例会一般質問、最後の登壇をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、私、今回二つの質問をさせていただきます。一つは、高齢者の免許返納について。二つ目は、公共ライドシェア、自治体ライドシェアについてを質問させていただきます。

まず一つ目、免許返納についてです。始めに運転免許返納を促すための制度導入について質問を行います。日本における大きな課題である少子高齢化。全国の75歳以上の後期高齢者数は昨年2千万人を超えまして総務省統計局のデータによりますと5年後の2030年には2千288万人となり全国的なピークを迎えると言われております。我が町におきましては16年後の2040年には2人に1人が65歳以上の高齢者になるとの想定がなされております。そのような高齢

化が深刻な状況下におきまして全国で発生する高齢ドライバーによる交通事故は連日のようにニュースに取上げられており、特に記憶に残る事故としましては5年前の2019年に発生しました3歳児と母親の命を奪った池袋暴走事故でありまして当時88歳の高齢ドライバーがブレーキと間違えてアクセルを踏み続けたことが原因とされているもので、残された遺族は想像を超える苦しみではなかったかと思われまます。このような悲惨な事故が起きないようにするためには運転に不安のある高齢者は技能試験等を受けて警察に相談すること。そして免許の返納を進めることが必要かと思われまます。しかしながら小国町においては買物や通院などに車以外の公共交通が充実していないため運転免許返納をためらう方が多いのが実情です。そのため今後は運転免許を返納しやすい環境づくりの構築が求められていくかと思われまます。そこで質問です。高齢化が進む小国町における高齢ドライバーの免許返納の状況はどうなっているのか。また75歳以上の高齢者人口と年間の免許返納者数は近年どのように推移しておりますでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） それでは、まず75歳以上の人口の推移について御報告申し上げます。

令和元年度で1千585名、令和2年度で1千560名、令和3年度で1千548名、令和4年度で1千543名、令和5年度で1千552名となっております。これは小国町の人口の約25%を占めております。

次に免許返納者の数を申し上げます。令和元年度で36名、令和2年度で36名、令和3年度で23名、令和4年度で13名、令和5年度で21名となっております。5年間の年間の平均で26名の方が免許を返納されております。

以上でございます。

1番（江藤理一郎君） 75歳以上の方が全人口の25%を占めるということで今後もこの率は上がっていくことになるかと思われまますので次に質問いたしますのは、運転免許の返納率向上というのが課題になるかと思われまます。そのために75歳以上の免許返納者に返納特典を設けるなどの施策は検討されていないでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） それでは、よろしくお願ひします。先ほど総務課長より免許返納者数の報告がありましてその返納者に対する取組としまして近隣の状況などを調べております。熊本県内でなのですがタクシーチケットを配布している。これは金額的には2万4千円分配布している山都町。乗合タクシーを1年間減免しているという和水町などがあります。そのほか近隣で南小国町では65歳以上の方で免許をお持ちでない方に1年間で50枚タクシー券を配布しているというのがあります。こちらについては500円が自己負担で小国郷内のタクシー会社。利用範囲を小国郷内といった取組などを県内でそして近隣でということで状況を把握しております。タクシーチケットなどもありまして枚数の制限などがあって使い勝手の点など問題があるところもあるかもしれませんが、いずれの取組も参考にさせていただいております。しかしながら小国町では当面現状の乗合タクシーやにじバス、こちらの周知と活用の促進に取り組んでいくことを

考えております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） 熊本県内でもかなりの数の市町村 4 5 市町村ありますけどそのうち 3 3 市町村、全体の 7 3 %がそういった免許返戻の特典を設けております。情報政策課長がおっしゃったように各市町村でいろいろと特典を設けておりますし先ほどの答弁でいきますと乗合タクシーそれからにじバスを充実させて免許返納者のほうにもそういったところに積極的に乗るようにしていただきたいという内容かと思いますが、にじバスそれから乗合タクシーは病院それから買物についてはある程度補完していくかと思いますが、それ以外で友人の家に行ったりとかそれから御家族が近くに住んでいたら南小国町の娘の家に行ったりとかいろんなケースが考えられると思います。小国町の場合はそういったところに活用できないのがにじバス、乗合タクシーでして。今後そういったお年寄り高齢者の方々が豊かな人生を送ってもらうようにするためにも病院それから買物だけでなくいろんな方々と会いながらとかいろんなところに出かけながらというのも含めて、タクシーチケットの配布というのを是非検討していただけると良いかなと思っております。先ほど申しあげましたように 4 5 市町村のうち 3 3 はもうこういった特典を設けておりますので、そろそろ小国町のほうも検討をしていただけるとよいなというふうに思います。また小国郷におきましては交通安全協会もごございますのでその辺りとの連携なども図っていただきまして、できれば 5 0 0 円分のタクシー券を年間で 6 0 枚配布するなどそういった取組を検討していただきたいと思います。そちらにつきましては何か答弁のほうございますか。

町長（渡邊誠次君） はい、お答えさせていただきます。

今御検討というところで話を一回情報政策課の中でさせていただきたいというふうに思っておりますが、基本的な考えの中で、都会で免許返納する状況と田舎で免許を返納する状況はかなり違うのではないかなというふうに思っております。市内といいますか公共交通が充実をしている地域で免許を返納するということは比較的、それでも自由度はかなり奪われるとは思いますが、少なくとも先ほどから言われるとおりの状況を考えてまずは御本人が考えること。そして御家族の中で考えられることが一番だというふうに思っております。運転は免許でございましてその部分ではもちろん責任があるというふうに思っております。やはり自主返納という部分では御本人若しくは御家族と一緒に話し合いになりながら返納していただく段階になれば返納していただく。私もそうですけど私が小さい頃の 6 0 歳と今の 6 0 歳では僕は全然違うと実は思っております。そのような中で年齢的な部分もありますがやっぱり免許というかたちでございまして、いつの年齢でもやっぱり返納ということがかたち上は必要になるところがあるのかなあというふうなことも考えております。これを促す考えというところであれば町の考えで言えば理想論かもしれませんがやっぱり公共交通を充実させていくことが大前提としての返納、それが大事なかなあと思います。にじバスも今 2 年目 3 年目入りますけどやっぱりスタートから終わり

までが長いのです。片側ですと行きますので。この部分をサイクルというか円につなげて小さくまとめていくとか。今度交通座談会もありますけれども町内の話それから杖立の話も出ておりましたし、今乗合タクシーになっている部分をひょっとしたらその地域は距離がある程度真っすぐでもう真ん中のほうに向かうのであれば乗合タクシーをにじバスのほうの形態に切替えたほうがいいのかなど。様々なダイヤを組むというのは本当難しいのかもしれませんが専門的な方の御意見を聞きながら熊本県の交通関係でも県庁でもまた入っていただいて検討を進めながら公共交通はにじバスであったり乗合タクシーというかたちがありますけれども、公共交通をどのように充実させていけば地域の住民の皆さんのニーズに合うのか。これをやっぱり毎年ですけれども見直していくことが一番大事なのかなというふうに思っています。その答弁の部分では自主返納の部分については今明確な答えは出ておりませんが、御検討させていただいた上で町の方針としては今そのような方向で考えているということを伝えさせていただきます。

以上です。

- 1 番（江藤理一郎君） 私の提案に関しましても一つはきっかけになるかなというのがあります。高齢者のそろそろ免許返納したほうがいいのかないかなというお年寄りをお持ちの息子さん娘さん心配されている方もいらっしゃると思います。その方々が「ちょっともうお父さん、そろそろ免許返納を考えようか」というきっかけとして75歳になったので例えば「特典も付いているし、この辺りで返納しませんか」というきっかけを作っていく物としても是非特典考えていただきたいですし、今総務課長からも御答弁ありましたけれども年間で30人弱です26人ぐらいですかね平均すると。ということは1人3万円したとしても大体100万円もかからないぐらいのものでございますのでまた検討をいただきたいなと思います。

次に自治体ライドシェアの導入について質問させていただきます。まずは自治体ライドシェア、公共ライドシェアとも言われておりますが。日本では自家用車による営利目的の運行、白タクです。これは違法となるため一般ドライバーによる有償でのライドシェアは提供できなかったのですが、近年の社会情勢の変化によりまして二つのタイプのライドシェアが条件付で許可されております。一つはタクシー会社が運行主体となった自家用車活用事業。日本型ライドシェアといえます。もう一つが過疎化や高齢化によって路線バスなどが撤退し地域住民の移動が困難になった地域。交通空白地と言われますけれどもこちらに適用される自家用有償旅客運送。こちらが自治体ライドシェア、公共ライドシェアと呼ばれるものになります。自治体ライドシェアは以前から自治体や商工会、社会福祉法人などが主体となり主に小国のような過疎地で活用されていたのですが、今年1月に規制が緩和されまして導入する自治体が広がっております。規制緩和の内容は交通サービスが限られる時間帯が生じる場合も交通空白地として認められたこと。運賃の目安が従来のタクシー運賃の5割から8割に上げられたことが規制緩和の主な内容です。主にアプリを使った予約システムや電話などを通じて利用者が必要な時間に車両を利用できるように

することもメリットの一つでありまして、観光客の利便性向上や飲み会時の移動手段それから一般住民が隙間時間に稼げる仕組みづくりにもなりまして地域経済の活性化またタクシードライバー不足を補うことにもつながると考えられます。現在全国で44の自治体が自治体ライドシェアを含む地域公共交通に関する検討を開始しておりまして、県内では熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町、益城町などの恐らくTSMC関連事業で活性化しつつある自治体だと思われそうですが。またそのほかでは阿蘇郡市において同程度の人口規模である高森町それから西原村が検討を開始しております。そこで質問ですが今後小国町におきまして小国町がリードして行ってタクシー会社などを巻き込んで日本版ライドシェアや若しくは自治体ライドシェアを導入するなど検討されたことはありますか。

情報政策課長（田邊国昭君） それでは、ライドシェアについて現在までの取組を説明させていただきます。今議員から説明があったようにライドシェアには二つのタイプがありまして、一般のライドシェアで日本版ライドシェアそして自治体に取り組む自治体ライドシェアというタイプがありまして、ここ最近内容も大分拡充されていっているところかなというふうには思っております。議員のおっしゃる自治体ライドシェアとなるとどうしてもこの自治体やNPO法人が主体となって行うということになっておりまして、交通の空白地というところで認められていくということになっておりますので比較的過疎が進んだところでも取り組むことができるのかなというふうには思っております。しかしながら小国町の状況を見ますとタクシー会社が3社ありましてタクシーの台数があります。まずはこの日本版のライドシェア一般のライドシェアのほうですけどこちらのほうからの取組かなあというふうに考えておりまして、まだ具体的ではありませんがタクシー会社の方に感触を確かめるぐらいで「どういうふうにお考えですか」ぐらいはまだ全社ではありませんが確認を行って「今のところまだそこまでは考えていない」というのがありました。といいますのもタクシー会社が主体となって行うこのライドシェア。一般の方のドライバー一般の方の車を活用して行うものですのでそういったときにどうしても心配になるのは安全性かなというところになると思います。事故そして犯罪のときの対応というのまで考えますとタクシー会社がそこまで取り組むかなというところがまだ不確定かなというのが感触であります。できましたら先ほど町長の答弁にもありまして昨日の私の答弁にも重なりますが今後公共交通全体を考えていくときに座談会というかたちで皆さんからの意見を集めていきたいと思っております。その中でこのライドシェアの話も出るかなと思っておりますので、そちらのほうでもまた議論させてもらいたいと思っております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 高森の草村町長から昨年「ライドシェアやるので小国町もどうですか」というお話を阿蘇郡市の中の首長さんで阿蘇郡だったかな佐藤市長はおられなかったかもしれないですけどもうちょっとそこすみません曖昧ですが話をしました。その中で今ライドシェアに興味

を持たれている自治体が3、4あってうちも一応調べさせていただいてかなり考えたのですが、草村町長にお答えしたのは「ちょっと1、2年やってみてください」と。「それを見ながら本当にいいようであったら小国町も導入したいと思います」というようなお話をさせていただきました。最先端でされるというのはもう非常にチャレンジングでいいことだというふうに思いますけれども、この部分に関しましては小国町ではちょっと様子を見させていただきながら検討課題に上がってないことは全然ないんですけども、ある種完全な公共交通ではないのかもしれませんが公共交通の中の一部としていろいろ取組もしていかなければいけないなというふうに思っておりますので今情報政策課長もお伝えしましたようにしっかりと考えさせていただきたいなというふうに思います。

1番（江藤理一郎君）自治体ライドシェアにつきましては私も3事業者ございますので3事業者にヒアリングもさせていただきました。おっしゃるとおり最初は「そこまでは考えてない」というふうにおっしゃるのですけれども課題としては1年後2年後に迫ってくる人手不足、ドライバーの方の高齢化これが一番の課題でして、やはり働く人ドライバーがいなければもうタクシーを運営していけないバスも運営していけない状況になります。その辺りはかなり危惧されておましてこれをやっぱり突破できるようにするには一般の方々が車を運転してこのライドシェアの取組に参画できるような仕組み。こういったものが必要なのではないかとというふうに事業者の方々も考えられていると思いますので、来年ですけれども公共交通に関して交通網に関して事業者の方々それから議員の皆様とお話合いができるということですのでそういったところで小国町役場の執行部が音頭を取ってやっていただけるということですので前向きに検討していただきたいなというふうに思います。こちらに関しましてはライドシェアだけに限らず自動運転のコミュニティ小型バスの導入なども検討していただきまして、今後増えてくる高齢者を中心とする交通弱者の方々の応援や少しでも小国高校という地元の高校を選択してもらうためにも高校生の通学などへの対応も視野に入れていただきまして小国郷独自の交通網づくりに取り組んでいただきたいと思っております。こちらについては御答弁よろしいですか。

町長（渡邊誠次君）モビリティといいますかスローモビリティ含めて無人判断A Iもかなり進んでまいりました。実際にスローモビリティで人が乗らずにゆっくりと回るようなところも出てきましたのでその部分でも取組も私も考えております。時期的な部分ですね。それから先ほど言いましたように公共交通の中にかに組入れていくかというところが大事だというふうに思います。それからもう1点考えていたのは便利がいいのはいつも行って思うのですけど羽田空港で歩く廊下はものすごく便利がいいなというふうに思っておりますので、どうか小国町の場合は特にそうですが徒歩圏内で歩く廊下辺りも考えなくもないなあと実は思っていて公立病院と役場の間とかフレインさんとかマルミヤさんとか主力になるところ。こういったところにそういった部分でも一つでもあると多分公共交通はその間は要らなくなるので考えるのも一つありかな。スローモ

ビリティと同じ考え方ではあるのですがそういったつなぎ合わせ。先ほどダイヤが難しいというふうに言いましたけどやっぱり今度つなぎ合わせというのが一番難しいのかなあというふうに思っておりますし、やっぱり風雨にさらされる状況であれば劣化も激しいというふうに思いますがそのような状況ではないところも可能性としてあると思います。私としてはいろんな考え方を否定するところのスタート地点ではございませんので可能性を考えていきながらまた御意見いただきながら効率よく人が運べるようなかたちを取ればなというふうに思っております。

以上です。

1 番（江藤理一郎君） いろんな取組ができると思いますが今回議会において一般質問でも7人の議員が登壇しました。そのうち私も含めて3名がやはりこの交通についての質問をしております。これについてはやっぱり町民の方々の声がこういった交通に関することは多くなっている現状ではないかなというふうに思いますのでしっかりと重く受け止めて検討を深めていただきたいなと思います。

それでは、すみません。最後にちょっと今回通告に上げてなかったのですがけれども同僚議員のほうから小国町のジャージー牛乳消費拡大応援条例について議案が上がりましたので、こちらについて私なりの考えと申しますか述べさせていただきたいと思っております。小国町の中学生の子ども議会において上がった案件でもありますし子どもたちの声をという思いは今回ちょっと否決された賛同しなかった議員においてもやはり大切にしていきたいなという思いもございませぬ。それからジャージー牛乳についても皆さんしっかりと消費拡大のために飲んでいただきたいなという思いもあります。そこで私も少し調べたのですがけれども今回のことも含めて例えば議会それから小国町の執行部一緒になって、ジャージー牛乳の消費拡大を応援する宣言などをしてはどうかというふうに思いました。ジャージー牛乳を中心にその他の農林産物の特産品や小国の産物、温泉などの観光資源などを応援したり支援したり宣言したりするという提案も同僚議員のほうからもお話がございました。いろいろと確認をしていきますと全国的にはふるさと名物応援宣言というのを中小企業庁が持ちかけております。全国で現在のところ100以上の市町村がこの応援宣言に参画し宣言を上げております。こちらに参画しますとふるさと名物の応援事業としての補助金もいただけますし、またふるさとプロデューサー特産品の応援をする人材の育成事業などの研修会の参画等ができます。また一番難しいのが宣伝ですね。広げるというところなんですけれどもそちらに関しては中小企業庁が持っているミラサポで全国に特産物を発信、宣伝していただけるという特典もございませぬ。是非こういったものも活用しながら応援していこうという機運を高めていく議会そして執行部それから生産者、JA、商工会、皆さんが手を取り合って広げていこうというような流れができないものかというふうに思いましたので私のほうで意見を述べさせていただきました。もし御回答がありましたらお願いいたします。

教育長（村上悦郎君） 今日の杉本さんの意見の後に「では、この前の議題をどうするのか。後で

またお答えします。」と言って終わられましたので話す機会がなかったのですが、是非生かしたい。これまでも議題、子ども議会いろいろなかたちでありました。スクールバスに中学生乗らせてもらえないかとかいうのも何回かありました。制服の助成金のも1回ではありません。何回も繰り返しであった。今回はまだ1回目の提案です。全てがですね。ですから次は1回目に足りなかったものは何だろう。どんな課題、新たな課題があるのかを子どもたちと考える。そこが総合的な学習ということです。次の課題は何なのか。1回突っばねられたらもう駄目ではなくて、ではどこが課題だったのか。そこが今総合的な学習の中で学ぶ。新たな課題を正解のない問いに挑み続ける。そして自分たちで課題を見つける。人を非難したり中傷するばかりではなくて。では何でどこを変えたらいいのかな。牛乳条例であればということで飲食店の方々の意見を聞いてみたら。保護者の意見は。農家の方々の意見は。JAの方は。担当課との相談はというようなところで盛り上がっていくとまた新しい提案ができるかも分からないねということで学校長辺りとは。ですから1回のあれでもう終わりではなくてまた次がというようなところで是非子どもたちから出たというところで。そして今日江藤さんからありましたそういった御意見もいただいて。この前議会でも議案出していただいて。そういうところを全て子どもたちにも感じてもらって。では僕たちはどうしていけばいいのか私たちはどうしていけばいいのか。協力はしてくれるというところがある。そこを考えて皆んなで盛り上がっていくこと。足りないところがたくさんあると思うのですが。それが今の3年生でできるか分かりません。次の代のところがするかもしれません。今日こんな意見が出た。前発議が新聞にも出ていました。議員さん。ということは中学生に返してそこから学んでいく。それとは別にもう議会でのいうのであればそれはそれでと思います。子どもたちのほうにはものすごくいい学びのところになっているのではないかなと。皆さん方がやっぱり協力してくれるというところはひしひしと感じているのではないかなと。いい意見を聞かせていただいた是非皆んなでいうところできれければいいなと今感じているところです。

以上です。

議長（熊谷博行君） 予定していた2名の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から小国町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和6年第4回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（3番）

署名議員（7番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

3番 高 村 祝 次 君

7番 松 本 明 雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を12月6日から12月12日までの7日間とする。

1.	承認第 7号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第7号：令和6年度小国町一般会計補正予算（第5号）について） 令和6年12月 6日 承 認
1.	議案第37号	公共工事請負契約の締結について（補第114号 町道下滴水線橋梁（下滴水橋）架替工事） 令和6年12月 6日 原案可決
1.	議案第38号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について 令和6年12月 6日 原案可決
1.	議案第39号	令和6年度小国町一般会計補正予算（第6号）について 令和6年12月 6日 原案可決
1.	議案第40号	令和6年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 令和6年12月 6日 原案可決
1.	議案第41号	令和6年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について 令和6年12月 6日 原案可決
1.	同意第 3号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 令和6年12月 6日 同 意
1.	諮問第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 令和6年12月 6日 適 任
1.	発議第 1号	小国町ジャージー牛乳消費拡大応援条例の制定について 令和6年12月 6日 否 決

《議案外》

令和6年12月6日

1. 議員派遣報告について

令和6年12月11日

1. 閉会中の継続調査の件

議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和6年12月6日

1. 小国町人権啓発フェスティバルについて
1. 令和7年二十歳のつどいについて
1. 小国町消防団出初め式について

《一般質問》

(1日目)

1.	地方政策と地方創生について	P 1～9
1.	下城イチョウの駐車場について	P 9～11
1.	今までの質問の経過について	P 11～16
1.	月刊誌の記事について	P 17～21
1.	地熱のめぐみ基金条例について	P 21～29
1.	今年の稲作や野菜の出荷状況について	P 29～34
1.	小学校、中学校で小国町のどのような学びができていますか	P 34～36
1.	収入未済額について	P 36～42
1.	歳入財源別決算状況について	P 42～44

(2日目)

1.	子ども議会について	P 1～4
1.	避難所対策について	P 4～10
1.	高齢者の免許返納について	P 10～13
1.	自治体ライドシェアについて	P 13～17

小 国 町 議 会 会 議 録
令 和 6 年 第 4 回 定 例 会

令 和 6 年 12 月 発 行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行

編集人 小国町議会事務局長 長 広行

作 成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電 話 (0967) 46-2119